

平成 23 年第 2 回
城里町議会定例会会議録

平成 23 年 6 月 14 日 開会
平成 23 年 6 月 21 日 閉会

城里町議会

平成23年第2回 城里町議会定例会会議録

◎ 告示	1
○ 会期日程表	2
○ 応招並びに不応招議員	3

会議録第1号

○ 日時	5
○ 出席並びに欠席議員	5
○ 説明のため出席した者の職氏名	5
○ 職務のため出席した者の職氏名	6
○ 議事日程	6
○ 本日の会議に付した事件	8
○ 開会	9
・ 町民憲章唱和	9
・ 議長あいさつ	10
・ 議員の出欠	10
・ 開会の宣告	10
・ 開議の宣告	10
・ 議事日程の報告	10
・ 諸般の報告	10
・ 会議録署名議員の指名	11
・ 会期の決定	11
・ 町長あいさつ	12
・ 承認第1号～議案第32号 一括上程、提案理由説明	12
・ 議案書差しかえ	19
・ 議案第33号 上程、提案理由説明	19
・ 日程変更	20
・ 採決	20
・ 発議第1号について	21
・ 請願第4号及び陳情第2号 委員会付託	21
・ 一般質問	21
10番 南條 治君	22

平成23年城里町告示第64号

平成23年第2回城里町議会定例会を次のとおり招集する。

平成23年6月6日

城里町長 阿久津 藤 男

1. 日 時 平成23年6月14日（火）午前10時
2. 場 所 コミュニティセンター城里 サークル室

11番 杉山 清君	29
12番 三村由利子君	42
5番 関 誠一郎君	55
・散会の宣告	65
○ 散会	65

会 議 録 第 2 号

○ 日時	67
○ 出席並びに欠席議員	67
○ 説明のため出席した者の職氏名	67
○ 職務のため出席した者の職氏名	68
○ 議事日程	68
○ 本日の会議に付した事件	68
○ 開議	68
・議員の出欠	68
・開議の宣告	68
・議事日程の報告	68
・一般質問	68
3番 三村孝信君	69
8番 桐原健一君	80
6番 加藤文夫君	84
・散会の宣告	89
○ 散会	89

会 議 録 第 3 号

○ 日時	91
○ 出席並びに欠席議員	91
○ 説明のため出席した者の職氏名	91
○ 職務のため出席した者の職氏名	92
○ 議事日程	92
○ 本日の会議に付した事件	94
○ 開議	95
・議員の出欠	96

・ 開議の宣告	96
・ 議事日程の報告	96
・ 承認第1号 質疑	96
・ 承認第2号 質疑	96
・ 承認第3号 質疑	96
・ 承認第4号 質疑	97
・ 承認第5号 質疑	97
・ 承認第6号 質疑	97
・ 承認第7号 質疑	97
・ 承認第8号 質疑	97
・ 承認第9号 質疑	98
・ 承認第10号 質疑	98
・ 承認第11号 質疑	98
・ 承認第12号 質疑	98
・ 承認第13号 質疑	98
・ 承認第14号 質疑	99
・ 承認第15号 質疑	99
・ 承認第16号 質疑	99
・ 承認第17号 質疑	99
・ 承認第18号 質疑	99
・ 承認第19号 質疑	100
・ 承認第20号 質疑	100
・ 承認第21号 質疑	100
・ 承認第22号 質疑	100
・ 承認第23号 質疑	100
・ 議案第29号 質疑	101
・ 議案第30号 質疑	101
・ 議案第31号 質疑	101
・ 議案第32号 質疑	101
・ 討論	101
・ 採決	106
・ 発議第1号 上程、趣旨説明、質疑、討論、採決	111
・ 請願第4号 委員長報告、採決	112
・ 陳情第2号 委員長報告、採決	113
・ 日程追加	114

・ 発議第 2 号 上程、趣旨説明、質疑、討論、採決	114
・ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	115
・ 報告第14号～報告第26号	116
・ 町長あいさつ	116
・ 議長あいさつ	117
・ 閉会の宣告	117
○ 閉会	117

平成23年第2回城里町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	種別	議事内容
1	6月14日	火	本会議	◎開会 ◎提案理由説明 ◎一般質問 ◎散会
2	6月15日	水	本会議	一般質問
3	6月16日	木	休会	議案調査
4	6月17日	金	休会	議案調査
5	6月18日	土	休会	議案整理
6	6月19日	日	休会	議案整理
7	6月20日	月	休会	議案整理
8	6月21日	火	本会議	◎開議 ◎質疑、討論、採決 ◎報告 ◎閉会

○応招・不応招議員

1. 応招議員

1 番	菌 部 一 君	9 番	小 林 祥 宏 君
2 番	余 水 紀 夫 君	1 0 番	南 條 治 君
3 番	三 村 孝 信 君	1 1 番	杉 山 清 君
4 番	河原井 大 介 君	1 2 番	三 村 由利子 君
5 番	関 誠一郎 君	1 3 番	小松崎 三 夫 君
6 番	加 藤 文 夫 君	1 4 番	鯉 渕 秀 雄 君
7 番	阿久津 則 男 君	1 5 番	根 本 正 典 君
8 番	桐 原 健 一 君	1 6 番	小 坏 孝 君

1. 不応招議員

な し

平成23年第2回
城里町議会定例会会議録 第1号

平成23年6月14日 午前10時04分開会

1. 出席議員

1番	菌部一君	9番	小林祥宏君
2番	余水紀夫君	10番	南條治君
3番	三村孝信君	11番	杉山清君
4番	河原井大介君	12番	三村由利子君
5番	関誠一郎君	13番	小松崎三夫君
6番	加藤文夫君	14番	鯉渕秀雄君
7番	阿久津則男君	15番	根本正典君
8番	桐原健一君	16番	小坏孝君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

町長	阿久津藤男
副町長	小山一夫
教育長	石原道明
総務課長	三村主
企画財政課長	阿久津保巳
税務課長	柏由美子
町民課長	松崎榮
保険課長	川又重光
健康福祉課長	山口充彦
産業振興課長	高松輝美
都市建設課長	矢内勝浩
下水道課長	柳橋和幸
会計管理者(会計課長)	小林恵子
水道課長	関谷一美
農業委員会事務局長	仲田均
教育委員会事務局長	茅根文夫

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	仲 田 不 二 雄
主 任 書 記	所 久 美 子
書 記	川 村 英 治

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成23年6月14日（火曜日）

午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第1号 専決処分第1号（平成22年度城里町一般会計補正予算第8号）の承認を求めることについて
- 日程第4 承認第2号 専決処分第2号（平成22年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについて
- 日程第5 承認第3号 専決処分第3号（平成22年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについて
- 日程第6 承認第4号 専決処分第4号（城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
- 日程第7 承認第5号 専決処分第5号（城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
- 日程第8 承認第6号 専決処分第6号（城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
- 日程第9 承認第7号 専決処分第7号（東日本大震災に伴う城里町立学校給食センターの特例に関する条例）の承認を求めることについて
- 日程第10 承認第8号 専決処分第8号（平成22年度城里町一般会計補正予算第9号）の承認を求めることについて
- 日程第11 承認第9号 専決処分第9号（平成22年度城里町国民健康保険特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについて
- 日程第12 承認第10号 専決処分第10号（平成22年度城里町老人保健特別会計補正予算第2号）の承認を求めることについて
- 日程第13 承認第11号 専決処分第11号（平成22年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号）の承認を求めることについて

- 日程第14 承認第12号 専決処分第12号（平成22年度城里町介護保険特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについて
- 日程第15 承認第13号 専決処分第13号（平成22年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第5号）の承認を求めることについて
- 日程第16 承認第14号 専決処分第14号（平成22年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第5号）の承認を求めることについて
- 日程第17 承認第15号 専決処分第15号（平成22年度城里町水道事業会計補正予算第3号）の承認を求めることについて
- 日程第18 承認第16号 専決処分第16号（平成23年度城里町一般会計補正予算第1号）の承認を求めることについて
- 日程第19 承認第17号 専決処分第17号（平成23年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第1号）の承認を求めることについて
- 日程第20 承認第18号 専決処分第18号（平成23年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号）の承認を求めることについて
- 日程第21 承認第19号 専決処分第19号（平成23年度城里町水道事業会計補正予算第1号）の承認を求めることについて
- 日程第22 承認第20号 専決処分第20号（城里町税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
- 日程第23 承認第21号 専決処分第21号（東日本大震災に係る災害被害者に対する町民税の減免の特例に関する条例）の承認を求めることについて
- 日程第24 承認第22号 専決処分第22号（城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
- 日程第25 承認第23号 専決処分第23号（城里町老人保健特別会計の廃止に伴う経過措置に関する条例を廃止する条例）の承認を求めることについて
- 日程第26 議案第29号 城里町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第30号 工事委託契約の締結について
- 日程第28 議案第31号 平成23年度城里町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第29 議案第32号 平成23年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第30 議案第33号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第31 発議第1号 城里町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一

部を改正する条例について

- 日程第32 請願第4号 城里町立かつら保育所存続に関する請願
- 日程第33 陳情第2号 大幅増員と夜勤改善で安全、安心の医療・介護を求める陳情書
- 日程第34 報告第14号 城里町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第35 報告第15号 城里町老人医療事務取扱細則の廃止
- 日程第36 報告第16号 城里町災害義援金配分委員会設置要綱
- 日程第37 報告第17号 城里町固定資産税減免基準要綱
- 日程第38 報告第18号 東日本大震災に伴う学校給食費徴収規則の運用規則
- 日程第39 報告第19号 平成22年度城里町一般会計継続費繰越計算書
- 日程第40 報告第20号 平成22年度城里町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第41 報告第21号 平成22年度城里町一般会計事故繰越し繰越計算書
- 日程第42 報告第22号 平成22年度城里町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第43 報告第23号 平成22年度城里町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第44 報告第24号 平成22年度城里町水道事業会計繰越計算書
- 日程第45 報告第25号 平成22年度財団法人城里町開発公社事業及び決算報告書
- 日程第46 報告第26号 例月出納検査報告（4月、5月執行分）

1. 本日の会議に付した事件

- 承認第1号
- 承認第2号
- 承認第3号
- 承認第4号
- 承認第5号
- 承認第6号
- 承認第7号
- 承認第8号
- 承認第9号
- 承認第10号
- 承認第11号
- 承認第12号
- 承認第13号

承認第14号
承認第15号
承認第16号
承認第17号
承認第18号
承認第19号
承認第20号
承認第21号
承認第22号
承認第23号
議案第29号
議案第30号
議案第31号
議案第32号
議案第33号
請願第4号
陳情第2号
一般質問

午前10時04分開会

○議長（小松崎三夫君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ここで、本定例会に先立ち、このたびの東日本大震災で被害に遭われました城里町民、さらには県内外の亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表し、黙禱をささげたいと思います。

それでは、恐れ入りますが、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（小松崎三夫君） 黙禱。

〔黙 禱〕

○議長（小松崎三夫君） ありがとうございました。

町民憲章唱和

○議長（小松崎三夫君） 引き続き、町民憲章の唱和をお願いいたします。

私が前文を朗読いたしますので、引き続きご唱和をお願いします。

〔町民憲章唱和〕

- 議長（小松崎三夫君） ご着席願います。
ご協力ありがとうございました。
-

議長あいさつ

- 議長（小松崎三夫君） 平成23年第2回城里町議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、条例改正、補正予算などをご審議いただく重要な会議でありますので、よろしくご審議をお願いするものであります。

なお、「夏の軽装」クール・ビズへの対応のため、本会議はノーネクタイで会議を進めますので、よろしく願いたします。

議員の出欠

- 議長（小松崎三夫君） 続いて、出席議員数についてご報告いたします。
ただいまの出席議員は16名です。
-

開会の宣告

- 議長（小松崎三夫君） 定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第2回城里町議会定例会を開会いたします。
-

開議の宣告

- 議長（小松崎三夫君） 直ちに本日の会議を開きます。
-

議事日程の報告

- 議長（小松崎三夫君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。
-

諸般の報告

○議長（小松崎三夫君） 日程に先立ち、諸般のご報告を申し上げます。

3月、4月、5月における各会議等への出席状況は、お手元に配付したとおりですので、ご了承願いたいと思います。

会議録署名議員の指名

○議長（小松崎三夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により

1番 菌部一君

2番 余水紀夫君

3番 三村孝信君

の以上3君をご指名いたします。

会期の決定

○議長（小松崎三夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、過日開催しました議会運営委員会の会議の結果について、南條議会運営委員長より報告を求めます。

10番議会運営委員長南條 治君。

〔議会運営委員長南條 治君登壇〕

○議会運営委員長（南條 治君） それでは、議会運営委員会を代表いたしまして、ご報告申し上げます。

去る6月7日に開催いたしました議会運営委員会の協議の結果について、ご報告いたします。

今期定例会に提案されます承認23件、議案5件、発議1件、請願1件、陳情1件、報告13件、合わせて44件の審議件数及び一般質問を検討いたしました。その結果、お手元に配付されております会期日程（案）のとおり、本日から6月21日までの8日間とすることに決定をいたしました。

議員各位におかれましては、議会運営委員会の決定どおりご賛同くださいますよう、ここにご提案申し上げます。

議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

ただいま南條議会運営委員長より、今期定例会の会期は本日から6月21日までの8日間とされるようご提案がありましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。

今期定例会の会期は、本日から6月21日までの8日間と決定いたしました。

続いて、地方自治法第121条の規定により、説明のため本日の会議に出席を求めた者の職・氏名は、お手元に配付いたしました名簿のとおりでございます。

傍聴人8名を許可いたしました。

町長あいさつ

○議長（小松崎三夫君） ここで、町長より発言を求められております。この際、これを許可いたします。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 本定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成23年第2回議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙の中をご出席いただき、まことにありがとうございます。

今回の大震災による被害を振り返るとき、自然災害の恐ろしさはもちろん、住民の皆さんの安全・安心を守るための自治体、行政の役割の大切さ、そして、その責任の重さを深く感じているところでございます。おかげさまで、震災から3カ月経過し、上下水道や道路の仮復旧が進み、町民生活も一応の落ち着きを取り戻したところではないのかなと思っ
ているところでございます。今後は本格的な復旧、復興に向け、全力を傾注してまいります。

さて、本定例会は、専決処分をいたしました平成22年度各会計補正予算や条例改正等及び平成23年度各会計補正予算、また、城里町災害弔慰金支給等に関する条例の一部を改正する条例等についてご提案申し上げますので、慎重審議の上、適切なるご決定をお願いいたしまして、開会に当たりましての私のごあいさつといたします。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

承認第 1号 専決処分第1号（平成22年度城里町一般会計補正予算第8号）の承認を求めることについて

承認第 2号 専決処分第2号（平成22年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについて

承認第 3号 専決処分第3号（平成22年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについて

承認第 4号 専決処分第4号（城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条

- 例)の承認を求めることについて
- 承認第 5号 専決処分第5号(城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)の承認を求めることについて
- 承認第 6号 専決処分第6号(城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例)の承認を求めることについて
- 承認第 7号 専決処分第7号(東日本大震災に伴う城里町立学校給食センターの特例に関する条例)の承認を求めることについて
- 承認第 8号 専決処分第8号(平成22年度城里町一般会計補正予算第9号)の承認を求めることについて
- 承認第 9号 専決処分第9号(平成22年度城里町国民健康保険特別会計補正予算第4号)の承認を求めることについて
- 承認第10号 専決処分第10号(平成22年度城里町老人保健特別会計補正予算第2号)の承認を求めることについて
- 承認第11号 専決処分第11号(平成22年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号)の承認を求めることについて
- 承認第12号 専決処分第12号(平成22年度城里町介護保険特別会計補正予算第4号)の承認を求めることについて
- 承認第13号 専決処分第13号(平成22年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第5号)の承認を求めることについて
- 承認第14号 専決処分第14号(平成22年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第5号)の承認を求めることについて
- 承認第15号 専決処分第15号(平成22年度城里町水道事業会計補正予算第3号)の承認を求めることについて
- 承認第16号 専決処分第16号(平成23年度城里町一般会計補正予算第1号)の承認を求めることについて
- 承認第17号 専決処分第17号(平成23年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第1号)の承認を求めることについて
- 承認第18号 専決処分第18号(平成23年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号)の承認を求めることについて
- 承認第19号 専決処分第19号(平成23年度城里町水道事業会計補正予算第1号)の承認を求めることについて
- 承認第20号 専決処分第20号(城里町税条例の一部を改正する条例)の承認を求めることについて
- 承認第21号 専決処分第21号(東日本大震災に係る災害被害者に対する町民税の減免の特例に関する条例)の承認を求めることについて

- 承認第22号 専決処分第22号（城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
- 承認第23号 専決処分第23号（城里町老人保健特別会計の廃止に伴う経過措置に関する条例を廃止する条例）の承認を求めることについて
- 議案第29号 城里町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第30号 工事委託契約の締結について
- 議案第31号 平成23年度城里町一般会計補正予算（第2号）について
- 議案第32号 平成23年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（小松崎三夫君） ここで、日程第3、承認第1号 専決処分第1号（平成22年度城里町一般会計補正予算第8号）の承認を求めることについてから日程第29、議案第32号平成23年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての27議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 平成23年第2回城里町議会定例会に当たり、提出議案の概要についてご説明申し上げます。

承認第1号 専決処分第1号（平成22年度城里町一般会計補正予算第8号）の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億9,980万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ100億8,684万6,000円としたものでございます。

歳入では、地方交付税及び繰入金を追加したものです。

歳出では、災害復旧費を追加したものでございます。

次に、承認第2号 専決処分第2号（平成22年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,319万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億493万2,000円としたものです。

歳入では、繰入金を追加したものです。

歳出では、災害復旧費を追加したものです。

次に、承認第3号 専決処分第3号（平成22年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ711万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,145万9,000円としたものです。

歳入では、繰入金を追加したものです。

歳出では、災害復旧費を追加したものです。

次に、承認第4号 専決処分第4号（城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてであります。人事院規則の改正により、時間外勤務手当の算定方法の見直しが行われたことに伴い、町条例の一部を改正し、平成23年4月1日から施行したものです。

次に、承認第5号 専決処分第5号（城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてであります。国の税制改正において、国民健康保険税の賦課限度額の引き上げが交付されたことに伴い、町条例の一部を改正し、平成23年4月1日から施行したものです。

主な改正点は、国民健康保険税の賦課限度額について、基礎分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の引き上げがそれぞれ行われたため、関係文言を改正したものです。

次に、承認第6号 専決処分第6号（城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてであります。平成21年10月から平成23年3月までの間、暫定的に引き上げた出産育児一時金の支給額について、平成23年4月から恒久化されたことに伴い、町条例の一部を改正し、平成23年4月1日から施行したものです。

主な改正点は、暫定的に35万円から39万円に引き上げた出産育児一時金の支給額の恒久化に伴い、関係文言を改正したものです。

次に、承認第7号 専決処分第7号（東日本大震災に伴う城里町立学校給食センターの特例に関する条例）の承認を求めることについてであります。平成22年第4回城里町議会定例会において、町内給食センターの統合計画により、七会給食センターを廃止する議決をいただきましたが、東日本大震災により、常北給食センターが甚大な被害を負ったことに伴い、復旧するまでの間、七会給食センターを利用するため制定したものです。

次に、承認第8号 専決処分第8号（平成22年度城里町一般会計補正予算第9号）の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ8,836万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ99億9,847万7,000円としたものです。

歳入では、町税、地方譲与税、配当割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、使用料及び手数料、国庫支出金及び財産収入を追加し、利子割交付金、株式譲渡所得割交付金、自動車取得交付金、交通安全対策特別交付金、分担金及び負担金、県支出金、繰入金及び諸収入を減額したものです。

歳出では、総務費を追加し、議会費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費及び災害復旧費を減額したものです。

次に、承認第9号 専決処分第9号（平成22年度城里町国民健康保険特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについてであります。まず、事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ7,079万2,000円を減額し、予算の総額を歳入

歳出それぞれ23億1,159万7,000円としたものです。

歳入では、使用料及び手数料、国庫支出金及び療養給付費等交付金を追加し、国民健康保険税、県支出金、共同事業交付金、財産収入、繰入金及び諸収入を減額したものです。

歳出では、総務費、保険給付費、共同事業拠出金、保険事業費、基金積立金、諸支出金及び公債費を減額したものです。

次に、施設勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ692万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,621万5,000円としたものです。

歳入では、診療収入を追加し、保険料及び繰入金を減額したものです。

歳出では、総務費、医業費及び公債費を減額したものです。

次に、承認第10号 専決処分第10号（平成22年度城里町老人保健特別会計補正予算第2号）の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ41万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ56万5,000円としたものです。

歳入では、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金及び繰入金を減額したものです。

歳出では、諸支出金を追加し、医療諸費及び予備費を減額したものです。

次に、承認第11号 専決処分第11号（平成22年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号）の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,507万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,267万4,000円としたものです。

歳入では、使用料及び手数料及び繰入金を追加し、後期高齢者医療費、医療保険料及び諸収入を減額したものです。

歳出では、総務費、後期高齢者医療広域連合納付金及び諸支出金を減額したものです。

次に、承認第12号 専決処分第12号（平成22年度城里町介護保険特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについてであります。まず、保険事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,307万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,094万8,000円としたものです。

歳入では、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金を減額したものです。

歳出では、総務費、保険給付費、地域支援事業費を減額したものです。

次に、介護サービス事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ29万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ420万6,000円としたものです。

歳入では、サービス収入を減額したものです。

歳出では、サービス事業費及び諸支出金を減額したものです。

次に、承認第13号 専決処分第13号（平成22年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第5号）の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、

歳入歳出それぞれ820万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,673万2,000円としたものです。

歳入では、分担金及び負担金を追加し、使用料及び手数料及び繰入金を減額したものです。

歳出では、水道事業費及び公債費を減額したものです。

次に、承認第14号 専決処分第14号（平成22年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第5号）の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ394万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,751万3,000円としたものです。

歳入では、分担金及び負担金、使用料及び手数料及び繰入金を減額したものです。

歳出では、農業集落排水事業費を減額したものです。

次に、承認第15号 専決処分第15号（平成22年度城里町水道事業会計補正予算第3号）の承認を求めることについてであります。収益的収入及び支出において、収入支出予算の既決の予定額にそれぞれ567万7,000円を追加し、収入支出の予定額をそれぞれ7億5,557万2,000円としたものです。

収益的収入では、他会計補助金を追加したものです。

収益的支出では、原水及び浄水費を減額し、配水及び給水費及び減価償却費を追加したものです。

次に、承認第16号 専決処分第16号（平成23年度城里町一般会計補正予算第1号）の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8億3,008万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ105億2,308万3,000円としたものです。

歳入では、地方特例交付金、国庫支出金、繰入金、諸収入及び町債を追加したものです。

歳出では、災害復旧費を追加したものです。

次に、承認第17号 専決処分第17号（平成23年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第1号）の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億5,022万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ13億8,556万3,000円としたものです。

歳入では、国庫支出金、繰入金及び町債を追加したものです。

歳出では、災害復旧費を追加したものです。

次に、承認第18号 専決処分第18号（平成23年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号）の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億3,760万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,217万7,000円としたものです。

歳入では、国庫支出金、繰入金及び町債を追加したものです。

歳出では、災害復旧費を追加したものです。

次に、承認第19号 専決処分第19号（平成23年度城里町水道事業会計補正予算第1号）の承認を求めることについてであります。まず、収益的収入及び支出については、収入支出予算の既決の予定額にそれぞれ456万3,000円を追加し、収入支出の予定額をそれぞれ6億7,713万円としたものです。

収益的収入では、給水収益を減額し、他会計補助金を追加したものです。

収益的支出では、原水及び浄水費を追加したものです。

次に、資本的収入及び支出においては、収入支出予算の既決予定額に、それぞれ5,343万9,000円を追加し、収入予定額を2億7,341万7,000円とし、支出予定額を5億468万7,000円としたものです。

資本的収入では、補助金を追加したものです。

資本的支出では、建設改良費を追加したものです。

次に、承認第20号 専決処分第20号（城里町税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてであります。国において地方税法の一部が改正されたことに伴い、町条例の一部を改正し、平成24年1月1日から施行するものです。

主な改正点は、町民税に関連して、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例、固定資産税に関連して、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとするものがすべき申告等を規定するため、条例の一部を改正したものです。

次に、承認第21号 専決処分第21号（東日本大震災に係る災害被害者に対する町民税の減免の特例に関する条例）の承認を求めることについてであります。東日本大震災による被災者に対し、負担軽減を図ることを目的として、個人町民税を被害の程度や所得の状況に応じて減免を行うため、条例を制定したものです。

この条例の公布の日から施行し、平成23年度分の町民税について適用するものです。

次に、承認第22号 専決処分第22号（城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてであります。城里町災害義援金配分委員会の設置に伴い、町条例の一部を改正し、平成23年6月1日から施行したものです。

次に、承認第23号 専決処分第23号（城里町老人保健特別会計の廃止に伴う経過措置に関する条例を廃止する条例）の承認を求めることについてであります。老人保健特別会計廃止に伴い、経過措置として出納整理期間を設けるための条例を制定しましたが、出納整理期間が終了したため廃止したものです。

次に、議案第29号 城里町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。東日本大震災に対処するための特別財政援助及び助成に関する法律等の施行に伴い、災害援護資金貸付の特別措置が講じられたため、関係する町条例を改正す

るものです。

次に、議案第30号 工事委託契約の締結についてであります。平成23年度町道1号線（徳蔵倉見線）合併市町村幹線道路緊急整備支援事業の委託契約について、城里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第31号 平成23年度城里町一般会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,964万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ105億4,272万8,000円とするものです。

歳入では、地方特例交付金、寄附金、繰入金及び諸収入を追加するものです。

歳出では、議会費、総務費、民生費、農林水産業費、消防費及び徴税費を追加するものです。

次に、議案第32号 平成23年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。保険事業勘定において、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ138万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,950万2,000円とするものです。

歳入では、繰入金を追加するものであります。

歳出では、総務費を追加するものであります。

以上、27議案の概要について一括ご説明いたしました。慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

議案書差しかえ

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

ただいま町長より、日程第30、議案第33号について議案書を差しかえたいとの申し出がございました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案書を差しかえることに決定いたしました。

議会事務局長に議案書を配付させます。

〔議案書配付〕

議案第33号 人権擁護委員の推薦について

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第30、議案第33号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 議案第33号 人権擁護委員の推薦について、任期満了に伴い、委員の推薦をするため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

城里町大字阿波山902番地2、和田雅治さん、城里町大字下阿野沢197番地、小田部昌平さんを推薦するものでございます。

お二人とも人格、識見高く、広く社会の実情に通じているとともに人権擁護に理解が深く、委員として最適任者と考えますので、推薦するものでございます。

よろしくお願い申し上げたいと思います。

日程変更

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

議事日程の一部を変更し、議案第33号を先議したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第33号を先議することに決定いたしました。

それでは、議案の質疑に入ります。

議案第33号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第33号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第33号 人権擁護委員の推薦についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

発議第1号について

○議長（小松崎三夫君） 日程第31、発議第1号 城里町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、後日審議する予定でございます。

請願第4号 城里町立かつら保育所存続に関する請願

陳情第2号 大幅増員と夜勤改善で安全、安心の医療・介護を求める陳情書

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第32、請願第4号 城里町立かつら保育所存続に関する請願及び日程第33、陳情第2号 大幅増員と夜勤改善で安全、安心の医療・介護を求める陳情書について、南條議会運営委員長のご意見を賜りたいと思います。

10番議会運営委員長南條 治君。

〔議会運営委員長南條 治君登壇〕

○議会運営委員長（南條 治君） それでは、議会運営委員会を代表いたしまして、ご説明申し上げます。

請願第4号ないし陳情第2号の取り扱いについて意見を述べさせていただきます。

請願第4号ないし陳情第2号の取り扱いについては慎重に審査すべきと考えます。よって、請願第4号 城里町立かつら保育所存続に関する請願及び陳情第2号 大幅増員と夜勤改善で安全、安心の医療・介護を求める陳情書については、総務民生常任委員会へ付託し、会期中の審査をお願いしたいと存じます。

議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

ただいまの南條議会運営委員長の発言どおり、請願第4号及び陳情第2号については総務民生常任委員会へそれぞれ付託し、会期中の審査とすることにしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、請願第4号及び陳情第2号については総務民生常任委員会へそれぞれ付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

一般質問

○議長（小松崎三夫君） これより一般質問に入ります。

なお、質問者は一般質問席へ登壇の上行い、最後の答弁まで一般質問席でお受けくださるようお願いいたします。

平成23年第2回
城里町議会定例会会議録 第1号

平成23年6月14日 午前10時04分開会

1. 出席議員

1番	菌部一君	9番	小林祥宏君
2番	余水紀夫君	10番	南條治君
3番	三村孝信君	11番	杉山清君
4番	河原井大介君	12番	三村由利子君
5番	関誠一郎君	13番	小松崎三夫君
6番	加藤文夫君	14番	鯉淵秀雄君
7番	阿久津則男君	15番	根本正典君
8番	桐原健一君	16番	小坪孝君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

町長	阿久津藤男
副町長	小山一夫
教育長	石原道明
総務課長	三村主
企画財政課長	阿久津保巳
税務課長	柏由美子
町民課長	松崎榮
保険課長	川又重光
健康福祉課長	山口充彦
産業振興課長	高松輝美
都市建設課長	矢内勝浩
下水道課長	柳橋和幸
会計管理者(会計課長)	小林恵子
水道課長	関谷一美
農業委員会事務局長	仲田均
教育委員会事務局長	茅根文夫

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	仲 田 不 二 雄
主 任 書 記	所 久 美 子
書 記	川 村 英 治

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成23年6月14日（火曜日）

午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第1号 専決処分第1号（平成22年度城里町一般会計補正予算第8号）の承認を求めることについて
- 日程第4 承認第2号 専決処分第2号（平成22年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについて
- 日程第5 承認第3号 専決処分第3号（平成22年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについて
- 日程第6 承認第4号 専決処分第4号（城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
- 日程第7 承認第5号 専決処分第5号（城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
- 日程第8 承認第6号 専決処分第6号（城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
- 日程第9 承認第7号 専決処分第7号（東日本大震災に伴う城里町立学校給食センターの特例に関する条例）の承認を求めることについて
- 日程第10 承認第8号 専決処分第8号（平成22年度城里町一般会計補正予算第9号）の承認を求めることについて
- 日程第11 承認第9号 専決処分第9号（平成22年度城里町国民健康保険特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについて
- 日程第12 承認第10号 専決処分第10号（平成22年度城里町老人保健特別会計補正予算第2号）の承認を求めることについて
- 日程第13 承認第11号 専決処分第11号（平成22年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号）の承認を求めることについて

- 日程第14 承認第12号 専決処分第12号（平成22年度城里町介護保険特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについて
- 日程第15 承認第13号 専決処分第13号（平成22年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第5号）の承認を求めることについて
- 日程第16 承認第14号 専決処分第14号（平成22年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第5号）の承認を求めることについて
- 日程第17 承認第15号 専決処分第15号（平成22年度城里町水道事業会計補正予算第3号）の承認を求めることについて
- 日程第18 承認第16号 専決処分第16号（平成23年度城里町一般会計補正予算第1号）の承認を求めることについて
- 日程第19 承認第17号 専決処分第17号（平成23年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第1号）の承認を求めることについて
- 日程第20 承認第18号 専決処分第18号（平成23年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号）の承認を求めることについて
- 日程第21 承認第19号 専決処分第19号（平成23年度城里町水道事業会計補正予算第1号）の承認を求めることについて
- 日程第22 承認第20号 専決処分第20号（城里町税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
- 日程第23 承認第21号 専決処分第21号（東日本大震災に係る災害被害者に対する町民税の減免の特例に関する条例）の承認を求めることについて
- 日程第24 承認第22号 専決処分第22号（城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
- 日程第25 承認第23号 専決処分第23号（城里町老人保健特別会計の廃止に伴う経過措置に関する条例を廃止する条例）の承認を求めることについて
- 日程第26 議案第29号 城里町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第30号 工事委託契約の締結について
- 日程第28 議案第31号 平成23年度城里町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第29 議案第32号 平成23年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第30 議案第33号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第31 発議第1号 城里町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一

部を改正する条例について

- 日程第32 請願第4号 城里町立かつら保育所存続に関する請願
- 日程第33 陳情第2号 大幅増員と夜勤改善で安全、安心の医療・介護を求める陳情書
- 日程第34 報告第14号 城里町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第35 報告第15号 城里町老人医療事務取扱細則の廃止
- 日程第36 報告第16号 城里町災害義援金配分委員会設置要綱
- 日程第37 報告第17号 城里町固定資産税減免基準要綱
- 日程第38 報告第18号 東日本大震災に伴う学校給食費徴収規則の運用規則
- 日程第39 報告第19号 平成22年度城里町一般会計継続費繰越計算書
- 日程第40 報告第20号 平成22年度城里町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第41 報告第21号 平成22年度城里町一般会計事故繰越し繰越計算書
- 日程第42 報告第22号 平成22年度城里町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第43 報告第23号 平成22年度城里町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第44 報告第24号 平成22年度城里町水道事業会計繰越計算書
- 日程第45 報告第25号 平成22年度財団法人城里町開発公社事業及び決算報告書
- 日程第46 報告第26号 例月出納検査報告（4月、5月執行分）

1. 本日の会議に付した事件

- 承認第1号
- 承認第2号
- 承認第3号
- 承認第4号
- 承認第5号
- 承認第6号
- 承認第7号
- 承認第8号
- 承認第9号
- 承認第10号
- 承認第11号
- 承認第12号
- 承認第13号

承認第14号
承認第15号
承認第16号
承認第17号
承認第18号
承認第19号
承認第20号
承認第21号
承認第22号
承認第23号
議案第29号
議案第30号
議案第31号
議案第32号
議案第33号
請願第4号
陳情第2号
一般質問

午前10時04分開会

○議長（小松崎三夫君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ここで、本定例会に先立ち、このたびの東日本大震災で被害に遭われました城里町民、さらには県内外の亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表し、黙禱をささげたいと思います。

それでは、恐れ入りますが、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（小松崎三夫君） 黙禱。

〔黙 禱〕

○議長（小松崎三夫君） ありがとうございました。

町民憲章唱和

○議長（小松崎三夫君） 引き続き、町民憲章の唱和をお願いいたします。

私が前文を朗読いたしますので、引き続きご唱和をお願いします。

〔町民憲章唱和〕

- 議長（小松崎三夫君） ご着席願います。
ご協力ありがとうございました。
-

議長あいさつ

- 議長（小松崎三夫君） 平成23年第2回城里町議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、条例改正、補正予算などをご審議いただく重要な会議でありますので、よろしくご審議をお願いするものであります。

なお、「夏の軽装」クール・ビズへの対応のため、本会議はノーネクタイで会議を進めますので、よろしく願いたします。

議員の出欠

- 議長（小松崎三夫君） 続いて、出席議員数についてご報告いたします。
ただいまの出席議員は16名です。
-

開会の宣告

- 議長（小松崎三夫君） 定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第2回城里町議会定例会を開会いたします。
-

開議の宣告

- 議長（小松崎三夫君） 直ちに本日の会議を開きます。
-

議事日程の報告

- 議長（小松崎三夫君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。
-

諸般の報告

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

城里町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員

平成23年第2回
城里町議会定例会会議録 第3号

平成23年6月21日 午後2時04分開議

1. 出席議員

1番	菌部一君	9番	小林祥宏君
2番	余水紀夫君	10番	南條治君
3番	三村孝信君	11番	杉山清君
4番	河原井大介君	12番	三村由利子君
5番	関誠一郎君	13番	小松崎三夫君
6番	加藤文夫君	14番	鯉渕秀雄君
7番	阿久津則男君	15番	根本正典君
8番	桐原健一君	16番	小坏孝君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

町長	阿久津藤男
副町長	小山一夫
教育長	石原道明
総務課長	三村主
企画財政課長	阿久津保巳
税務課長	柏由美子
町民課長	松崎榮
保険課長	川又重光
健康福祉課長	山口充彦
産業振興課長	高松輝美
都市建設課長	矢内勝浩
下水道課長	柳橋和幸
会計管理者(会計課長)	小林恵子
水道課長	関谷一美
農業委員会事務局長	仲田均
教育委員会事務局長	茅根文夫

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	仲 田 不 二 雄
主 任 書 記	所 久 美 子
書 記	川 村 英 治

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

平成23年6月21日（火曜日）

午後 2時00分開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第3 | 承認第1号 | 専決処分第1号（平成22年度城里町一般会計補正予算第8号）の承認を求めることについて |
| 日程第4 | 承認第2号 | 専決処分第2号（平成22年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについて |
| 日程第5 | 承認第3号 | 専決処分第3号（平成22年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについて |
| 日程第6 | 承認第4号 | 専決処分第4号（城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて |
| 日程第7 | 承認第5号 | 専決処分第5号（城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて |
| 日程第8 | 承認第6号 | 専決処分第6号（城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて |
| 日程第9 | 承認第7号 | 専決処分第7号（東日本大震災に伴う城里町立学校給食センターの特例に関する条例）の承認を求めることについて |
| 日程第10 | 承認第8号 | 専決処分第8号（平成22年度城里町一般会計補正予算第9号）の承認を求めることについて |
| 日程第11 | 承認第9号 | 専決処分第9号（平成22年度城里町国民健康保険特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについて |
| 日程第12 | 承認第10号 | 専決処分第10号（平成22年度城里町老人保健特別会計補正予算第2号）の承認を求めることについて |
| 日程第13 | 承認第11号 | 専決処分第11号（平成22年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号）の承認を求めることについて |
| 日程第14 | 承認第12号 | 専決処分第12号（平成22年度城里町介護保険特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについて |

- 日程第15 承認第13号 専決処分第13号（平成22年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第5号）の承認を求めることについて
- 日程第16 承認第14号 専決処分第14号（平成22年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第5号）の承認を求めることについて
- 日程第17 承認第15号 専決処分第15号（平成22年度城里町水道事業会計補正予算第3号）の承認を求めることについて
- 日程第18 承認第16号 専決処分第16号（平成23年度城里町一般会計補正予算第1号）の承認を求めることについて
- 日程第19 承認第17号 専決処分第17号（平成23年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第1号）の承認を求めることについて
- 日程第20 承認第18号 専決処分第18号（平成23年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号）の承認を求めることについて
- 日程第21 承認第19号 専決処分第19号（平成23年度城里町水道事業会計補正予算第1号）の承認を求めることについて
- 日程第22 承認第20号 専決処分第20号（城里町税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
- 日程第23 承認第21号 専決処分第21号（東日本大震災に係る災害被害者に対する町民税の減免の特例に関する条例）の承認を求めることについて
- 日程第24 承認第22号 専決処分第22号（城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
- 日程第25 承認第23号 専決処分第23号（城里町老人保健特別会計の廃止に伴う経過措置に関する条例を廃止する条例）の承認を求めることについて
- 日程第26 議案第29号 城里町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第30号 工事委託契約の締結について
- 日程第28 議案第31号 平成23年度城里町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第29 議案第32号 平成23年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第30 発議第1号 城里町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 請願第4号 城里町立かつら保育所存続に関する請願
- 日程第32 陳情第2号 大幅増員と夜勤改善で安全、安心の医療・介護を求める陳情

書

- 日程第33 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第34 報告第14号 城里町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第35 報告第15号 城里町老人医療事務取扱細則の廃止
- 日程第36 報告第16号 城里町災害義援金配分委員会設置要綱
- 日程第37 報告第17号 城里町固定資産税減免基準要綱
- 日程第38 報告第18号 東日本大震災に伴う学校給食費徴収規則の運用規則
- 日程第39 報告第19号 平成22年度城里町一般会計継続費繰越計算書
- 日程第40 報告第20号 平成22年度城里町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第41 報告第21号 平成22年度城里町一般会計事故繰越し繰越計算書
- 日程第42 報告第22号 平成22年度城里町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第43 報告第23号 平成22年度城里町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第44 報告第24号 平成22年度城里町水道事業会計繰越計算書
- 日程第45 報告第25号 平成22年度財団法人城里町開発公社事業及び決算報告書
- 日程第46 報告第26号 例月出納検査報告（4月、5月執行分）

追加日程

- 発議第2号 大幅増員と夜勤改善で安全、安心の医療・介護を求める意見書

1. 本日の会議に付した事件

- 承認第1号
- 承認第2号
- 承認第3号
- 承認第4号
- 承認第5号
- 承認第6号
- 承認第7号
- 承認第8号
- 承認第9号
- 承認第10号
- 承認第11号
- 承認第12号
- 承認第13号

承認第14号

承認第15号

承認第16号

承認第17号

承認第18号

承認第19号

承認第20号

承認第21号

承認第22号

承認第23号

議案第29号

議案第30号

議案第31号

議案第32号

発議第1号

請願第4号

陳情第2号

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

報告第14号

報告第15号

報告第16号

報告第17号

報告第18号

報告第19号

報告第20号

報告第21号

報告第22号

報告第23号

報告第24号

報告第25号

報告第26号

追加日程

発議第2号

午後 2時04分開議

議員の出欠

○議長（小松崎三夫君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は16名です。

開議の宣告

○議長（小松崎三夫君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
なお、説明のため、町長、副町長、教育長、課長、局長がそれぞれ出席しております。
傍聴人3名を許可いたしました。

議事日程の報告

○議長（小松崎三夫君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第3号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

承認第 1号 専決処分第1号（平成22年度城里町一般会計補正予算第8号）の承認を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） それでは、本日は議案質疑から入ります。
初めに、承認第1号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

承認第 2号 専決処分第2号（平成22年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第2号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

承認第 3号 専決処分第3号（平成22年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第3号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

承認第 4号 専決処分第4号（城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第4号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

承認第 5号 専決処分第5号（城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第5号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

承認第 6号 専決処分第6号（城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第6号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

承認第 7号 専決処分第7号（東日本大震災に伴う城里町立学校給食センターの特例に関する条例）の承認を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第7号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

承認第 8号 専決処分第8号（平成22年度城里町一般会計補正予算第9号）の承認を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第8号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

承認第 9号 専決処分第9号（平成22年度城里町国民健康保険特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第9号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

承認第10号 専決処分第10号（平成22年度城里町老人保健特別会計補正予算第2号）の承認を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第10号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

承認第11号 専決処分第11号（平成22年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号）の承認を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第11号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

承認第12号 専決処分第12号（平成22年度城里町介護保険特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第12号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

承認第13号 専決処分第13号（平成22年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第5号）の承認を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第13号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

承認第14号 専決処分第14号（平成22年度城里町農業集落排水事業特別会計補正
予算第5号）の承認を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第14号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

承認第15号 専決処分第15号（平成22年度城里町水道事業会計補正予算第3号）
の承認を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第15号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

承認第16号 専決処分第16号（平成23年度城里町一般会計補正予算第1号）の承
認を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第16号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

承認第17号 専決処分第17号（平成23年度城里町公共下水道事業特別会計補正予
算第1号）の承認を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第17号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

承認第18号 専決処分第18号（平成23年度城里町農業集落排水事業特別会計補正
予算第1号）の承認を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第18号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

承認第19号 専決処分第19号（平成23年度城里町水道事業会計補正予算第1号）
の承認を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第19号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

承認第20号 専決処分第20号（城里町税条例の一部を改正する条例）の承認を求め
ることについて

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第20号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

承認第21号 専決処分第21号（東日本大震災に係る災害被害者に対する町民税の減
免の特例に関する条例）の承認を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第21号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

承認第22号 専決処分第22号（城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用
弁償に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第22号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

承認第23号 専決処分第23号（城里町老人保健特別会計の廃止に伴う経過措置に関
する条例を廃止する条例）の承認を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第23号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第29号 城里町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第29号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第30号 工事委託契約の締結について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第30号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第31号 平成23年度城里町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第31号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第32号 平成23年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第32号についての質疑を求めます。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

討 論

○議長（小松崎三夫君） これより討論に入ります。

初めに、承認第1号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第2号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第3号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第4号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第5号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第6号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第7号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第8号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第9号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第10号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第11号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第12号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第13号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第14号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第15号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第16号に対する討論はございませんか。
〔「議長、14番」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） これより討論を行います。
討論は、1人1回の原則により1回のみといたします。
なお、発言時間は10分以内とさせていただきます。
まず、原案に反対者の発言を許可いたします。
14番鯉淵秀雄君。

〔14番鯉淵秀雄君登壇〕

○14番（鯉淵秀雄君） 私は、本定例会に付議されました承認第16号 専決処分第16号（平成23年度城里町一般会計補正予算第1号）の承認を求めることについてに反対の意見を申し述べます。

東日本大震災は、当町にも各施設に甚大な被害をもたらせました。執行部においては、今日までの3カ月間、対策本部を設置、各機関と連携をとり、町民の安全・安心を最優先

に全力で対応、取り組みされてきたものと思っております。議会におきましても、議長を中心に一致協力し、執行部に対し各種の提言をし、相応の結果を残したものと考えます。今後の復興復旧に向け、執行部、議会、町民を初め関係機関の英知を結集し、よりよい城里町づくりのため、論議されるべきものと考えておりました。それには多くの情報が必要であります。また、対する説明も必要と考えます。

去る3月30日に議会全員協議会を開催、足早ではありますが、被害状況等、現地調査を実施し、その後の質疑の中で、今後の復旧方針について説明を求めたのに対し、何ら説明、回答を得られなかったところでありますが、その復旧、修繕費等が3月25日と4月15日と二度にわたり専決処分されていたことが、5月27日開催の全員協議会の中で報告を受けたところであります。

各施設の復旧、修繕等は、最大限の努力をされ、早期になし遂げることが町民の切望するところであり、その過程において議会の理解、また、町民の理解を得る最善の選択肢を模索することが執行部にとって最も重要であると考えます。

今般の一般会計補正予算の中、また、関連の特別会計補正予算の中の一つ、本庁舎の復旧費を取り上げましても、今年度は解体設計費のみであり、特に緊急を要する案件とは考えにくく、本定例会に議案として付議され、幅広い論議がされるべきものと思うところがございます。議会においても、こうした専決処分を減らすべき1年を通しての議会、いわゆる通年議会の開催を提唱している最中であり、執行部の独善的な専決処分は、議会改革とも相まみえず、議会軽視につながりかねる。また、議会のチェック機能さえ失わせるものと考えられます。

よって、承認第16号 専決処分第16号（平成23年度城里町一般会計補正予算第1号）の承認を求めることについては反対するものであり、議員各位の賛同を切にお願い申し上げ、反対討論といたします。

○議長（小松崎三夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。ございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 次に、原案に反対者の発言を許可いたします。ございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

以上で討論を終結したいと存じます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第17号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第18号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第19号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第20号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第21号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第22号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第23号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第29号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第30号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第31号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第32号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。
以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（小松崎三夫君） これより採決に入ります。
初めに、承認第1号 専決処分第1号（平成22年度城里町一般会計補正予算第8号）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第2号 専決処分第2号（平成22年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第3号 専決処分第3号（平成22年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第4号 専決処分第4号（城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第5号 専決処分第5号（城里町国民健康保険税条

例の一部を改正する条例)の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第6号 専決処分第6号（城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例)の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第7号 専決処分第7号（東日本大震災に伴う城里町立学校給食センターの特例に関する条例)の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第8号 専決処分第8号（平成22年度城里町一般会計補正予算第9号)の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第9号 専決処分第9号（平成22年度城里町国民健康保険特別会計補正予算第4号)の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第10号 専決処分第10号（平成22年度城里町老人保健特別会計補正予算第2号)の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第11号 専決処分第11号（平成22年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第12号 専決処分第12号（平成22年度城里町介護保険特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第13号 専決処分第13号（平成22年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第5号）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第14号 専決処分第14号（平成22年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第5号）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第15号 専決処分第15号（平成22年度城里町水道事業会計補正予算第3号）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第16号 専決処分第16号（平成23年度城里町一般会計補正予算第1号）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第17号 専決処分第17号（平成23年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第1号）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第18号 専決処分第18号（平成23年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第19号 専決処分第19号（平成23年度城里町水道事業会計補正予算第1号）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第20号 専決処分第20号（城里町税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第21号 専決処分第21号（東日本大震災に係る災害被害者に対する町民税の減免の特例に関する条例）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第22号 専決処分第22号（城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めること

についてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、承認第23号 専決処分第23号（城里町老人保健特別会計の廃止に伴う経過措置に関する条例を廃止する条例）の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第29号 城里町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第30号 工事委託契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第31号 平成23年度城里町一般会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第32号 平成23年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で採決を終結いたします。

**発議第 1 号 城里町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例について**

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第30、発議第 1 号 城里町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。

発議第 1 号の議案朗読は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、発議第 1 号の議案朗読は省略することに決定いたしました。

続いて、提出者であります 9 番小林祥宏君より、発議第 1 号の趣旨説明を求めます。

9 番小林祥宏君。

〔9 番小林祥宏君登壇〕

○9 番（小林祥宏君） 発議第 1 号 城里町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての趣旨説明を申し上げます。

さきに、今回の東日本大震災において被災されました方に、心からお見舞いを申し上げます。

この 3 月 11 日に発生した地震は、東北地方を初め関東地方の広範囲にわたり、未曾有の被害をもたらしました。城里町におきましても、住宅の屋根や塀等の損壊は至るところで見受けられ、多大なる被害が発生しました。また、公共施設では、ライフラインを初めとし、城里町役場本庁舎や学校給食センター等に大きな被害が生じ、現在使用できない状況であります。

これまで、町の財政状況は厳しい状況でありましたが、さらに今回の大震災による被害は、財政状況に追い打ちをかけるものであります。このような経済情勢を鑑み、町議員みずから今後の本町の復興や防災対策を速やかに実施していくために、身を削ってでも財源を生み出し、その対策に充てていくことが大事であると考え、城里町議会議員の議員報酬の一部を削減するものであります。

このようなことから、城里町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものでございます。

議員各位には、本条例の改正にご賛同を賜りますよう心からお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

なお、議長においてお諮りをお願いいたします。

○議長（小松崎三夫君） これより質疑に入ります。

発議第1号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発議第1号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより発議第1号 城里町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

請願第4号 城里町立かつら保育所存続に関する請願

○議長（小松崎三夫君） これから請願及び陳情の審査に入ります。

お諮りいたします。

請願及び陳情の議案朗読は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、請願及び陳情の議案朗読は省略することに決定しました。

それでは、日程第31、請願第4号 城里町立かつら保育所存続に関する請願についてを議題といたします。

本案は、6月14日に総務民生常任委員会に付託されていたものであります。総務民生常任委員長の報告を求めます。

7番総務民生常任委員長阿久津則男君。

〔総務民生常任委員長阿久津則男君登壇〕

○総務民生常任委員長（阿久津則男君） 総務民生常任委員会を代表し、去る6月14日に付託されました請願第4号 城里町立かつら保育所存続に関する請願の審査結果についてご報告いたします。

6月15日に本委員会を開催し、請願内容について審査いたしました。

その結果、東日本大震災によって、かつら保育所の施設が大きな被害を受け、かつら保育所に入所していた児童たちが城里町内及び近隣市町村の保育所等に転所し、保育を受け

ている現状にあります。

そして、震災のショックに加え、急激な環境の変化等で、心理的不安を訴え、より不安な状態で過ごさざるを得ない状況にあることは十分理解するものの、かつら保育所の存続、再開については、町の財政状況や社会情勢を踏まえ、さらに慎重に審議するため、閉会中の継続審議とすることに決定いたしました。

議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

請願第4号については、ただいまの総務民生常任委員長のご報告どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、請願第4号は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

陳情第2号 大幅増員と夜勤改善で安全、安心の医療・介護を求める陳情書

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第32、陳情第2号 大幅増員と夜勤改善で安全、安心の医療・介護を求める陳情書についてを議題といたします。

本案は、6月14日に総務民生常任委員会に付託されていたものであります。総務民生常任委員長の報告を求めます。

7番総務民生常任委員長阿久津則男君。

〔総務民生常任委員長阿久津則男君登壇〕

○総務民生常任委員長（阿久津則男君） 総務民生常任委員会を代表し、6月14日に付託されました陳情第2号 大幅増員と夜勤改善で安全、安心の医療・介護を求める陳情書の審査結果についてご報告いたします。

6月15日に本委員会を開催し、陳情内容について審査いたしました。

その結果、医療現場は長時間・過密労働に加え、医療技術の進歩や医療安全への期待の高まりなどから医師・看護師等の労働環境は厳しさを増し、深刻な人手不足が重要な課題になっています。

また、茨城県は人口当たりの医師・看護師数が全国最下位の状況であり、さらに、東日本大震災による医療体制の立て直しに課題を残しています。

よって、看護師などの夜勤交代制労働者の労働条件を改善し、人手を大幅に増やし、安全・安心の医療・介護を実現することが大切であることから、看護師等の大幅増員を実現し、安全で行き届いた医療介護の拡充を図るため、採択とすることに決定いたしました。

議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

陳情第2号については、ただいまの総務民生常任委員長のご報告どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第2号は採択とすることに決定いたしました。

○議長（小松崎三夫君） ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方はサークル室Aにお集まりいただきたいと思ひます。

なお、議員各位は控室のほうでお待ちいただきたいと思ひます。

午後 2時40分休憩

午後 2時55分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程追加

○議長（小松崎三夫君） ここで日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま7番阿久津則男君ほか6名から、発議第2号 大幅増員と夜勤改善で安全、安心の医療・介護を求める意見書が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、発議第2号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

発議第2号 大幅増員と夜勤改善で安全、安心の医療・介護を求める意見書

○議長（小松崎三夫君） 追加日程第1、発議第2号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

発議第2号の意見書の朗読は省略したいと思ひます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、発議第2号の意見書の朗読は省略することに決定いたしました。

直ちに、提出者であります7番阿久津則男君より、発議第2号の趣旨説明を求めます。
7番阿久津則男君。

〔7番阿久津則男君登壇〕

○7番（阿久津則男君） 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書の趣旨説明を申し上げます。

日本の医療は、長年にわたる社会保障費抑制政策のもとで、医師・看護師などの賢明な努力で支えられてきました。

しかし、医療現場は、長時間・過密労働に加え、医療技術の進歩や医療安全への期待の高まりなどから医師・看護師等の労働環境は厳しさを増し、人手不足が深刻化しています。

このようなことから、看護師などの夜勤交代制労働者の労働条件を抜本的に改善し、人員を大幅に増やして安全・安心の医療・介護を実現することが大切であることから、看護師等の大幅増員を実現し、安全で行き届いた医療・介護の拡充を考え、意見書を関係大臣に提出すべきと考えます。議員各位の賛同を賜りたく、ここにご提案申し上げます。

議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） これから発議第2号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発議第2号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより発議第2号 大幅増員と夜勤改善で安全、安心の医療・介護を求める意見書を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、意見書は、議会事務局長に内閣総理大臣ほか関係大臣あてに提出させます。

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第33、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元にお配りいたしました本会

議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。
お諮りいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

-
- 報告第14号 城里町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 - 報告第15号 城里町老人医療事務取扱細則の廃止
 - 報告第16号 城里町災害義援金配分委員会設置要綱
 - 報告第17号 城里町固定資産税減免基準要綱
 - 報告第18号 東日本大震災に伴う学校給食費徴収規則の運用規則
 - 報告第19号 平成22年度城里町一般会計継続費繰越計算書
 - 報告第20号 平成22年度城里町一般会計繰越明許費繰越計算書
 - 報告第21号 平成22年度城里町一般会計事故繰越し繰越計算書
 - 報告第22号 平成22年度城里町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
 - 報告第23号 平成22年度城里町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書
 - 報告第24号 平成22年度城里町水道事業会計繰越計算書
 - 報告第25号 平成22年度財団法人城里町開発公社事業及び決算報告書
 - 報告第26号 例月出納検査報告（4月、5月執行分）

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第34、報告第14号 城里町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則から日程第46、報告第26号 例月出納検査報告（4月、5月執行分）については、後ほどご熟読を願います。

以上で今期定例会に付議されました議案はすべて議了いたしました。

町長あいさつ

○議長（小松崎三夫君） ここで町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可します。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 平成23年第2回議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今議会に提案いたしました承認23件、議案5件につきましては、慎重審議の上、適切なるご決定をいただき、厚くお礼を申し上げます。本日ご決定いただきました補正予算、また、諸議案等につきましては、今後速やかに執行してまいりたいと考えております。

また、議員各位から会期中に賜りました貴重なご意見等につきましては、今後の町政執行において十分参考とさせていただきたいと考えております。引き続き格別なるご理解を賜りますようお願いいたします。

最後になりますが、関東地方も例年になく早い梅雨入りとなりました。議員各位におかれましては、体調管理に十分留意され、城里町発展のためにご活躍くださいますようお願い申し上げます、私のあいさつとさせていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

議長あいさつ

○議長（小松崎三夫君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、会期中熱心なるご審議と議会運営に格別なるご配慮を賜り、ここに全議案を審議し、終了できますことに、心からお礼と感謝を申し上げます。

執行部におかれましては、議員各位によりありました震災についての復旧や復興についてのご指摘やご意見を真摯に受けとめ、迅速な決断と実行を望みます。

閉会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 以上で平成23年第2回城里町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後 3時03分閉会

平成23年第2回
城里町議会定例会会議録 第2号

平成23年6月15日 午前10時04分開議

1. 出席議員

1番	菌部一君	9番	小林祥宏君
2番	余水紀夫君	10番	南條治君
3番	三村孝信君	11番	杉山清君
4番	河原井大介君	12番	三村由利子君
5番	関誠一郎君	13番	小松崎三夫君
6番	加藤文夫君	14番	鯉淵秀雄君
7番	阿久津則男君	15番	根本正典君
8番	桐原健一君	16番	小坪孝君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

町長	阿久津藤男
副町長	小山一夫
教育長	石原道明
総務課長	三村主
企画財政課長	阿久津保巳
税務課長	柏由美子
町民課長	松崎榮
保険課長	川又重光
健康福祉課長	山口充彦
産業振興課長	高松輝美
都市建設課長	矢内勝浩
下水道課長	柳橋和幸
会計管理者（会計課長）	小林恵子
水道課長	関谷一美
農業委員会事務局長	仲田均
教育委員会事務局長	茅根文夫

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	仲 田 不 二 雄
主 任 書 記	所 久 美 子
書 記	川 村 英 治

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成23年6月15日（水曜日）

午前10時00分開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

一般質問

議員の出欠

○議長（小松崎三夫君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は15名です。遅刻議員、12番三村由利子君。

開議の宣告

○議長（小松崎三夫君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
なお、説明のため、町長、副町長、教育長、課長、局長がそれぞれ出席しております。
傍聴人1名を許可いたしました。

議事日程の報告

○議長（小松崎三夫君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第2号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

一般質問

○議長（小松崎三夫君） 日程第1、一般質問から入ります。

それでは、通告第5号、3番三村孝信君の発言を一問一答方式により許可いたします。
3番三村孝信君。

〔3番三村孝信君登壇〕

○3番（三村孝信君） それでは、通告による一般質問を始めさせていただきます。

まず、第1点なのですが、本庁舎、桂支所についてであります。前日と重複する質問は避けますので、簡潔なお答えをお願いいたします。

まず、本庁舎に関してですが、昨日、取り壊すということで回答を得ているわけですが、来年度というようなことを町長はおっしゃっていましたが、専決処分で解体設計をしていって、来年度解体ということになると、ちょっと専決までした整合性がないのではないかなというような感じがします。その点、まだ余震が続く中、倒壊の危険が去ったわけではないのでありますから、これは来年度と言わず、もう今年度から着手したほうが私はよいと思うのですが、この点について答弁をお願いします。

それと、壊すということは、新しい庁舎をつくるか、既存の施設を利用するか。今後の町の将来とも大きな関わりのあることになると思うのであります。今回、震災のために利用できなくなり、取り壊しということになったわけですが、財政的な裏づけが、新庁舎建設をするにしても必要であると思います。その点、財政課長のほうに、公共施設整備基金並びに財調等の残高等について、金額をお尋ねいたします。

1回目は以上です。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 三村孝信議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

昨日もこの庁舎の件につきまして、ご質問等があったわけですが、そういう中で、まず、本庁舎及び桂支所の解体につきましては、本年度解体設計を行いまして、次年度取り壊す計画をしておりますというようなことで答弁したと思っております。これは南條議員、あるいは関議員からのご質問の中で、そういうようなことで答弁したかと思っておりますが、今、三村議員のほうから、早い時期に取り壊すべきではないかと。そういう中で、専決した意味の整合性というものは、早く取り壊して、そして、なるべく本庁舎を新しく早く建設しなければ整合性がつかないのではないかなというようなご質問でございます。なるべくそういうことも含めまして、できれば早い時期に庁舎の取り壊しということができればやっていきたいと思っております。

そういう中で、建設検討委員会を議員の皆さんを含めた中で検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、財政的な件につきまして、ただいま三村議員のほうからもお話がありましたように、財政的な裏づけというものにつきましては、財政課長のほうから答弁させますので、

よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

○議長（小松崎三夫君） 企画財政課長阿久津保巳君。

〔企画財政課長阿久津保巳君登壇〕

○企画財政課長（阿久津保巳君） 3番三村議員さんのお質問にお答へしたいと思ひます。

基金の残高につきましては、財政調整基金につきましては、平成23年度の当初予算並びに今回の第1回、第2回の専決の取り崩し後の数値を申し上げます。

財政調整基金につきましては、13億2,500万円であります。また、公共施設整備基金につきましては、5億2,400万円ほどの基金残高があります。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 3番三村孝信君。

○3番（三村孝信君） 町長から前向きな答弁をいただき、ありがとうございます。

実は、このコミュニティセンターは、常北地区にとってもいろいろな文化活動の拠点でありますし、サークル活動の拠点であります。そういう場所を長く役場として使用するというのもいかなものかという考えがあります。ただ、プレハブやなんかで対応するとすると、余分な支出になるわけですので、これは早く本庁舎をつくるというふうな方向で動いていただくというのが一番ではないかと思っております。

今、課長のほうから答弁ありました。財調が13億2,500万円、それから公共施設整備基金が5億2,400万円というようなところですね。これは財調のほうは今回の震災で二、三億円取り崩しているんでしょから、それが戻ってくればかなりの額になるわけですね。こういうことから、私はまちづくりの拠点となるような施設であれば、免震構造を踏まえたエコ、老人にも配慮した質実剛健、長持ちするそういう施設を考えていいのではないかとこのように考えております。

検討委員会をつくるということですので、なるべく早く着手していただきたいということをお願いをいたします。答弁のほうは結構です。

続いて、2番目の七会の診療所についてに移らせていただきます。

昨日とダブるところは割愛しますので、まず、今後の計画ということについてお聞き申し上げます。

過疎地域指定ということで、合併当初と事情が変わったということがあります。そういう中で、有利な負債を使って、あと補助金と、ざっくりばらんにいえば1億円の仕事が大体1,500万円ぐらいの手元の資金でできるというようなことですね。この有利な条件で診療所をつくりたいというのが町長の希望でしょうが、それにはやはり期日があるわけですね。そうすると、その期日に間に合うような執行部の動きというのが、なかなか見えてこない部分があるんです。検討委員会も立ち上げているということなんですが、一番の懸念はつくった後のランニングコストの面であると思うんです。

私は、町長とは合併協議会でもこの点について合意の形成をうたって合併をしているわ

けですが、そういう中で、入院をやめたりしています。しかし、この七会の診療所においては、60年近い歴史があるわけであります。その間、最初のころは各地域を馬で診療してくれたというような話も聞きました。非常に七会の人たちにとっては、大事な施設だということだと思ふんです。私はいろいろな財政改革の中で、法律化ということが求められてきたわけですが、合併もその一つだと思ふんですが、それによって、地域の力はもう格段に落ちてしまったわけです。それで、七会の診療所においては、やはり地域医療の核となり得る施設だと思ふんです。

では、赤字が出て大変だというような考え方から、例えばこれを黒字経営にするにはどうしたらいいかというような前向きな考え方をして、検討委員会とか、議会等に、ぜひ執行部のほうはそういうのを提示したらいいのではないかというふうに考えています。町長の立場から言えば、この有利な時期に建て直したいという気持ちは重々私もわかるんですが、この辺の町長の思いを、まずお聞きしたいと思ふしますので、よろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 　ただいま12番三村由利子君が出席いたしました。

さらに、傍聴人1名を許可いたしました。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 　ただいま三村議員のほうから合併当時のそういういきさつのお話をしていただき、また、診療所の歴史というものも話をしていただきました。確かにこの診療所につきましては、私たち子どものころからありまして、本当に神里兵一先生が馬で診療したということを聞いておりますし、そういう歴史のあるところでございます。

七会診療所につきましては、国保運営協議会のほうに建設検討委員会を建ててほしいというようなことで、お願いをしておるところでございます。昨日、閣議員のほうからもそういう中で質問がございましたが、そういう意味で何とか今、有利な時期に建て替えることができれば本当にいいかなと思っております。

それから、七会地区でやって、そこで黒字に経営を転換していくということは、なかなか難しい問題が含まれていると思っておりますが、本当に旧七会村の住民にとって、あるいは古内、錫高野方面の方にとりましては、あそこにかかった方もたくさんおられるわけですので、何とか有利な時期に建て替えを皆様方の協力の中でお願いできれば大変ありがたいかなと思っているところでございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思ふます。

○議長（小松崎三夫君） 　3番三村孝信君。

○3番（三村孝信君） 　そういう流れの中で、やはり建設検討委員会等に今のような思いのたけを述べて、やはり話を進めるとか、それを執行部もぜひしていただきたいというふ

うに思っております。一次医療では必要ですよ。大きな病院へ行くと、検査検査で待つだけ待たせられて、しかも診療は5分なんていうことが往々にしてあって、いろいろなこっちが痛いとか、そういった体の不調を訴えても検査結果が出ないと何ら処置もしてくれないというようなことがありますので、地域の方にとってはいろいろな相談事もできると、そういう点では必要だというふうに感じております。

また、先生も1年おきにかわるとか、そういうことではないということですので、顔見知りになって、いろいろな相談ができるというようなことは、地域の医療にとって非常に大切だと思うので、ぜひそういう建設するに当たって、議会を含め、納得できるような計画を立てていただきたいなと思います。

町長はもう黒字は難しいと決めつけてしまうと、なかなか黒字にならないと思うんです。いろいろな診療、他市町村からもその病院がいいよと行って来るようになれば、いいのではないかなと感じておりますので、有利な条件でできるうちに結論が出るように、努力していただきたいというふうに思っております。

続いて、3番目の学校、保育園についてということなんですが、昨日、丁寧な説明を教育委員会のほうでしてくれましたので、私もちょっと資料を用意しました。

その前に、やはり不安というのは無知からくると。恐怖というのは無知からくると。結局、らい病のときもそうです。それからエイズのときもそうだと。今回もやはり大事なことは、敵を知ることだと思っております。ですから、放射能についてよく知る。そして、きちっとした測定をして、その測定によって科学的な根拠をもって、住民に説明をすることが大切だというふうに思っております。

昨日教育長からございました、こういう積算した1年間の式というのはこういうものです。ちょっとごらんください。

昨日、教育長が、平均測定値というのが0.141ということですよ。かける屋外活動時間ということで8時間、そして、それプラス屋内の活動時間、つまり0.141かける、壁を透過するのが0.4というようなことですので、これは16時間ということになると、1日大体2.03マイクロシーベルトということで、それを365日かけると、約740というような数値が出てくると。740ミリマイクロシーベルトということは、1ミリシーベルト、つまり1,000マイクロシーベルト以下だから大丈夫だというようなことだと思っております。

これをやはり測定値はとったことで、測定して大丈夫ですよというのを知ることによって、ああ大丈夫だということは、不安が消えていくのではないかと思っております。私は必要以上に恐れる必要もないと思うし、通常の活動をなるべく学校はさせてもらいたいというふうに感じています。

そういう中で、昨日、私1点だけお願したいのは、山形の市役所だったか、雨どいから高濃度の放射性物質、セシウムが検出されたということなんです。きのうの答弁では、芝生とか、いろいろ土壌、土の上とかという話もあったんですが、砂場等もありますし、そ

ういった土壌、雨どいみたいなどの検査もぜひ入れていただきたいというふうに感じております。

今回の震災においては、教育委員会においては非常に迅速に中学校の倒壊においても、常北高校を使うというようななかなかウルトラCをやっていただいて、非常に私も感謝しております。ですから、今回の放射能においても、ぜひ教育長の指導のもと、迅速な対応をして、子どもたちの安全を守っていただきたいというふうに希望しておきます。

では、教育長一言お願いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 教育長石原道明君。

〔教育長石原道明君登壇〕

○教育長（石原道明君） 三村孝信議員さんにお答え申し上げたいと思います。

今、我々のほうでもなかなか数値によって大丈夫だというのは、一般の人たちに知らせるのが難しい部分があります。現在、この議会が終了次第、学校を通して保護者の方々に、こういう状況だから安心してください、もし何かありましたときには、すぐに連絡をしますというふうな広報をしていきたいというふうに考えております。

今お話ありましたように、空中間、あるいは水中、さらには校庭というふうなことの測定を予定しておりますが、先ほどお話があったように、雨樋というのが一番危険性が高い。それが高く出てしまったので、びっくりされても困ってしまうということもあって、その辺の数値の使い方については、私どものほうでも検討させていただきたいというふうに思います。

基本的には隠さないですべてのものを公表するというふうな姿勢で進んでいきたいと思っておりますので、どうぞこれからもよろしく協力をいただきまして。ありがとうございました。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 私のほうからも、お話ししておきたいと思いますが、今、三村議員のほうから原子力というものに対しての無知ということの中で、住民の皆さんもだれもが不安を持っているというようなことだろうと思っております。近い将来にそういう原子力に明るい方の講演というものを、お招きいたして、広く町民に原子力発電とはこういうものだということによって知らせるという講演を考えておりますので、そのときはご協力のほどをお願い申し上げたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 3番三村孝信君。

○3番（三村孝信君） 町長、教育長から答弁をいただき、ありがとうございます。

包み隠さずというか、情報を出すという姿勢は大変評価できると思います。

何が変わるのかとって、例えば今の答弁ではないですけども、発表することがそのたびに変わっていくような、そういったことが一番不安を与えたいと思いますので、悪ければ悪いなりに、これは発表していいのではないかと気がいたします。それで、その

対応をすればいいわけでありまして、そういう点では、やはりきちっとした町長が言うような放射能に対する認識を持ってもらってということが大切だというふうに思っております。

続いて、4番目の農業集落排水についてですが、これも汚泥の放射能汚染ということで、通告しておりますが、3番との関連で質問をしたいと思うんですが、公共下水道の汚泥で相当の高濃度のセシウム等が検出されています。そういう中で、当町の農業集落排水施設等はどのような状況になっているのか。町内4つ、上入野、下青山、北方、孫根というふうにあるんですが、町長、広域事務組合の範疇にもなるかなとは思いますが、そちらでもまたご質問したいと思うんですが、きょう答えられる範囲で結構ですので、そういった検査をしたのか。また、衛生センターへ搬入していると思うんですが、ここの職員の健康等には心配はないのか、その辺のところをご質問いたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 農業集落排水処理施設につきましては、町内に4つの施設がございますが、各施設の汚泥につきましては、年間の処理計画により、汚泥処理業者に委託して、常北衛生センターに搬入しているところでございます。

ご質問の汚泥の放射能汚染についてですが、先月、茨城県が県内に80カ所ある農業集落排水処理施設の汚泥について採取し、検査を実施したところでございます。検査の結果につきましては、町内4施設につきましては、ばらつきはありますが、1キログラム当たりの放射性ヨウ素が0から6.2ベクレル、放射性セシウムが14.7から61.0ベクレルと、県内では低い状況にあるところでございます。汚泥には放射線量に関する暫定基準がございませんが、国や県の指示に従い、適切に管理してまいりたいと考えております。

詳細については担当課長のほうから説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 下水道課長柳橋和幸君。

〔下水道課長柳橋和幸君登壇〕

○下水道課長（柳橋和幸君） 3番三村議員さんのご質問にお答えいたします。

全体的な施設の検査結果につきましては、先ほど町長のほうで、答弁しましたので、私からは各施設ごとの検査結果についてご報告申し上げます。

4施設ありまして、上入野地区、ヨウ素検出されませんでした。セシウムが14.7ベクレルであります。常北、青山地区、ヨウ素が6.2ベクレル、セシウムが44ベクレルであります。北方、高久地区につきましては、ヨウ素が4.1ベクレル、セシウムが61ベクレルであります。孫根地区につきましては、ヨウ素が検出されませんでした。セシウムが24ベクレルとなっております。

今後の汚泥の管理であります。県で統一しまして、公表しているため、県の取りまとめ等によりまして、測定検査を行いまして、汚泥中の放射性物質の濃度につきまして、状

況変化を把握した上で、県の指導等を受けまして適切に対応してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 3番三村孝信君。

○3番（三村孝信君） ありがとうございます。

県内で汚泥にも種類がありまして、乾燥汚泥だとセシウムでいうと、高いところは4,300ベクレルという数値があるんです。これはセシウムの場合は降雨とか、降雪によって濃度が変わるというようなことです。ですから、今回は基準よりずっと低いというようなことですが、今後も県の指導等もあるんでしょうが、定期的な検査をして、安全を図っていただきたいなというふうに思います。

ありがとうございました。

続いて、5番目の農産物についてですが、これはいろいろ農産物をお尋ねしようと思ったんですが、全県出荷停止になっているお茶について、特に今回はお尋ねしたいと思いますが、まず、町長に、特産品古内茶、特産品であるお茶が出荷停止ということで、非常に残念なことであります。どのような国・県への働きかけとか、今後の対策とかを行うのか、町長から答弁をお願いします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 東京電力の福島第二原子力発電所の事故による放射能の汚染ということは、茨城県はもとより、関東一円の農畜産物に甚大な被害をもたらしているわけでございます。今まさに収束の見通しが立たず、さらなる被害拡大が予想されるところであり、大変危惧しているところでございます。

本町におきまして、原乳の出荷停止、廃棄処分に始まり、野菜の出荷自粛、そして、風評被害による子牛市場、農産物市場価格等の低迷が続いている状況でございます。そのような中で、5月20日付で茨城県より、6月2日付の国の原子力災害対策本部長から、暫定基準を超える茨城県産の茶の出荷規制がなされ、出荷目前に控えた茶の生産農家の組合では大変困惑しているところでございます。

前の市町村会、議長もそれに出席しておりましたが、そういう中で、猿島のほうからの議長さんかと思いますが、茶の今伸び盛りだと。そういう中で茶の生産方法をどうしたらいいのかというようなご質問がございました。そういう中でも、県のほうではきちっとした答弁ができなかったなと思っております。

それは茶が今伸びているのを切らなければならない。茶摘みができないし、そして、その茶を切ったのを畝の中に入れてもいいのかどうかというような質問だったと思いますが、そのことについてもはっきりした答弁ができなかったというようなことでございますが、今は茶を切るというか、茶をつんだのをわきの畝幅に置いておいても構わないというようなことがいわれております。県のほうからそういうふうにあったと思えます。

そういう中で、茶生産をしている方は、本当に今困っているところで、この間、古内の茶生産組合の夜の集まりにも、私も出席して、皆さんとお話し合いをしてきたわけですが、これからの中では、農協とそういう中で茶の生産についての損害賠償というものをやっていくというようなことで、皆さんと話をしてきたわけでございます。

私も県のほうに行きまして、そういうことにつきましては、なるべく早い時期にそういうお茶とも限りませんが、農産物のそういう被害に対しての損害賠償というものを早く出せるような方法をしていただきたいということで、要請してまいりたいと思っております。

担当課長のほうから詳細については説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 産業振興課長高松輝美君。

〔産業振興課長高松輝美君登壇〕

○産業振興課長（高松輝美君） 3番三村議員さんにお答えしたいと思います。

現在、損害賠償請求等を進めている状況でございます。お茶はまだですけれども、現在請求関係につきましては、6月13日現在におきまして、町請求といたしまして、数十件程度の問い合わせ、あるいは来庁された方があります。現在受付件数といたしましては、8件ほど受け付けをしまして、3月、4月分を請求したところでございます。金額にしまして、7,380万円ほど請求を出す予定でございます。品目につきましては、ハウレンソウ、キュウリ、生シイタケ、菌床栽培等でございます。

ちなみに、JA農協関係では、3月、4月分で約500万円程度の金額を請求している状況のようでございます。

それから、お茶関係でございますけれども、お茶につきましては、出荷制限によりまして、売上げが全然できない状況でございます。どれぐらいの被害額があるかといいますと、これは見込みなんですけれども、古内地区におきますと約17ヘクタール、七会地区におきますと約8ヘクタールのお茶を栽培してございます。それを単純に比較しまして、反収約18万円程度を見込みますと、被害総額といたしまして、おおむね4,500万円程度の被害額があるのかなと。請求する金額がその程度になるのではないかと考えております。

現在、お茶組合につきましては、県の茶連のほうで一括して請求するのか、あるいは市町村に請求するのか、農協として請求するのか、本日も会議があるわけでございますけれども、その辺のところでも今検討をなさっている状況でございます。町としましては、おおむね4,500万円程度の被害額があるのではないかと考えております。

それから、野菜関係につきましては、放射性セシウム等500ベクレル以下ということで、現在、茨城県内におきましては、すべての農産物、ネギ等も含めまして、基準値以下ということで、制限はなされてございません。

それから、余談になりますけれども、牧草関係につきましても、放射性セシウムが300ベクレル以下というようなことで、城里町におきましては、桂地区の矢野目沢牧場等を県

のほうで毎回はかっていただいております。300ベクレル以下のところ、桂地区におきましては145、あるいは139と県平均よりもかなり低く、もちろん基準値以内ということで、繁殖和牛、特に問題なく進めております。

なお、乳牛、それから肉牛につきましても、基準値が解除されているような状況でございます。それと今後心配されます果樹につきましましては、放射性セシウムが500ベクレル以下の基準値なんですけれども、梅等につきましまして、計りましたところ、33から40ベクレルというようなことで、これにつきましても今のところは問題ない状況でございます。

それから、川魚、鮎等につきましてもやはり基準値以内、それと、今後心配されます土壌検査等でございますけれども、農地の土壌につきましましては、5,000ベクレル以下が基準値というふうなことが、県のほうから報告がなされております。その5,000ベクレルから0.1%、それを吸い上げて稲とか、陸稲とか計るわけです。それですので、基準値は500ベクレル以下であれば問題なしということなんですけれども、農林水産省のほうで、県内18カ所計ってございますけれども、この近辺ですと、常陸大宮とか、水戸、茨城町の水田、田んぼ等検査しておりますけれども、500のところ15.7ベクレル、39.5ベクレルと、今のところ水稲、陸稲等にも問題はないかと思っております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（小松崎三夫君） 3番三村孝信君。

○3番（三村孝信君） 私のほうはお茶だけというふうに限定したんですが、本当に丁寧な答弁をいただいて、本当にありがとうございます。

お茶にしても、これは古内茶、手元の資料なんですけど、5月18日は1,030ベクレル、5月26日は730ベクレル、そして、6月1日が920ベクレルというセシウム、それから、七会茶については5月19日に検査をして752ベクレルというようなことです。ですから、ある程度値の幅があるし、計っている場所等、そういったことも影響があるのかなというふうに感じています。

ぜひ生産者保護と、消費者保護もあるんですが、町の町長を初め関係各課のご尽力をお願いしたいというふうに思っております。

続いて、最後になりますが、防災無線についてお聞きします。

今回、災害で非常に防災関係がよかったというふうなことであります。これは町長も一緒に詰めました合併協議会の中で、現行のシステムを使うというふうなことで合意をしています。合併後もう7年目になるんですか、その中で、やはり矛盾が出てきたわけです。七会地区は光ファイバーが入っています。桂地区は役場で戸別受信機を一括して買い上げまして、それを各世帯に無償貸与しています。これは合併した今も続いているわけです。常北地区はというと、難聴対策として申請すれば、4万円かかるわけです。4万円のうち2万円は町のほうで補償しますということです。大分3地区によって差があるわけです。合併協のときには先送りしたというふうなことでしょうが、今回この大きな震災に遭

って、やはり高齢者、広報無線が聞こえない。広報無線がバッテリーがなくてできなかったというのがあるんですが、非常にふだんからも聞きづらいというような指摘が多々あります。

そういう中で、町長、これを常北に全戸やると4,000世帯として、4万円という1億6,000万円ぐらいかかるんですか、これはちょっと大変だと思うんですが、やはり独居老人とか、体の不自由な方とか、それから耳の遠い方とか、そういう方に対して配慮をしていただけないかなということで、お願いしたいと思います。

答弁をお願いします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 防災無線につきましては、今お話がありましたように、桂地区と七会地区につきましては、戸別に放送できるようなシステムをやっておりまして、ただ、常北地区が防災無線というようなことでございます。防災無線で今回の地震ということで、望楼が危険なために取り壊したということで、一斉放送もなかなか常北地区の町民の皆様方に聞こえなくなってしまったというようにいきさつがございます。

ただ、今防災行政無線につきましては、町民の最も有効な情報手段ではございますが、そういう中で、防災行政無線のデジタル化ということで、今取り組んで、これからのかなければならないということで、統一してまいりたいと思っておりますが、それまでには、やはり5年、6年という年月がたってしまうのではないかなと思っております。

ただいまお話がありましたように、難聴地域にお住いの希望者のみ、今は2分の1の自己負担をお願いして設置しております。そういう中で4万円するわけでございますが、2万円の負担というようなことでやっているわけでございますが、そういうデジタル化するまでにはまだまだ時間がかかるというようなことでございますので、そういう中で高齢者、ひとり暮らし、あるいは生活保護世帯についてのご負担が高いのではないかなというようなこともございますので、検討課題として前向きにとらえていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 3番三村孝信君。

○3番（三村孝信君） 前向きな答弁をいただいて、ありがとうございます。これは今も桂地区は新築して無償で入るんです、同じ町なのに。常北は4万円のうち2万円は負担しなければならない。これはどう見てもやはり不つり合いだと私は思うので、全戸とは言わないけれども、今、町長が言った生活保護とか、耳が遠い独居老人はぜひ無償で対応できるぐらいの配慮をしてもらえないかなというふうに思いますので、切にそれは要望しておきます。

そのデジタル化が5、6年先だと。ではそれまでどうするんだということなんです。そういう中で、高萩市を初め、防災FMというのがあるんです。その防災FMについて、ち

よつと説明を総務課長にお願いしたいんですが、かいつまんで結構ですのでお願いします。

○議長（小松崎三夫君） 総務課長三村 主君。

○総務課長（三村 主君） 高萩市の例ということで、ご答弁を申し上げます。

高萩市では、防災行政無線などの情報伝達施設が未整備でございます。このため市民に情報伝達が十分ではなかったとして、高萩災害FMを6月8日開局し、市民へ災害情報の伝達を開始したところでございます。

災害FMの開局は、総務省関東通信総合局が窓口となっており、臨時防災放送局として災害の情報伝達が必要な時間開局が許可されるものでございます。災害FMは、携帯ラジオで情報を受信しますので、住宅の屋内外や移動時、停電でも聞き取りやすく、情報を得ることができることが災害時には有効とされております。しかしながら、開局期間につきましては、災害情報伝達の必要性がなくなった時点で休止、または廃止となりますので、長時間開局することは難しいと思います。高萩市の例は以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 3番三村孝信君。

○3番（三村孝信君） この高萩は、今説明があったように、今回の震災で開局して、800万円くらいの予算なんだけれども、これは全額自己負担なしでやっているんです。今回、この設備投資なしで、個人のラジオがあれば受信できるわけですから、こういったことも、町長、考えていただきたいと思うんです。

通信手段が非常に違っているということで、災害FMですから、受信エリアというの小さいと思うんですが、今回こういったことで対応している自治体はかなりあるんです。運営補助金とか、放送する、セミプロの方とか、ボランティアの方が協力する。そういうのにも150万円ぐらいの補助がつくというんです。人的な補助が。そういうのを考えて、可能であれば、今後の検討課題として、ぜひこのFMということも選択肢の一つとして考えていただければなというふうに感じています。

総務課長も今後検討していただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

6項目質問をしたんですが、最後に、町長を初めとした執行部にお願いしたいのは、我々議会は、やはり今回の震災において、町長が望楼の撤去等においても迅速な対応をしました。また、保育所、桂幼稚園の生徒の対応でも早かったです。それから、常北中の生徒の対応も非常に早かった。非常にそういう点では立派な対応をしたと思っています。それで、ここでその対応を遅くしてはいけないと思うんです。ですから、この勢いをかって、どんどん無駄なものは省いて、新しいまちづくりのいい契機に、これをしないといけないのではないかと感じております。

震災で大変皆さん疲れたり、生活のリズムも狂って大変だったと思うんですが、今年度もうひと頑張り、ぜひ今度は新しいまちづくりのために、全力をふるっていただきたいと。議会、我々もそのためなら協力というか、理解します。大胆な行政を進めてもらいたいと

いうことを切に願って、終わりにします。

ありがとうございました。

○議長（小松崎三夫君） 以上で3番三村孝信君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第6号、8番桐原健一君の発言を一括質問一括答弁方式により許可いたします。

8番桐原健一君。

〔8番桐原健一君登壇〕

○8番（桐原健一君） 8番桐原です。それでは、通告順に従いまして、質問させていただきます。

初めに、学校の耐震化について伺います。

子どもたちの安全確保のために耐震化は重要な問題であります。文部科学省は、5月24日、全国の公立小・中学校の耐震化率を4年後の2015年までに100%にする方針を発表しました。2011年度一次補正予算に耐震化事業費340億円、これは全国1,200棟分ですが、この1,200棟分が計上されました。今年度全額執行されれば、耐震化率は約86%になるといわれております。

本町では、昨年、石塚小学校が耐震化されましたが、ほかの小・中学校は大丈夫なのかお伺いしたいと思います。

次に、放射線量測定について伺いたいと思いますが、これは先ほど三村議員のほうからも質問がありました。これは割愛させていただきます。

次に、防災無線についても、本当に今回こういう大震災が起きて、町の災害情報が全くわからないという町民の方がたくさんおりました。これも先ほど三村議員の質問に、町長は検討課題であると言われて、これは早急に本当に防災無線戸別新システムを町内全域に整備していただきたいと思います。これも割愛させていただきます。

次に、避難場所について伺いたいと思います。町の避難場所として3カ所あったわけですが、本当に電気もつかないで、発電機を利用したという話を聞いております。今後備蓄倉庫、また、非常用発電装置など、整備が必要であると思います。

きのうの課長答弁で、七会公民館に飲料水3,000本備蓄しているということですが、これも何と水を3,000本用意してあるのかお聞きしたいと思います。

備蓄倉庫、食べ物、昨日、三村由利子議員からも質問がありましたけれども、本当に避難所へ行くとおにぎり1個しか出ないと。4人でどうやって食うんだというような町民からの避難者の声もありました。これでは食べ物、食事がやはり不足ではないかと思えます。これをお聞きしたいと思います。

5番目に、修繕費助成について伺いたいと思います。

町として全壊、半壊については町の見舞金制度がありますが、一部破損の場合には何もないのであります。これは半壊に至らない屋根がわら、擁壁、物置などの住宅の損傷に、

町独自の修繕助成ができないかということで、財政厳しい大子においては、20万円の修理費に1割、2万円の補助を出すというようなことを伺っております。ほかの自治体でも修繕助成を創設していると思いますが、この辺お聞きしたいと思います。

6番目に、常北幼稚園について。

常北幼稚園を民間に指定管理者制度を導入してはどうかということで伺いたいと思います。

最後になりますが、この大震災に伴う屋根がわらとかについて、きのう三村由利子議員からも質問がありました。町としては4月30日まで延長していただいたんですけども、まだまだ町民から要望があります。まして今回の大震災で、那珂西地区の大谷石の倒れとか、坏地区はこれから大谷石の基礎の物置を倒す。それからかわらの処分とか、これから出ると思います。何とか町長、これは2週間とか3週間とか決めて、もう一回何とか受け入れ態勢をお願いしたいと思ひまして、第1回の質問を終わりにします。

○議長（小松崎三夫君） ただいま14番鯉淵秀雄君が早退いたしました。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 8番桐原健一議員のご質問にお答えいたしたいと思ひます。

学校の耐震化についてご質問がございました。小・中学校の耐震化につきましては、新たな耐震基準が設けられた昭和56年以降に建てられた小・中学校の校舎については、すべて耐震化がなされているわけでございます。

昨年度は建設から30年以上経過している小・中学校の屋内運動場と常北幼稚園舎の耐震診断を行いました。耐震診断では、屋内運動場、常北幼稚園園舎ともにI s値構造耐震指標が0.7を下回りました。いずれにいたしましても、これらの施設につきましては、教育施設でありますので、優先してこれから耐震化を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

それから、避難場所のことで、今どのような備蓄をしているのかというようなご質問かと思ひますが、水がボトルで3,000本、それから500食の乾パンとかそういう食料品が500食、七会の公民館のほうに備蓄しております。ただ、これで十分かといわれますと、今回のような大震災が起きた場合には、まだまだ足りないのかなと思っておりますが、ただ、こういう備蓄のものでも、賞味期限というものはございますので、そういうのも含めて、取りかえをしていかなければならない時期もあるかと思っておりますが、そういうこともよく勉強しながら、これからそういう災害があったときの備蓄としての準備をしていかなければならないと、今回の震災に当たって思いを深くしているところでございます。

それから、修繕費の助成についてというようなことでございますが、国の被災者生活再建支援金の対象外である一部損壊した住宅などへの助成制度についてでございますが、県内自治体においても、住宅修繕費用の一部に対する助成制度を設けられているところもご

ございますが、城里町では役場本庁舎を初めとする多くの施設が被災しており、復旧に多大な費用を要することから、国などの補助制度が見込まれない現状においては、助成制度というものは今考えてはおりません。

前に、4月15日ですか、公明党城里町支部長名で、修繕費助成制度というものにつきましても、要望をいただいているところは認識しているところでございます。

それから、常北幼稚園の件につきまして、保育所、あるいは幼稚園というものは、これから民間に任せるのが私はよいのではないかなと思っております。常北幼稚園につきましても、いつの時期になるかはわかりませんが、将来的にはそういうことも考えてやっていかなければならない時期がくるのではないかなと考えているところでございます。

それから、昨日も三村由利子議員のほうから質問がございましたが、4月30日をもちまして、災害のガレキ受け入れというものを終了とさせていただいたわけでございます。これは一定期間の受け入れを行ったことによりまして、緊急的なものは片づいたと判断したもので、今後屋根がわらの処分等につきましては、修理業者等に処分をお願いしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 8番桐原健一君。

○8番（桐原健一君） 2回目の質問に入りますが、学校耐震化については問題ないと。学校耐震化についてであります。今回、学校耐震化事業に対する地方交付税も安くなったということで、自治体の財政負担は従来の3割以上から現行の予算の13.3%と、半分以下に軽減されたということなので、本当に安全・安心の校舎のためにもよく検討してこれはお願いしたいと思います。これは答弁はいいです。

それから、避難場所についてですけれども、避難場所、また本庁においてもですが、停電によって機能をしないということで、自家発電装置などの整備が必要だと思いますが、その辺の検討は今後どうするのか、お聞きしたいと思います。

常北幼稚園については、もう10年前から民間でできるものは民間でという指導があると思います。これは本当に町で指定管理者制度を使って、ぜひ常北幼稚園を指定管理者制度にお願いしたいと思います。

最後のガレキの問題なんですけれども、4月30日に終わったけれども、ただいまの大谷石の片づけ、1トン当たり6,300円、大体2トン車で運ぶとその倍だから1万2,600円かかると。これを個人負担だと、今もって大変な時期で、これを個人に行政が任せると、大変な金額になるのではないかと思います。何とか町長、これは考えてやってほしいと思いますので、1週間とか2週間とか区切って何とかできないか、お願いしたいと思います。

5番目の修繕費助成について、これは町ではできないということなんですけれども、今、町では住宅リフォーム助成をやっていると思うんですけれども、この住宅リフォーム助成は適用ができないのかお聞きしたい。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） それぞれの担当課長のほうからご説明申し上げたいと思いますが、自家発電はどうするのかというようなことですが、自家発電もしょっちゅう使うものではないので、何年もそのままにしておく、発電ができなくなってしまうというようなことでもありますので、そこら辺は検討する余地があるのではないかなと思っています。

毎月それは自家発電をしてやっていたらいいのかなということも思っておりますけれども、なかなか自家発電というのはどの程度の自家発電が必要なのか、そこら辺も検討していかなければならないということも思っておりますので、検討はしておりますけれども、なかなか難しい問題が含んでいるのではないかなと思っています。

そのほかの件につきまして、それぞれの担当のほうから説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 都市建設課長矢内勝浩君。

○都市建設課長（矢内勝浩君） 8番桐原議員のほうから、修繕費に対して住宅リフォーム制度を使えないのかということでご質問をいただきました件につきまして、お答えさせていただきます。

住宅リフォーム制度は、平成21年度から実施のほうをしております、そちらのほうの目的は老朽化した住宅のほうのリフォームを進めるというような形で制度化しております。本年度は予定件数として30件ほど予算化している状況ではございますけれども、こちらにつきましては、国の社会資本整備総合交付金というものを使って、そちらの予算を充てながら使っているような状況でございますので、ただし、それを修繕費にということもないことないんですけれども、追加配分の予定はないというようなことで、国・県のほうから聞いているような状況でございます、目的が違う制度ということで、お受けさせていただいたものでございますので、なかなか難しいところなのかなというふうに考えているような状況でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町民課長松崎 榮君。

○町民課長（松崎 榮君） 8番桐原議員さんの最後の質問でございますけれども、ガレキ受け入れ、期限を切って行ってもらいたいということなんですけれども、受け入れを終わりにしまして、1カ月以上過ぎています。今まで断っていた方等の経過もありますので、期限を切っても再開というのはちょっと難しいのではないかと思います。

○議長（小松崎三夫君） 教育長石原道明君。

○教育長（石原道明君） 桐原議員さんの常北幼稚園のことについて、教育委員会のほうからお話を申し上げたいと思います。

町長が申されましたように、いずれは町民の方、いわゆる民間に譲渡していくというふうなことは大きな柱としては必要なのではないかと。ただ現状で申しますと、現在の常北幼稚園の入園者数が減っています。ただ反面、保育時間等を含めた時間を延長してほしい、

あるいは3歳児を入れてほしいというふうな要望もございますので、その辺を加味しながら、今後の動きを見ていきたいと。

現在、町内には4つの私立の幼稚園がありますので、その整合性というふうなことを見て、今後の検討課題としてまいりたいというふうに考えています。

すぐにやめるという意味ではございませんので、そのところはよろしく願いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 8番桐原健一君。

○8番（桐原健一君） 常北幼稚園については検討されるということで、よろしく願いしたいと思います。

ちょっと提案なんですけれども、きのうの新聞なんですけれども、県の中央水道事務所、水戸上水道、那珂市で、やはり東日本大震災で多くの浄水場が停電したことを受けて、県の企画部が自家発電設備の導入を検討し、夏後の節電対策も考慮したということで、7月上旬にこれは稼働するそうであります。やはりメガソーラー設備、太陽光、幾つも小学校が廃校になっているので、そういうところを利用して、こういうメガソーラー設置なんかもいいのではないかと思います、提案ですけれども。

以上をもちまして、これからの町の災害復旧をよろしく願いしまして、終わりにします。

○議長（小松崎三夫君） 以上で8番桐原健一君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第7号、6番加藤文夫君の発言を一問一答方式により許可いたします。

6番加藤文夫君。

〔6番加藤文夫君登壇〕

○6番（加藤文夫君） 最初に、受付番号の1番から6番の議員の方からで私の質問ができ上がってしまったんですけれども、とりあえず、私は体験を少し含めまして、質問に入りたいと思っております。

最初に、自主防災組織なんですけど、私自身、当日帰り次第、私もボランティア関係で5軒のひとり暮らしの家に、体はどうか、家はどうかということで聞き歩きました。その後、私の家も石塀が倒れましたので、石塀の除去をいたしました。実際にこの自主防災組織なんていうのは、高根だけが稼働いたしまして、今言いました5軒の家のほかに、各家庭、高根は66軒ありますので、66軒を消防団及び自主防災組織の関係者が1軒1軒歩きまして、どうですかということで歩きました。その後、5軒以上の方には2日間にわたりまして、おにぎりを配布したということをしております。その後、特別な友人関係で、山梨県から5個1袋のラーメンを66軒分を調達しているということも区長さんから聞いております。

そのような中で、関係員のところで12件ということ、組織があると聞いておりますけれども、そういう高根みたいな自主防災ができていれば、スムーズにいくんではないかな

と思っております。町長さんを初めとして、執行部、消防団といっても、常日ごろは今回のように会社、もしくは役場等へ行っておりますので、半分以上は当てになるようなならないような感じだと思っております。自主防災があればこそ、そういうものが役立つのではないかと思っております。ぜひともそのようなことで自主防災組織というものをつくり上げていただければありがたいと思っております。

2番目といたしまして、防災ヘリポートとドクターヘリの数は幾つかということをお聞きしたいと思います。

また、3番目に火災警報器義務化でございますけれども、たまたま今回は昼間ということでございました。夕方から翌朝の間にこの地震が、これだけのことが起きれば相当な災害が起きたのではなからうかと思っております。実際に夕方であれば、火を使っておるということで、なかなか難しい問題も、もしかしたらこの火災警報器が鳴ってしまったという例も出てくるのではないかと思っております。

その点に対しまして、指導方法についてお聞きしたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 6番加藤議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

自主防災組織の件につきましては、昨日、南條議員、それから三村由利子議員、関議員のほうからもいろいろ質問等がございました。重複する面もあるかと思いますが、よろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

地域防災につきましては、平成7年に発生した阪神・淡路大震災をきっかけに、国や公共団体にすべてを任せる防災から、役割分担型への防災へと変わりつつあるわけでございます。安全で安心な暮らしの大切さが改めて認識され、地域の防災に関する関心が高まる中で、自主防災組織が重要な役割を担うことになるわけでございます。自主防災組織は、住民一人一人がみずからの命はみずから守る、そして、みずからの地域はみずから守るといふそういう考え方に立って、自主防災活動を行う組織でございます。そういう中で、今回の災害におきまして、今まで12の組織が結成されておりますけれども、1つの組織団体におきまして、いろいろご協力をいただいたということでございます。

また、加藤議員からも、当時の自分の行動というものを話ししていただき、大変ありがたいと思っているところでございます。

この防災組織につきましては、全町全区に組織が設置されまして、先ほど言いました所期の目的が達成されるよう、引き続き啓蒙活動というものをしてまいりたいと考えておるところでございます。

こういう災害に遭った場合に、やはりだれよりも早く救助の手を差し伸べられるのは地域の方々でございます。私たち行政もそれに負けないようにやってはまいりますけれども、やはり地域のことを知り尽くしている地域の方々、隣近所を守ってやっていただくと。

また、あそこにはだれだれさんがひとりで暮しているというようなことも認識しておられるわけですので、なるべくそういうことで自主防災組織をつくっていただけたら大変ありがたいかなと思っているところでございます。

それから、防災ヘリポート、それからドクターヘリポートのことにつきましては、災害時に市町村からの要請により、茨城県の防災ヘリコプターが離着陸するための臨時ヘリポートにつきましては、現在石塚小学校、桂中学校、桂運動公園、七会中学校の4カ所が指定されているところでございます。

また、土砂災害により孤立の可能性がある集落のための緊急離着陸場としては、七会地区の8カ所が指定されておるところでございます。

それから、緊急医療用ヘリコプター（通称ドクターヘリ）につきましては、ランデブーポイントにつきましては、水戸市の消防本部が現地調査を行い、町内44カ所を指定しているようでございます。

なお、住民への周知につきましては、これらのヘリコプターの要請を一般の方が直接行うことはできません。現場の救急隊員が判断するものでありますので、今後も、ドクターヘリの場所はどこだというふうなことで周知というものは考えていないところでございます。これは救急隊員がどこの場所であるということで指定するわけでございますので、我々がそれにタッチすることはできないというふうなことになるようでございますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

それから火災警報器の義務化により、町で配布した取付率及び指導方法についてというふうなことからと思いますが、去年6月から、住宅用火災警報器の設置の義務化がされたことを踏まえまして、町内全世帯に火災警報器を配布したものでございます。

火災警報器は、火災の発生を抑止するものではなく、尊い命を守るために設置するものでございまして、条例で設置義務をつけておりますが、罰則規定はございません。そういう中で、火災警報器をつけられないようなそういうひとり暮らし、老人世帯等につきましては、シルバー人材センターを活用して指導を兼ねた設置を行ってまいりました。

今後は未設置世帯の対応として、消防団等による警報器の設置指導を推進してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 6番加藤文夫君。

○6番（加藤文夫君） （1）、（2）に対しましては納得いたしましたけれども、やはり火災警報器ですけれども、たまたまこれも私の家のことなんですけれども、なべをやっている、なべの蒸気でもやはり「火事です、火事です」というのが流れますので、本当にちょっとしたことで、消防団及び消防署が駆けつけなくても済むのではなからうかと思っておりますので、これはぜひともお願いしたいと思っております。

2番目の職員異動について、事務引き継ぎです。これも実際に私事なんですけれども、たまたま今回こういう災害が起きました関係上、いろいろな書類が役場から届きますけれ

ども、やはりこれも、本当のこのぺら1枚でしたら、数え間違いということはあると思うのですが、例えば広報とか、議会だよりとかという冊子というものは、相当厚いものであります。これが部数が少なく届くということは、災害の関係上、いろいろな問題が起きて、道路とかになくしてしまっているのかなと思っておりますが、1回目は仕方ないので、こうこうこうでしたと説明申し上げたんですけれども、2回目もまた同じことがあったんです。それがたまたま私の家なんです。ということで、私ができないので女房が自治会長になっておるんですけれども、そういうことで、幾ら災害時期だからといっても、やはりそういう冊子関係の厚いものに対しては、余り部数が少ないというようなことはちょっと手落ちかなと思っております。

それから、次についてですけれども、今回特に災害の関係ではないんですけれども、旧桂村においては9月に健康診断があるんですけれども、それに関しまして、もう5月に尿のコップが届いてしまっているんです。というのは、実際に今までもあそこに私も健康診断を受けているんですけれども、容器をもう既にどこかへ置き忘れてしまったということで、コップをいただいて尿検査に入ることなんですけれども、たまたま年寄りですと、時間に合わせていって、忘れてしまったからということでコップをいただくんですけれども、それでも少ないのにとろうとしているような状態で困るんです。そういうことを含めまして、このコップ関係の5カ月間も長期も前に置かないで、1カ月半か2カ月くらいの間に配布していただけるというのが望ましいのではないかなと思っております。

そういう関係で、やはり配布すればいいと、そういう問題ではないと思います。もう少し自分の家にこういうものが届いたらということ十二分にわきまえたことについて、事務引き継ぎ、その他の処理、送付等々を考えていただければありがたいと思うんですが、その点についてお伺いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 初めに、加藤議員さんにはおわび申し上げたいと思います。

自治会の文書配布に際しましては、自治会内の戸数分の枚数が封入されておらず、不足している旨のご連絡をいただいたものの、再度そのような同じ過ちをいたしたということに対しましては、本当に加藤議員には不愉快感を与えてしまったことに対しまして、深くおわびを申し上げる次第でございます。

今回の事例は、封入の数え間違いという単純なうっかりミスでございますので、今後このようなことが発生しないように、職員を指導してまいりたいと思いますので、ご了解をいただきたいと思います。

また、いろいろな健康診断につきましても、余りにも早くそういうお通知を出して、そして、その中にはいろいろな品物が入っているかと思いますが、余り早いものでなくしてしまったというようなこともあったということでございますので、適切な時期時間により

そして、健康診断等のお知らせというものをやっていきたいと思っておりますので、ご了解をいただきたいと思っております。

○議長（小松崎三夫君） 6番加藤文夫君。

○6番（加藤文夫君） それでは、最後の広域農道についてお伺いいたします。

昭和54年ころ着工をしました広域農道というんですけれども、この広域農道というのは、ちょっと訂正させていただきます。県道阿波山徳蔵線バイパスということの後で聞かされましたので、その点を訂正させていただきます。

常陸大宮市から笠間までの区間ができるわけですが、一向に桂地区の孫根集落から錫高野集落の間、約七、八百メートルができないでおります。事業化を図る予定にあるかどうかお伺いいたします。約30年近くなってもまだ完全にできない。考えによってはバイパスだからおくれてもいいということでしょうけれども、土地等と田畑等を売った方々にとっては、一日でも早く完成していただきたいということを聞いております。そういうことに関しまして、どのような町長の考えか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 県道阿波山徳蔵線孫根バイパスの完成予定はというようなことかと思っております。県道阿波山徳蔵線孫根バイパスは、大字錫高野と大字高根を結ぶ道路でございます。この区間が完成いたしますと、大規模農道から大桂大橋までの道路整備がおおむね完了をして、通行車両の安全性や利便性が向上するとともに、利用者の増加が見込まれるところでございます。そのようなことから、早期の完成を望んでおりますが、県からは完成までにはもうしばらく年月がかかると伺っております。

なお、詳細については、担当課長のほうから答弁させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 都市建設課長矢内勝浩君。

〔都市建設課長矢内勝浩君登壇〕

○都市建設課長（矢内勝浩君） 6番加藤議員の御質問にお答えいたします。

阿波山徳蔵線孫根バイパスは、未供用の区間が1区間約2,500メートルのうち、錫高野側の約600メートル区間につきましては、合併市町村幹線道路緊急支援事業の三ツ埜線として整備を進めておまして、この夏には県道の錫高野石塚線に接続する形で、暫定的に供用が開始できる見込みです。残りの約1,900メートル区間につきましては、県が整備を進めているところではございますけれども、工事に着手していない区間がまだ残されておりますことから、できるだけ早く整備を進めていただけるよう、県に対して働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○議長（小松崎三夫君） 6番加藤文夫君

○6番（加藤文夫君） 今の広域農道なんですけれども、実際に今となってはちょっと遅

い気もするんですけども、高根台という住宅地も、道路ができていけばもっと住宅ができたのではなかろうかと思っておりますし、うぐいすの里ももっと大宮とか笠間、そのほかの地域からも自由に入出入りして利用価値があったのではないかと思っております、そういう意味も含め、相当道路ができそうでできないというのは、本当に町民以外の方々も不自由しておりますし、城里町民も不自由しております。そういうことを伝えまして、ぜひとも整備、なかなか検討も交渉もまめにやっていただければありがたいんですけども、できればここ5、6年ぐらいまでには完成を目指して、町長の努力をいただきたいと思っております。

そういうことを含めまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小松崎三夫君） 以上で6番加藤文夫君の一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方はサークル室Aにお集まりいただきたいと思っております。

なお、議員各位においては、控室にお集まりいただきたいと思っております。

午前11時41分休憩

午前11時47分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

散会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日16日から20日は議案調査、議案整理とし、21日は午後2時に本会場において再開し、議案質疑から入りますので、開議10分前までにご参集いただきたいと思っております。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでございました。

午前11時49分散会

○議長（小松崎三夫君） 日程に先立ち、諸般のご報告を申し上げます。

3月、4月、5月における各会議等への出席状況は、お手元に配付したとおりですので、ご了承願いたいと思います。

会議録署名議員の指名

○議長（小松崎三夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により

1番 菌部一君

2番 余水紀夫君

3番 三村孝信君

の以上3君をご指名いたします。

会期の決定

○議長（小松崎三夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、過日開催しました議会運営委員会の会議の結果について、南條議会運営委員長より報告を求めます。

10番議会運営委員長南條 治君。

〔議会運営委員長南條 治君登壇〕

○議会運営委員長（南條 治君） それでは、議会運営委員会を代表いたしまして、ご報告申し上げます。

去る6月7日に開催いたしました議会運営委員会の協議の結果について、ご報告いたします。

今期定例会に提案されます承認23件、議案5件、発議1件、請願1件、陳情1件、報告13件、合わせて44件の審議件数及び一般質問を検討いたしました。その結果、お手元に配付されております会期日程（案）のとおり、本日から6月21日までの8日間とすることに決定をいたしました。

議員各位におかれましては、議会運営委員会の決定どおりご賛同くださいますよう、ここにご提案申し上げます。

議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

ただいま南條議会運営委員長より、今期定例会の会期は本日から6月21日までの8日間とされるようご提案がありましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。

今期定例会の会期は、本日から6月21日までの8日間と決定いたしました。

続いて、地方自治法第121条の規定により、説明のため本日の会議に出席を求めた者の職・氏名は、お手元に配付いたしました名簿のとおりでございます。

傍聴人8名を許可いたしました。

町長あいさつ

○議長（小松崎三夫君） ここで、町長より発言を求められております。この際、これを許可いたします。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 本定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成23年第2回議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙の中をご出席いただき、まことにありがとうございます。

今回の大震災による被害を振り返るとき、自然災害の恐ろしさはもちろん、住民の皆さんの安全・安心を守るための自治体、行政の役割の大切さ、そして、その責任の重さを深く感じているところでございます。おかげさまで、震災から3カ月経過し、上下水道や道路の仮復旧が進み、町民生活も一応の落ち着きを取り戻したところではないのかなと思っ
ているところでございます。今後は本格的な復旧、復興に向け、全力を傾注してまいります。

さて、本定例会は、専決処分をいたしました平成22年度各会計補正予算や条例改正等及び平成23年度各会計補正予算、また、城里町災害弔慰金支給等に関する条例の一部を改正する条例等についてご提案申し上げますので、慎重審議の上、適切なるご決定をお願いいたしまして、開会に当たりましての私のごあいさつといたします。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

承認第 1号 専決処分第1号（平成22年度城里町一般会計補正予算第8号）の承認を求めることについて

承認第 2号 専決処分第2号（平成22年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについて

承認第 3号 専決処分第3号（平成22年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについて

承認第 4号 専決処分第4号（城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条

- 例)の承認を求めることについて
- 承認第 5号 専決処分第5号(城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)の承認を求めることについて
- 承認第 6号 専決処分第6号(城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例)の承認を求めることについて
- 承認第 7号 専決処分第7号(東日本大震災に伴う城里町立学校給食センターの特例に関する条例)の承認を求めることについて
- 承認第 8号 専決処分第8号(平成22年度城里町一般会計補正予算第9号)の承認を求めることについて
- 承認第 9号 専決処分第9号(平成22年度城里町国民健康保険特別会計補正予算第4号)の承認を求めることについて
- 承認第10号 専決処分第10号(平成22年度城里町老人保健特別会計補正予算第2号)の承認を求めることについて
- 承認第11号 専決処分第11号(平成22年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号)の承認を求めることについて
- 承認第12号 専決処分第12号(平成22年度城里町介護保険特別会計補正予算第4号)の承認を求めることについて
- 承認第13号 専決処分第13号(平成22年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第5号)の承認を求めることについて
- 承認第14号 専決処分第14号(平成22年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第5号)の承認を求めることについて
- 承認第15号 専決処分第15号(平成22年度城里町水道事業会計補正予算第3号)の承認を求めることについて
- 承認第16号 専決処分第16号(平成23年度城里町一般会計補正予算第1号)の承認を求めることについて
- 承認第17号 専決処分第17号(平成23年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第1号)の承認を求めることについて
- 承認第18号 専決処分第18号(平成23年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号)の承認を求めることについて
- 承認第19号 専決処分第19号(平成23年度城里町水道事業会計補正予算第1号)の承認を求めることについて
- 承認第20号 専決処分第20号(城里町税条例の一部を改正する条例)の承認を求めることについて
- 承認第21号 専決処分第21号(東日本大震災に係る災害被害者に対する町民税の減免の特例に関する条例)の承認を求めることについて

- 承認第22号 専決処分第22号（城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
- 承認第23号 専決処分第23号（城里町老人保健特別会計の廃止に伴う経過措置に関する条例を廃止する条例）の承認を求めることについて
- 議案第29号 城里町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第30号 工事委託契約の締結について
- 議案第31号 平成23年度城里町一般会計補正予算（第2号）について
- 議案第32号 平成23年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（小松崎三夫君） ここで、日程第3、承認第1号 専決処分第1号（平成22年度城里町一般会計補正予算第8号）の承認を求めることについてから日程第29、議案第32号平成23年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての27議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 平成23年第2回城里町議会定例会に当たり、提出議案の概要についてご説明申し上げます。

承認第1号 専決処分第1号（平成22年度城里町一般会計補正予算第8号）の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億9,980万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ100億8,684万6,000円としたものでございます。

歳入では、地方交付税及び繰入金を追加したものです。

歳出では、災害復旧費を追加したものでございます。

次に、承認第2号 専決処分第2号（平成22年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,319万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億493万2,000円としたものです。

歳入では、繰入金を追加したものです。

歳出では、災害復旧費を追加したものです。

次に、承認第3号 専決処分第3号（平成22年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ711万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,145万9,000円としたものです。

歳入では、繰入金を追加したものです。

歳出では、災害復旧費を追加したものです。

次に、承認第4号 専決処分第4号（城里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてであります。人事院規則の改正により、時間外勤務手当の算定方法の見直しが行われたことに伴い、町条例の一部を改正し、平成23年4月1日から施行したものです。

次に、承認第5号 専決処分第5号（城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてであります。国の税制改正において、国民健康保険税の賦課限度額の引き上げが交付されたことに伴い、町条例の一部を改正し、平成23年4月1日から施行したものです。

主な改正点は、国民健康保険税の賦課限度額について、基礎分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の引き上げがそれぞれ行われたため、関係文言を改正したものです。

次に、承認第6号 専決処分第6号（城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてであります。平成21年10月から平成23年3月までの間、暫定的に引き上げた出産育児一時金の支給額について、平成23年4月から恒久化されたことに伴い、町条例の一部を改正し、平成23年4月1日から施行したものです。

主な改正点は、暫定的に35万円から39万円に引き上げた出産育児一時金の支給額の恒久化に伴い、関係文言を改正したものです。

次に、承認第7号 専決処分第7号（東日本大震災に伴う城里町立学校給食センターの特例に関する条例）の承認を求めることについてであります。平成22年第4回城里町議会定例会において、町内給食センターの統合計画により、七会給食センターを廃止する議決をいただきましたが、東日本大震災により、常北給食センターが甚大な被害を負ったことに伴い、復旧するまでの間、七会給食センターを利用するため制定したものです。

次に、承認第8号 専決処分第8号（平成22年度城里町一般会計補正予算第9号）の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ8,836万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ99億9,847万7,000円としたものです。

歳入では、町税、地方譲与税、配当割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、使用料及び手数料、国庫支出金及び財産収入を追加し、利子割交付金、株式譲渡所得割交付金、自動車取得交付金、交通安全対策特別交付金、分担金及び負担金、県支出金、繰入金及び諸収入を減額したものです。

歳出では、総務費を追加し、議会費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費及び災害復旧費を減額したものです。

次に、承認第9号 専決処分第9号（平成22年度城里町国民健康保険特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについてであります。まず、事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ7,079万2,000円を減額し、予算の総額を歳入

歳出それぞれ23億1,159万7,000円としたものです。

歳入では、使用料及び手数料、国庫支出金及び療養給付費等交付金を追加し、国民健康保険税、県支出金、共同事業交付金、財産収入、繰入金及び諸収入を減額したものです。

歳出では、総務費、保険給付費、共同事業拠出金、保険事業費、基金積立金、諸支出金及び公債費を減額したものです。

次に、施設勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ692万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,621万5,000円としたものです。

歳入では、診療収入を追加し、保険料及び繰入金を減額したものです。

歳出では、総務費、医業費及び公債費を減額したものです。

次に、承認第10号 専決処分第10号（平成22年度城里町老人保健特別会計補正予算第2号）の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ41万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ56万5,000円としたものです。

歳入では、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金及び繰入金を減額したものです。

歳出では、諸支出金を追加し、医療諸費及び予備費を減額したものです。

次に、承認第11号 専決処分第11号（平成22年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号）の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,507万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,267万4,000円としたものです。

歳入では、使用料及び手数料及び繰入金を追加し、後期高齢者医療費、医療保険料及び諸収入を減額したものです。

歳出では、総務費、後期高齢者医療広域連合納付金及び諸支出金を減額したものです。

次に、承認第12号 専決処分第12号（平成22年度城里町介護保険特別会計補正予算第4号）の承認を求めることについてであります。まず、保険事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,307万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,094万8,000円としたものです。

歳入では、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金を減額したものです。

歳出では、総務費、保険給付費、地域支援事業費を減額したものです。

次に、介護サービス事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ29万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ420万6,000円としたものです。

歳入では、サービス収入を減額したものです。

歳出では、サービス事業費及び諸支出金を減額したものです。

次に、承認第13号 専決処分第13号（平成22年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第5号）の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、

歳入歳出それぞれ820万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,673万2,000円としたものです。

歳入では、分担金及び負担金を追加し、使用料及び手数料及び繰入金を減額したものです。

歳出では、水道事業費及び公債費を減額したものです。

次に、承認第14号 専決処分第14号（平成22年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第5号）の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ394万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,751万3,000円としたものです。

歳入では、分担金及び負担金、使用料及び手数料及び繰入金を減額したものです。

歳出では、農業集落排水事業費を減額したものです。

次に、承認第15号 専決処分第15号（平成22年度城里町水道事業会計補正予算第3号）の承認を求めることについてであります。収益的収入及び支出において、収入支出予算の既決の予定額にそれぞれ567万7,000円を追加し、収入支出の予定額をそれぞれ7億5,557万2,000円としたものです。

収益的収入では、他会計補助金を追加したものです。

収益的支出では、原水及び浄水費を減額し、配水及び給水費及び減価償却費を追加したものです。

次に、承認第16号 専決処分第16号（平成23年度城里町一般会計補正予算第1号）の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8億3,008万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ105億2,308万3,000円としたものです。

歳入では、地方特例交付金、国庫支出金、繰入金、諸収入及び町債を追加したものです。

歳出では、災害復旧費を追加したものです。

次に、承認第17号 専決処分第17号（平成23年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算第1号）の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億5,022万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ13億8,556万3,000円としたものです。

歳入では、国庫支出金、繰入金及び町債を追加したものです。

歳出では、災害復旧費を追加したものです。

次に、承認第18号 専決処分第18号（平成23年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号）の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億3,760万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,217万7,000円としたものです。

歳入では、国庫支出金、繰入金及び町債を追加したものです。

歳出では、災害復旧費を追加したものです。

次に、承認第19号 専決処分第19号（平成23年度城里町水道事業会計補正予算第1号）の承認を求めることについてであります。まず、収益的収入及び支出については、収入支出予算の既決の予定額にそれぞれ456万3,000円を追加し、収入支出の予定額をそれぞれ6億7,713万円としたものです。

収益的収入では、給水収益を減額し、他会計補助金を追加したものです。

収益的支出では、原水及び浄水費を追加したものです。

次に、資本的収入及び支出においては、収入支出予算の既決予定額に、それぞれ5,343万9,000円を追加し、収入予定額を2億7,341万7,000円とし、支出予定額を5億468万7,000円としたものです。

資本的収入では、補助金を追加したものです。

資本的支出では、建設改良費を追加したものです。

次に、承認第20号 専決処分第20号（城里町税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてであります。国において地方税法の一部が改正されたことに伴い、町条例の一部を改正し、平成24年1月1日から施行するものです。

主な改正点は、町民税に関連して、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例、固定資産税に関連して、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとするものがすべき申告等を規定するため、条例の一部を改正したものです。

次に、承認第21号 専決処分第21号（東日本大震災に係る災害被害者に対する町民税の減免の特例に関する条例）の承認を求めることについてであります。東日本大震災による被災者に対し、負担軽減を図ることを目的として、個人町民税を被害の程度や所得の状況に応じて減免を行うため、条例を制定したものです。

この条例の公布の日から施行し、平成23年度分の町民税について適用するものです。

次に、承認第22号 専決処分第22号（城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについてであります。城里町災害義援金配分委員会の設置に伴い、町条例の一部を改正し、平成23年6月1日から施行したものです。

次に、承認第23号 専決処分第23号（城里町老人保健特別会計の廃止に伴う経過措置に関する条例を廃止する条例）の承認を求めることについてであります。老人保健特別会計廃止に伴い、経過措置として出納整理期間を設けるための条例を制定しましたが、出納整理期間が終了したため廃止したものです。

次に、議案第29号 城里町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。東日本大震災に対処するための特別財政援助及び助成に関する法律等の施行に伴い、災害援護資金貸付の特別措置が講じられたため、関係する町条例を改正す

るものです。

次に、議案第30号 工事委託契約の締結についてであります。平成23年度町道1号線（徳蔵倉見線）合併市町村幹線道路緊急整備支援事業の委託契約について、城里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第31号 平成23年度城里町一般会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,964万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ105億4,272万8,000円とするものです。

歳入では、地方特例交付金、寄附金、繰入金及び諸収入を追加するものです。

歳出では、議会費、総務費、民生費、農林水産業費、消防費及び徴税費を追加するものです。

次に、議案第32号 平成23年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。保険事業勘定において、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ138万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,950万2,000円とするものです。

歳入では、繰入金を追加するものであります。

歳出では、総務費を追加するものであります。

以上、27議案の概要について一括ご説明いたしました。慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

議案書差しかえ

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

ただいま町長より、日程第30、議案第33号について議案書を差しかえたいとの申し出がございました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案書を差しかえることに決定いたしました。

議会事務局長に議案書を配付させます。

〔議案書配付〕

議案第33号 人権擁護委員の推薦について

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第30、議案第33号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 議案第33号 人権擁護委員の推薦について、任期満了に伴い、委員の推薦をするため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

城里町大字阿波山902番地2、和田雅治さん、城里町大字下阿野沢197番地、小田部昌平さんを推薦するものでございます。

お二人とも人格、識見高く、広く社会の実情に通じているとともに人権擁護に理解が深く、委員として最適任者と考えますので、推薦するものでございます。

よろしくお願い申し上げたいと思います。

日程変更

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

議事日程の一部を変更し、議案第33号を先議したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第33号を先議することに決定いたしました。

それでは、議案の質疑に入ります。

議案第33号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第33号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第33号 人権擁護委員の推薦についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

発議第1号について

○議長（小松崎三夫君） 日程第31、発議第1号 城里町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、後日審議する予定でございます。

請願第4号 城里町立かつら保育所存続に関する請願

陳情第2号 大幅増員と夜勤改善で安全、安心の医療・介護を求める陳情書

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第32、請願第4号 城里町立かつら保育所存続に関する請願及び日程第33、陳情第2号 大幅増員と夜勤改善で安全、安心の医療・介護を求める陳情書について、南條議会運営委員長のご意見を賜りたいと思います。

10番議会運営委員長南條 治君。

〔議会運営委員長南條 治君登壇〕

○議会運営委員長（南條 治君） それでは、議会運営委員会を代表いたしまして、ご説明申し上げます。

請願第4号ないし陳情第2号の取り扱いについて意見を述べさせていただきます。

請願第4号ないし陳情第2号の取り扱いについては慎重に審査すべきと考えます。よって、請願第4号 城里町立かつら保育所存続に関する請願及び陳情第2号 大幅増員と夜勤改善で安全、安心の医療・介護を求める陳情書については、総務民生常任委員会へ付託し、会期中の審査をお願いしたいと存じます。

議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

ただいまの南條議会運営委員長の発言どおり、請願第4号及び陳情第2号については総務民生常任委員会へそれぞれ付託し、会期中の審査とすることにしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、請願第4号及び陳情第2号については総務民生常任委員会へそれぞれ付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

一般質問

○議長（小松崎三夫君） これより一般質問に入ります。

なお、質問者は一般質問席へ登壇の上行い、最後の答弁まで一般質問席でお受けくださるようお願いいたします。

また、質問回数は3回まで、質問時間は60分を超えることはできませんので、質問、答弁とも簡潔にお願いいたします。

さらに、類似した質問が出たときは、後から質問される方は重複質問しないようお願い申し上げます。

それでは、通告第1号、10番南條 治君の発言を一問一答方式により許可いたします。
10番南條 治君。

〔10番南條 治君登壇〕

○10番（南條 治君） 10番南條 治であります。

去る3月11日に発生しました東日本大震災により、亡くなられました方々のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、被災されました皆様にお見舞いを申し上げます。震災について一日でも早い復興を見据えた中で、6点ほどお伺いをいたします。

さて、本県におきましては、人的被害、死亡24名、重症33名、行方不明1名、物的被害といたしまして、全壊1,984棟、半壊1万3,491棟、一部損壊12万6,408棟、床上浸水1,389棟、床下浸水655棟、郡内の大洗町、茨城町さんにおいても、甚大な被害が発生しております。

本町においては、人的被害はなかったかと思いますが、一般住宅を含め、町の施設、道路、橋梁等の被害状況について、町長にお伺いをいたします。

次に、本庁舎であります。望楼の半壊、建物のクラック、天井の落下等、さきの全員協議会において、解体の方向での説明がありました。その先については、恐らく検討委員会という運びとなるかと思いますが、今の状況を理解すれば、建てかえを急ぐべきと考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

震災の後、大変なところは、どこの自治体も大小はあれ同じかと思えます。こういうときこそ職員の皆さんと首長さんの手腕が発揮される時だと考えます。早い対応と決断、そして実行、この言葉に尽きると考えます。町長の首長としての考えを、時期を含めてお伺いをいたします。

次に、七会支所については、支障を来すような大きな被害はなかったようですが、桂支所については、クラックが激しく、雨漏りしている状況であります。現在、桂図書館2階で業務に当たっておりますが、いつまでも今の形というわけにはいかないと思えます。合併協議会の協定書もあるでしょうが、今後2年から3年ということではなく、その先を考えた中でどのようにしていくのか、町長の考えをお伺いをいたします。

次に、坪公民館であります。坪公民館も例外になく、震災により大きなダメージを受け、使用ができない状態となっております。地域の人が非常に困っているということでもあります。旧坪小学校の体育館をお借りしたいという旨の希望が、区長さんを通して出てると聞いております。早い対応を望みますが、現時点でどのようになっているのか、町長にお伺いをいたします。

次に、給食センターの稼働状況についてお伺いをいたします。

現在、桂給食センターと七会給食センターで、部分給食で対応を行っているとのことですが、完全給食を配食できるのはいつのころになるのか、お伺いをいたします。

次に、常北中学校建設工事についてであります。余震の続く中での建設で、コンクリートの強度を維持できるのか、合併町村幹線道路緊急整備支援事業の123号線バイパス工事事業において、橋梁部にクラックが入り、解体し一部やり直したとも聞いております。また、工事については、震災により、工事期間中の中で望楼一部解体をお願いした、こういう経緯もありますので、そのようなことの中で、予定どおりに工事が進んでいるのかをお伺いをいたします。

以上6点、お伺いします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 南條議員のご質問にお答えいたしたいと思っております。

今回の大震災に伴う町の被害状況につきましては、3月30日及び5月27日開催の全員協議会でご説明申し上げたところでございますが、本庁舎を初め、桂支所、さらには教育関連施設等々に甚大な被害が起きたところでございます。これら被害が起きた施設につきましては、順次改修工事等を着工していきたいと思っております。

また、本庁舎の件につきましては、今年度は庁舎解体のための設計費を専決処分いたしましたので、間もなくこの事務を執行し、来年度には解体してまいりたいと考えております。

また、建てかえを急ぐべきでは、とのご質問でございますが、ただいまご説明申し上げましたとおり、本年度は解体設計を実施し、来年度に取り壊し工事と、（仮称）庁舎建設検討委員会を組織し、その中でご協議をいただき、進めてまいりたいと考えております。

私の現時点の考えといたしましては、教育関連施設を最優先に改修し、その後に財政面をいろいろ考慮しながら、庁舎建設をなるべく早く進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

また、桂支所につきましては、建屋内外の階間に亀裂が多数発生していること、また、屋上から3階部分にかけて亀裂による雨漏りが発生し、これにより漏電するおそれがあることから、現在、桂図書館の2階を仮庁舎として事務執行しております。

桂仮庁舎の図書館の2階ということや、狭隘のため、利用者の皆様方にご不便、ご迷惑をおかけしているところでございます。この桂支所につきましても、今後当分の間は現施設を利用して、本庁舎の整備にめどが立った時点で検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

本庁舎同様、解体設計を予算化してございますので、なるべく早く執行してまいりたいと思っております。取り壊しにつきましても、次年度に執行してまいりたいと考えておる

ところでございます。

また、坏公民館につきましては、現在地震による損傷がひどく、休館しておるところでございます。この土地については借地であり、また、埋立地に建設をしたという経緯もございます。これらを踏まえて、建築士に現況の調査をお願いしているところでございます。

次に、給食センターの稼働状況でございますが、町内にある3つの給食センターにつきましては、東日本大震災によりそれぞれ被害を受けました。中でも常北給食センターの被害が一番大きく、現在学校給食につきましては、桂給食センターと七会給食センターを利用し、部分給食を行っているところでございます。

常北中学校の建設につきましては、昨年度から2カ年継続事業で建設しているところでございます。建設中に発生しました東北地方太平洋沖地震と、その余震の中で建設を進めております。コンクリート打設直後に大地震が発生したわけではありますが、そのような際に被災した場合の検証として、ハザマ研究所の研究データによると、圧縮強度及び付着力が若干低下するものの、設計基準強度を上回ることが確認されておるところでございます。これらのことから、特に問題はないということで、工事管理者からのご報告を受けておるところでございます。

今回の震災による被害調査であります。被災状況を確認を工事監理者の1級建築士、JVとともに教育委員会事務局の職員が目視で行いました。

なお、工期につきましては、震災の影響により資材等の供給が間に合わなかったため、3週間ほど遅れが発生しているとの報告を受けております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 総務課長三村 主君。

〔総務課長三村 主君登壇〕

○総務課長（三村 主君） 南條議員さんの本町の被害状況につきましては、ただいま町長が概要についてご答弁申し上げました。

議員さんご指摘の、本町においては人的被害がなかったか、また、一般住宅を含め町の施設、道路関係はどうなのかという点についてご答弁を申し上げます。

まず、人的被害でございますけれども、本町においては人的被害はございませんでした。物的関係ですが、一般住宅の全壊が12棟、大規模半壊が9棟、半壊が129棟、一部損壊が1,612棟でございます。これにつきましては、6月7日時点でございます。

次に、町の施設、道路関係、橋梁の被害状況でございますけれども、町の施設関係につきましては、庁舎関係、また、学校教育、社会教育施設等々、道路につきましては、65路線ほか小規模亀裂が多数ございます。また、橋梁関係につきましては、大桂大橋が被害に遭ったところでございます。

以上、本町の被害状況についてご説明申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 教育長石原道明君。

〔教育長石原道明君登壇〕

○教育長（石原道明君） 南條議員さんのご質問にお答えいたします。

地震によりましての給食センターの稼働というふうなことでございますけれども、一部被害状況等についてお話をつけ加えさせていただきたいと思っております。

常北給食センターにおいては、隆起、沈下により、受水槽、オイルタンク、油分離槽、浄化槽ともに甚大な被害が発生しました。建屋につきましても、自動ドアの破損、タイルが一部落下した被害等がございました。既に建屋内における被害につきましては、現在修理が進んでおります。

なお、桂給食センターにおいても、厨房器が移動したり、自動ドアが破損したり、あるいは天井の一部が落下ということがございましたけれども、現在修繕は終了しております。

七会の今使っている部分につきましても、天井の一部が落下したり、ボイラーの漏水等がございましたが、これも現在修理しております。

本体の常北の部分につきましては、現在設計段階でございます。この設計が今上がっておりませんので、工事はまだ着工しておりません。大変申しわけないんですが、早くやろうという体制ではおりますけれども、現在において完了の時期を明確に申し上げることについてはご容赦いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 10番南條 治君。

○10番（南條 治君） それでは、再質問いたします。

本庁舎の建てかえについて、執行部ではどのような計画をもってこれから進んでいくのか。時期等についてはお答えをいただけなかったわけではありますが、あと教育施設最優先ということで進めていくんだというふうなお話もいただきました。しかしながら、本庁舎、これも並行したような形で進めていくべきではないかと思っております。

それと給食センター、これは仮設的なもので地盤沈下によって災害が被ったものを対応するようなそういった考えはなかったのかどうかお伺いをいたします。

あと常北中学校の建設であります。コンクリートの強度、これは維持できるということで理解してよろしいのでしょうか。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 確かに本庁舎の建設につきましては、なるべく早くやっつけていきたいと思っておりますが、庁舎の中にありますいろいろな書類、あるいは保存文書整理事業というものをしていかなければならないわけでございます。これは桂支所においてもそうでございますが、それを今年じゅうに終わらせて、そして、次年度に取り壊しをして、建設検討委員会の中で皆さんのご意見をいただきながら建設をしていきたいと思っております。ところでございますので、ご了解いただきたいと思っております。

それから、中学校の建設しておりますことにつきましては、担当課長のほうから詳細説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

給食センターの件は、教育長のほうから説明させます。

○議長（小松崎三夫君） 教育長石原道明君。

○教育長（石原道明君） 給食センターにつきましては、今のところ仮設をつくるというふうなことは考えておりません。当初地盤がやわらかいというふうなことで、あそこに再建するのはどうかということも、町長のほうからお話があったんですが、建てかえをするとなると、10億円近いお金が最低かかるというふうなことで、それは、町の財政からいうと無理であろうということで、現状において地盤の固定化を図りながら、現在地につくろうというのが現在の動きです。

それから、常北中学校について一緒にお話を申し上げたいと思いますけれども、地震に伴って影響が、当然のことながらございました。クラック等の有無については、先ほど町長の方からお話がございましたように、工事管理者の1級建築士、JVを組んでいます工事の監理者、そして私ども教育委員会の関係者で目視を行いました。

多少細かいことについてご説明申し上げたいと思います。

3月16日に1階部分の確認作業をいたしました。1階昇降口の耐力壁に複数のひびが生じており、一部コンクリートの破損もあったため、コンクリートの打ち直しをし、復旧は現在完了しております。

また、再度1階部分につきましては、4月9日、調査を行い、柱1カ所に0.25ミリ、長さ950ミリ、これは最大なんですが、クラックが発生しておりました。2階部分につきましては、4月14日、調査をいたしました。余震によると思われるクラックが柱に5カ所、壁に2カ所発生し、最大幅で0.2ミリ、最大クラックの長さが550ミリとなっております。3階につきましては、5月19日、やはり調査をしまして、2カ所に最大で0.2ミリ、最大クラックの長さが200ミリのものが発生しておりました。壁の補修につきましては、既に完了しておりますし、クラック等については、構造上耐力低下につながるものはないというふうな確認を得ております。

教育委員会としましては、外壁のクラックについては、水の侵入というものが考えられますので、補修するよう指示を出してございます。工期につきましては、震災の関係で資材の購入がややおくれまして、3カ月ほど遅れるというふうなことで、現在代用教室、いわゆる常北高校を使って、あるいは1年生は体育館の臨時の部屋ということで、9月の新学期を目途にこの校舎を完成し、新しいところで生活をさせたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 教育委員会事務局長茅野文夫君。

○教育委員会事務局長（茅野文夫君） 南條議員さんのご質問にお答えをいたします。

先ほどの坏小学校の体育館の件でございますけれども、もう既に修繕が終わりました、貸し出しを行っております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 今、教育長が3カ月の遅れと言いましたけれども、3週間の遅れでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 10番南條 治君。

○10番（南條 治君） 続きまして、防災についてであります。3月11日以降、防災について、区、消防、その他の団体との会議、また話し合いをもったのか。もちろん防災本部を設置していたときは、毎日会議をもったと思います。しかし、復興を考えますと、日々刻々と町民の皆さんの要望、お話等、変化してくると思うわけでありまして。体験した中での教訓なども出てくると思います。大変なときこそきっちり対応するのが住民に信頼される役所づくりだと思うわけでありまして。そこで、町長の考えをお伺いいたします。

次に、通信手段であります。防災無線が停電により全く使用できない状態に陥りました。災害本部と支所、避難所の連絡もスムーズにとれなかったようであります。赤色灯がついている消防車、これにて広報することのできるスピーカーもついているわけでありまして。新聞等によりますと、避難所までお年寄りを搬送した、広報車として使ったなど、いろいろな体験などが出ておりました。

町社会福祉協議会発行の「かざぐるま」震災臨時号の中で、もちろん会長は阿久津町長でありますので、よくわかっていると思いますが、「消防団と町職員との連携が高齢者の安心につながった」という見出しで活動内容が紹介されておりました。記事の最後のほうに、12日の朝早く、桂全域で消防団員が「大丈夫でしたか」と声をかけながら各家庭を訪問したそうであります。ひとり暮らしの人たちはそのときの声かけ、これが一番心強かったと、後日語っていたそうであります。消防団員の皆さんは、無線機での交信をしていたようであります。このようなときの防災本部、司令塔としての通信方法として、今後の対応を町長にお伺いをいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 南條議員の防災についての件につきまして、ご質問にお答えいたしたいと思っております。

このたびの震災に関しましては、区や消防団等の団体との会議そのものは開催しておりませんが、4月下旬に開催された区長会議及び消防団会議の際に、東日本大震災の被害状況等について概要の説明を行っております。

今後の防災対策といたしましては、安全・安心なまちづくりをより一層推進するためにも、関係団体との連携をこれまで以上に緊密にしていく必要があると考えておりますので、

関係団体との話し合いの場をつくってまいりたいと思っているところでございます。

また、3月11日当日につきましては、本当に電気系統が切れてしまいまして、通信手段というものはなくなってしまったということもございますが、通信手段につきましては、常北、桂地区が防災行政無線、七会地区は光ファイバー一斉放送システムにより運用しているところでございます。それぞれの方式が異なる施設を使用していることから、現状では直接制御が不可能でありまして、情報を各施設へ送付しなければならず、災害時の対応に迅速さを欠いたのが実情でございます。そういう中で、議員の皆様方、また、桂消防団の皆様方に大変お世話になったこと、この席をお借りしましてお礼を申し上げる次第でございます。

また、詳細につきましては、担当課長のほうから説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 総務課長三村 主君。

〔総務課長三村 主君登壇〕

○総務課長（三村 主君） まず、1点目の区、消防、その他、また団体との会議をもったのかという点でございますけれども、ただいま町長がご答弁申し上げましたけれども、大変災害の情報収集、また、発信という点に関しましては、数多くの町民の皆様方と会話することが必要だと認識をしたところでございます。今後見直しを行います防災計画の中に盛り込んでまいりたいというふうに考えております。

次に、通信手段についての考えでございますけれども、いつどこで発生するかわからない災害に対しましては、常に正確な情報を迅速に町民へ周知しなければなりませんので、適正な運用と災害の情報の提供体制の強化に努めてまいりたいと思っております。

また、近い将来では、防災行政無線のデジタル化による統一を図る必要がございますので、計画的に進めてまいりたいと考えております。

また、議員さんからご提案がありました無線関係についても、今後検討をしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 10番南條 治君。

○10番（南條 治君） ただいま無線については検討してまいるというようなことであります。もちろん無線のバッテリー、電源等の確保が大事であります。町としてもある程度の規模の発電機を用意して、いろいろな情報、広報等によりますと、まだまだ大きな地震がくるのではないかと、このようなこともいわれております。防災本部が解体したかどうかまだわかりませんが、その中できちんと今後のことを詰めていくのが町長の役目ではないかと思っておりますが、もう一度伺いたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 確かに今回の大震災におきまして、いろいろ勉強させられまし

た。そのことを踏まえまして、これからのそういう災害につきましては、内部でよく検討して、そして、皆さんにもお諮りしながらやっていきたいと思っております。

一番今回の災害におきまして問題だったのは、2日、3日と電気系統が切れて、通信手段ができなくなってしまったということでございます。そういうのはこれからも地震が起きるたびにそういうことも起きてくる可能性というものは大でございますので、そこら辺のところを踏まえて、そういうときにはどうしたらいいのか、ひとり暮らしの老人、あるいはお年寄りのお住いの方、そういう方についてのいち早くのお知らせというものをこれからの中でやっていきたいと思っておりますので、よろしくご了解お願いいたしたいと思っております。

○議長（小松崎三夫君） 10番南條 治君。

○10番（南條 治君） 以上で一般質問を終わります。

○議長（小松崎三夫君） 以上で10番南條 治君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第2号、11番杉山 清君の発言を一問一答方式により許可をいたします。

11番杉山 清君。

〔11番杉山 清君登壇〕

○11番（杉山 清君） 11番杉山 清であります。

質問に入る前に、3月11日午後2時46分、東日本大震災は、北関東を含め東北3県に重大なる被害をもたらしました。ここに被災されました方々に心よりお見舞いを申し上げます。また、多くの皆様からご支援、そして、義援金等をお寄せいただきましたことに対し、感謝を申し上げます。

今回は、3月14日に本来ならば一般質問をする予定でありましたが、震災後ということで取り下げをいたしました。その点2点、防災向上と地域活性化を含めた中で3項目、8点を町長並びに関係課長に問いますので、明快な答弁を求めるものであります。

まず初めに、防災向上についてお伺いをいたします。

地域のコミュニティと避難所についてであります。人がつながりを持つこと、また、助け合い、また、祭事を行うコミュニケーションが、昨今では遠のきつつあるのが現状であります。地域の学校や公民館、また、各地のセンターは地域のよりどころであり、多くが災害時の避難所として指定を受けています。

避難所として指定される地域別数は、常北地区が9カ所、桂地区が8カ所、七会地区が15カ所です。特に今回の災害で、坏地区の2カ所の避難所が耐震化と罹災により使用不可能となりました。坏小学校の改善を含め今後の対応をお伺いします。

この件に関しては、前の南條議員と重複する点もあると思いますが、私の場合には、校舎のほうを含めた中で、質問をいたします。

また、避難所には連絡手段がない場所があります。この辺の対応、対策がどうなっているのかも伺いをいたします。

(2) 消防団再編と組織についてお伺いをいたします。

町民の生命、財産を守るという使命のもと、町の最大のボランティアとして消防団の方は活躍をしております。このたびの震災でも、連日連夜の活動は期待以上の働きで、町民だれもが知るところであります。合併以来7年目に入る消防団であります。現在の組織は支団制をとっております。来年度より再編され、新生消防団ができるわけですが、合併時に決められた幹部研修、4年に1回、これが2年に一度にならないかどうかお聞きしたいと思います。

また、再三質問をしております女性団員の参加、それと、緊急時に出動要請のできるOB分団の参加、再編というものを考えているかどうかお伺いをいたしたいと思います。

女性消防団員に関しては、旧桂時代から数回質問をしていますので、期待する答弁のほどをお願いを申し上げたいと思います。

(3) 番、支援と災害物資、それと情報伝達についてお伺いをいたします。

町には、災害時に協力をいただける災害時協力事業所というものが24社あります。この24社が今回の災害でどのような協力をいただくことができたか、お伺いをいたします。

また、県内外の自治体から支援はあったかどうかもお伺いをいたします。

人が生きるのには水はなくてはならないわけであり。平成17年、私は9月議会で、消防署建設に当たり、緊急時の水確保が大事であるということで、圧力弁のついた特殊タンクを提案した次第であります。この当時、見事に却下されたわけであり。大変残念であります。今後町として飲料水を備蓄する考えはあるかどうか、町長にお伺いをいたします。

震災後、停電により、当初は情報伝達は公共のラジオのみとなったわけであり。当町としても災害時防災無線が使えない、また、この防災無線というものは、本来ならば、先ほども南條議員からありましたが、バッテリー、そういったものを含めれば緊急時に使うことも可能であります。また、必要不可欠なものであると思われ。現在は各旧町村ごとに周波数、また、指数が違います。こういったものを統一化という形の中で、先ほどシステム化の統合が出ておりましたので、この辺は早急をお願いしたいと思います。

ただ、デジタル化とか、電気だけではなくアナログ化、例えば連絡に、私は災害時連続5日間、朝から夜遅くまで庁舎に詰めましたが、3分の2はバイクで通いました。これも17年の消防署設置に当たっての質問の中に、緊急時の対策としてバイクというものは大変有効であるということで質問をした経緯があります。町には集配用の用務のバイクがあるわけであり。そういったものを有効活用して、再編ができないかどうかもお伺いをしたいと思います。

4つ目です。原子力災害対策、エリアとしてEPZですが、この件についてお伺いをいたします。

この件につきましては、1999年9月30日、住友金属鉱山子会社のJCO東海事業所にお

いて、レベル4の臨界事故により、死者2名、被爆者667名の事故により、県内はもとより、当町としても風評被害等で大打撃を被ったわけであります。今から10年半前のことでもあります。私は当時この大参事の後、旧桂村議会においてEPZエリアについて質問をしまりました。また、合併後も質問をしてみました、取り上げていただくことはできませんでした。

福島第一原発で20キロ円、30キロ円という同心円上に、線が地図帳に書かれていますが、放射能というものは円状に拡散するという形ではないということを再三質問において述べてまいりました。例えば深刻な被害となっている飯舘村は、地図上でいうと原発から北西に位置し、近いところで25キロ、遠いところで45キロという形であります。例えば茨城の東海発電所を軸に考えれば、城里町が比較的同じような場所にあるということでもあります。EPZエリア拡大は、災害対策上大事な問題であります。他の自治体では、協議会に欺瞞を持って発する首長がいないというのは大変残念であります。

災害前、3月2日に、原子力安全対策課の上野係長と話をしまりました。「協議会の席でEPZエリアに対し自治体長から話があれば考える」という答えでありました。町長はEPZエリア拡大について、協議会の席で要望していただけるかどうか伺いをし、1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（小松崎三夫君） さらに、傍聴人1名を許可いたしました。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 杉山議員のご質問にお答えいたしたいと思ひます。

避難所につきましては、小・中学校や公民館などの公共施設や地域の集落センターなどが、地域防災計画の中で避難所として位置づけられておるところでございます。

坏地区の避難所としても、坏小学校と坏公民館が指定されておりますが、いずれも今回の震災で被災しており、避難所としては危険性が高く、使用できない状況でございます。特に坏小学校については、閉校と同時期に被災した校舎が現状のままとなっておりますので、今後跡地利用検討委員会等で検討し、そういう中で対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

それから、消防団幹部研修につきましては、消防団組織のかなめである分団長、幹部団員の任期が4年と定められていることから、その任期に合わせ、4年に一度実施しているところがございます。幹部団員任期につきましては、地域の実情により2年で交代している分団もあることから、制度の見直しも検討していかねばならないと考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、幹部団員の研修は、教養取得と資質の向上を図るため重要な事業であると認識しておりますので、今後も積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、女性消防団についてでございますが、県内では32の消防団において結成され、それぞれ活躍されております。活躍の形態はさまざまでございますが、消防団の組織の活性化や地域のニーズにこたえる対策として、女性消防団員を採用しようという動きが、今全国的に広がっているところでございます。

女性の持つソフトな面を生かして、ひとり暮らしや高齢者宅の防火訪問、幼少年を中心とした住民に対する防災教育や応急手当の普及活動について、特に女性消防団員の活躍がそういう意味では期待されているところでございます。

一方、OB消防団員による参加協力でございますが、現在新たな消防団員の確保につきましては、地域とのかかわりの希薄、社会情勢の変化に伴う職住分離の形態が進みまして、全国的にも年々困難な状況となっておりますところでございます。このことは本町の消防団においても同様であり、将来の消防団運営にも影響が出ることと危惧しているところでございます。

消防団の組織化やOB団員の参加協力につきましては、消防団組織や地域の防火防災体制の強化を図る上で期待できますので、消防団組織検討委員会等におきまして、積極的に検討してまいりたいと考えております。

それから、災害支援というようなことで、町では、災害時の相互応援に関する協定及び茨城県広域消防相互応援協定を県内の市町村下で締結しているほか、消防相互応援協定を近隣5市町村と結んでおりますが、今のところ県外の市町村との協定は締結しておりません。今回のような場合には、県内全域に被害が及ぶことから、県外の自治体との相互応援ネットワークを構築しておくことも重要であると認識いたしました次第でございます。

これから県外自治体との関係づくりにつきましては、検討してまいりたいと思っておりますところでございます。

また、そういう中で、災害用の備蓄ということで、飲料水については、各家庭においてふだんでも水の確保をしておく必要性というものも啓蒙普及していかなければならないと思いますし、また、城里町におきましても、備蓄ということは、今回の地震を踏まえまして、大変大切だと思っております。現在、七会公民館のほうにペットボトルの飲料水3,000本と非常食を約1,000食分備蓄いたしておるところでございます。しかし、これだけでは当然足りませんので、地域防災計画を見直していく中で、緊急食料品の備蓄について検討してまいりたいと考えておるところでございます。

それから、防災無線施設につきましては、先ほど南條議員のときにもお話ししましたが、常北地区がアナログ波、桂地区がデジタル波、七会地区については光ファイバーによる一斉放送というようなことで、電気が切れてしまいますと、それが使えないということで、そういう中では、車での連絡、あるいはオートバイでの連絡というものが大事になってくると思っておりますので、そこら辺のところは、これから防災のことで会議があるときには、庁内でよく考えて取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

それから、E P Zについては、1979年3月に発生しましたアメリカのスリーマイルアイランド原子力発電所事故を契機に、国の原子力安全委員会が、1980年に原子力発電所周辺の防災対策についてを決定いたしました。内容は、原子力防災に対する考え方、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲、緊急環境放射線モニタリング、災害応急対策及び緊急被曝の医療の実施のための指針でございまして、原子力防災活動に必要な手続、専門事項が示されているところでございます。その中の防災対策重点地域（E P Z）につきましても、城里町は含まれておらず、近隣施設市町村として位置づけられているところでございます。

今回の福島第一原発事故におきまして、福島県内のE P Z外の自治体においても、計画避難が行われたことから、県内の関係市町村の間でも早期の圏域拡大について要望が高まっているところでございます。私もE P Zのそういう会議、機会がございました折には、圏域拡大については機会があるごとに発言してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 11番杉山 清君。

○11番（杉山 清君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、地域コミュニティと避難所の対策であります。壊地区は今現在人口が約1,700人住んでおります。例えば七会地区の全体の人口から見ると、約8割であります。私は前にもこれは教育長ともお話をさせていただきましたが、耐震化という形の中で校舎を決めるという検査状況の答えの中で、学校の統廃合が進んだわけではありますが、一般の住宅であっても、構造物だけが耐震では何もならないと思うんです。地下に埋まる、地上構造物以外の地下構造物の強度、そういったものも今回の地震では結果がもろに出たのではないかと思う次第であります。

壊小学校は、建設当時、岩盤まで25メートルパイルを打ってあります。そういった中で、私が考えるには、提案としてであります。校舎を4割ぐらい解体をして、あと6割分の予算を耐震壁をつくるというような形でやれば、かなり予算は削減され、そして、安全も確保されるのではないかと思う次第であります。

また、壊小学校に限っては、万が一、今福島で大きな問題となっている原子力の避難所、これは壊地区にはコンクリートづくりの避難所は壊小学校しかありません。そして、壊小学校は、今後の質問で、これは加藤さんも質問すると思いますが、防災ヘリ、ドクターヘリの着陸場所でもあります。そういったことも踏まえ、また、今後123号線のバイパスが開通するわけでもあります。通りがますます激しくなります。そういったときに、沿道の近くにそういった広い場所がなくなるということも大変問題ではないかと思うわけでありませう。

この件に関しては、私は耐震上から言えば、体育館よりは校舎のほうが絶対に安全ではないかと。それと、地震後、桂地区の小学校を訪問させていただきましたが、校舎につい

ては坏小学校は本当に被害が少なかったと思います。むしろ岩船小学校のほうが、例えば音楽室なんかを見れば、被害は甚大ではないかと思う次第であります。この辺を考慮してお答えいただければと思います。

消防団再編について、研修については、2年に一度の方向の中で進ませていただくということでお答えをいただきました。

まず、女性消防なんです、これは旧桂時代から恐らく三回か四回質問してあると思うんですが、今、茨城県には44自治体があるわけでありまして、32の自治体でもう女性消防団ができています。そして、482名活躍をしております。平成15年前後から急激に増えたんです。こういったことも踏まえ、また、先ほど町長のほうから、女性消防団員は女性消防団の特性が生かせるという話がありましたが、全くそのとおりであります。啓蒙活動、それと、今回の震災でもお年寄りとの対話、そういったものを踏まえた中で、ぜひとも入れていただきたいと思うわけでありまして。

次に、支援と災害物資・情報伝達についてであります、支援については、私は前に国際交流をした経緯がありますが、今回、モンゴルからも寄附金が町に入っております。これはJAEという京都のNPO団体を經由して入っております。やはり器を小さく持つのではなくて、やはり県外、国外にも目を向けるような自治体でなければ、これからはなかなかいい方向づけには向かないのではないかと思います。ぜひとも県外自治体と姉妹都市、また、交流を持っていただければと思う次第であります。

飲料水については、七会地区に3,000本、非常食1,000食を、これは本当に早目に備蓄していただいたことに感謝を申し上げます。

また、非常時というのはいつくるかわかりません。それと、今回の給水活動で、自衛隊の方が1立方のタンクを毎日持ってきて活躍をしていただきましたが、最低でも2立方ぐらい、本来ならば、私は17年のときに40立方の水を確保していただきたいという話をしました。それはなかなか今からでは難しいでしょうから、2立方ぐらいは最低必要なのではないかと思う次第であります。

また、情報伝達であります、1回目も質問しましたが、やはり今の時代、ハイテクに頼りがちなんですが、ぜひバイク、これは例えば山間部、うちの町は東側が比較的平地で、そして西側は山間部に位置しているわけでありまして。この山間部の災害時に、バイクは大変役立ちます。実は、新潟の小地谷に研修に行ったときも、このような事例を担当の方からいただきました。ぜひ考えていただきたいと思います。

それと、ちょっと戻ってしまうのですが、支援なんです、先日、ニュースで見たんですが、岩手県の久慈市に、函館市から32隻の漁船が送られました。これは78年前の函館大火のときに、久慈市が手厚い支援を送ったその恩返しだそうです。例えば10歳の人が生きていても88歳ですよ。そういった支援というものは、長い意味で見る必要があるのではないかと思います。ぜひとも自治体の姉妹都市、そういう都市を考えていただければと思

います。

原子力対策（E P Z）についてであります。この件については、本当に残念というのは、3月2日に県庁の上野係長と話し、そして、私はこの質問をするということで、町長にお話しし、町長はこれはやっぺいこうということで、地震が起こらなければ3月14日に質問し、町長はこの件に関しては挙げていくということで、答弁をいただいたと思います。そして今、答弁は、「していく」ということであります。

まず、私は、福島はこの20、30キロ圏の首長さん、議員に問題は私はあると思います。このE P Zエリアを確立していれば、やはり早急なる避難ができたと思います。

今、町長のほうから、アメリカのスリーマイルの件が出ましたが、全くそのとおりであります。アメリカはこのE P Zエリアに関しては50マイルであります。50マイルというのは、日本でいうと80キロです。ですから、最低でも日本の場合、30キロ圏内ぐらいまではE P Zエリアに入れていただくのが私は大事ではないかと思っております。

これは原子力対策の訓練とか、またはそういった指導、そして、今回は東海のオフサイトセンターが24時間機能しなかったわけです。私は前に何度も質問したときに、答弁の中で県の指導、オフサイトセンターを介して引き入れるという形で、例えばそのときも放射線の線量器、これも置かなければならないよということを言っている。再三、旧桂時代からです。ところが、県の指導の中でやっぺいこうと。でも、もとのオフサイトセンターが20時間も動かない状態の中では情報は得られません。ぜひともE P Zエリア拡大をお願いをする次第であります。

以上、再質問を終わりにさせていただきます。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） ただいま杉山議員のほうから、小学校の避難所としてのことにつきまして、お話がございました。確かに坏小学校は、123号線に面したそういう利便性のある地区でございます。そういう中で、そういうところに避難所をつくってはというようなことではございますが、今後閉校した学校につきましては、跡地利用検討委員会等で検討をしなければならない面もございまして、そういう中で、そういうことも踏まえて検討していければと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

それから、女性消防団につきましては、なるべくこの城里町においても女性消防団員ができるように、そういうことでやっぺいこうと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

それから、先ほどもちょっとお話ししましたが、それぞれの町村との交流を含めた締結というようなことでもございまして、県外との姉妹都市ということでやっぺいこうかというようなことでもございまして、城里町には今姉妹都市というものはございせん。そういう中で、姉妹都市のことなども議員の皆様とお話をしながら、どこがいいかということも踏まえて、そういうことも考えていかなければならないのではないかなと思

ております。

特にこういう大きな地震とか、東海村の原発を抱えている県内の市町村という中では、やはりそういうことも必要なのではないかなと思っておるところでございます。

それから、先ほどもお話しいたしましたが、今回の大地震の対策というのは、電気が切れてしまうということで、本当に2日間は連絡のしようもなかったというふうなこともございます。そういう中で、地震等により土砂崩れとか、そういうものがございます。そういうときに自動車では行けないというふうなこともあります。バイクなら行けるのではないかというふうなこともあろうかと思えます。そういうことも踏まえまして、バイクのそういう利用の教育というものも、これから考えていかなければならないことであろうかと思っております。

それから、EPZの圏域拡大につきましては、先ほど申し上げましたように、30キロ圏内というような意味で、機会あるごとにそういう発言をしてみたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思えます。

○議長（小松崎三夫君） 11番杉山 清君。

○11番（杉山 清君） 3回目の質問をさせていただきます。

まず、1回目のときに、これは七会地区なんです。避難所の連絡体制、要するに、避難所に電話が入っていないわけなんです。例えばこの避難所に関しては、地域の役員さん、区長さんとか、駐在員さん等の電話等を入れるのが一番最善ではないかと思うんですが、その辺をお聞きいたします。

また、支援体制の件ですが、旧桂村当時、旧桂村はイベントで東京の練馬区と交流をしておりました。こういったことも今後延長拡大していければいいのではないかなと思う次第であります。

以上、1点だけお伺いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 総務課長三村 主君。

○総務課長（三村 主君） 避難所に指定しているところで、通信間で電話が入っていないというご質問でしたけれども、電話が入っていない避難所につきましては、そこに対応する職員の携帯電話で対応をしてみたいというふうに考えています。

○議長（小松崎三夫君） ここで午後1時まで休憩いたします。

午後は、杉山 清議員の大枠の2番、東日本大震災についてから入りたいと思えます。

午前 11時54分休憩

午後 1時03分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

16番小坪 孝君が中座いたしました。

さらに、傍聴人1名を許可いたしました。

杉山議員の大枠の2番から質疑に入りたいと思います。

11番杉山 清君。

○11番（杉山 清君） それでは、午前中に引き続きまして、2番から質問に入らせていただきます。

東日本大震災について入らせていただきます。

1番、罹災証明と対応についてお伺いをいたします。

3月11日、地響きとともに、マグニチュード9.0、震度6強の地震は、那珂川沿岸の液化化しやすい上壊、下壊、栗、それと上泉地区の住宅に甚大なる被害を出したわけであります。また、町の機関等も大打撃を受け、町は激甚被災地の指定を受けました。

このたびの震災で罹災し、罹災証明を申請した一般住宅の総件数、さらに再申請件数と結果内容、それと商工会会員からの罹災件数、それらの罹災に対して、今度は町の義援金、それと支援の制度が町にはあるわけでありますが、激甚災害地に指定された城里町としては、制度や条例を見直し、金額の修正を考慮してはと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

（2）復興対策課設置についてお伺いをいたします。

今回の地震は、百年、千年に一度という大震災であります。行政の被害も県内で類のないほどの甚大であったことは大変残念であります。一つ一つ積み上げてきた町の財産が一瞬にして崩れ落ちたことは大変残念で、一刻の猶予も町にはなく、今後は復興のため町民に向かい合い、10年、20年を見据え、町再生に一般の方、また、OB職員などの協力を得て、臨時職として復興対策課を設ける考えはあるかどうか。以上2点お伺いをいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 杉山議員のご質問にお答えいたしたいと思えます。

東日本大震災に係る罹災証明書の申請件数でございますが、6月7日現在で、住家と事業所、合わせて2,032件でございます。国の基準に基づきまして、順次調査を実施しているところでございますが、現時点では申請いただいたすべての調査はまだ済んでいないところもございます。調査済みの件数につきましては1,762件、未調査の件数につきましては182件という状況でございます。

住家の判定結果を申し上げますと、全壊が12件、大規模半壊が9件、半壊が129件で、残りが一部損壊となっておりますところでございます。

また、再調査の申請につきましては、これまで37件ございましたが、一部損壊から半壊に変更となったものが12件、半壊から大規模半壊に変更となったものが1件ございます。再調査につきましては、余震等により被害が拡大したことが申請の主な理由でございます。

また、こういう大震災についての大きな災害に遭った場合に、今までの城里町の助成制

度ではどうかというようなことでしたが、今のところはその助成制度の中でやっておるところでございますが、ここら辺のところは、詳細につきましては、担当課長のほうから説明させたいと思います。

それから、復興対策課設置を考えてはということでございますが、東日本大震災に伴う交流施設等の復旧、復興に関しましては、施設等を保管する課、局によってそれぞれ話をしているところがございます。ご提案のありましたOB職員、または一般町民から募集してはとのことでございますが、復旧復興には早期の整備等を終了しなければならないことから、その職に精通している者でなければならないこと、また、当然ながら責任を伴ってまいりますので、現時点では既存の課、局で対応してまいりたいと考えておりますが、今後必要であれば設置を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 健康福祉課長山口充彦君。

〔健康福祉課長山口充彦君登壇〕

○健康福祉課長（山口充彦君） ただいまの質問でございます。災害の見舞金並びに義援金に関する問題だと思います。

今回の震災につきましては、国並びに県、町、それと日赤共同募金からの義援金ということで、激災ということで大きな支援のほうの手当がございました。国につきましては、全壊、大規模半壊が主となります。それと、貸し付け関係でございます。これにつきましても、国のほうで支援という形になっております。

また、県につきましては、半壊世帯につきまして3万円というような支援制度がございます。町につきましても、見舞金というような形で出しております。全壊の場合、1世帯2万円、1人増すごとに1万円という形でございます。半壊及び床上の浸水等につきましては、1世帯1万円、1人増すごとに5,000円をプラスして見舞金をあげているところがございます。

今回につきましては、現在のところ、うちのほうで、罹災証明に基づきまして、申請のあった方につきましては、全壊の方が10人ほど申請をしております。それと、大規模半壊の方が6件、それと、半壊につきましては95件となっております。特に半壊以上につきましては、うちのほうでやはり内容がわからない方もおりますので、罹災証明の申請があったものについて、審査の結果、半壊以上が出たものにつきましては、健康福祉課のほうから直接通知をいたしまして、早目に申請をお願いしたいということで申し込んでおります。

なお、町のほうでも条例がございまして、それに基づきまして、見舞等を行っているわけでございますので、やはりある程度の時期がついた時点で、協議の結果、隣接町村の状況なども見ながら、一部改正も必要だとは考えております。

これは合併当時、平成17年に各町村指定しておりました条例を持ち寄ってあげたもので

ございますので、やはりある程度年数も経過しておりますし、今回の大規模な震災もございますので、検討していければよいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 産業振興課長高松輝美君。

〔産業振興課長高松輝美君登壇〕

○産業振興課長（高松輝美君） 杉山議員さんのご質問でありますけれども、商工関係の罹災証明件数等でございますけれども、10月10日現在におきまして、町の商工会関係につきましては、72件の罹災証明申請並びに発行申請がきております。これにつきましては、商工会が事務局になりますけれども、設備資金、運転資金、あるいは設備運転併用、これをあわせて上限8,000万円ですけれども、それに経理の金利を借り入れるための証明、発行申請でございます。件数につきましては、72件要望がありまして、確認をしてございます。

確認につきましては、商工会と産業振興課の職員、あわせて、住宅併用の場合には税務課と合同で調査をしてございます。

以上でございます。

失礼いたしました。6月10日現在の数字でございます。

○議長（小松崎三夫君） 11番杉山 清君。

○11番（杉山 清君） 国、または県においては、各自治体が同じ金額の制度を支援、また義援という形の中でいただいているわけではありますが、県内には44自治体があり、その自治体の制度というものは、今、健康福祉課長からも言われたように、大変ばらつきがあります。

例えば災害地においては、半壊以上全壊、家屋の取り壊しにおいては全額行政負担というような町もあるわけでありまして。特に家を建てたり、また直したりという形の中で、災害援護資金については、10年間借りるという形がとられておると思います。また、金額等についても、大変金額がもう少し考慮できるのではないかという次第であります。いずれにしても、町が金利のみを負担するという形でありますので、どうか制度見直しをしていただければと思う次第であります。

また、今までに義援金、それと町の制度の見舞金等の支払いは済んでいるのかどうかお聞きします。

それと、2番の復興対策課についてであります。今後考える余地ということ町長のほうから答弁いただきましたが、災害に遭った方々においては、大変住宅のローンとか、また、今後の暮らしの中で、お年寄り等については不安が浮いているわけでありまして。町民とのきずな、また、町民との対話をもとにして復興に当たるという観点からも、どこの自治体も大変試行錯誤して、復興に取り組んでいると思います。どうか心のケアなども大変大事であります。それと、町ではホームページに被災された方々の相談などもこれから

先2回、協議の形になっておりますが、ぜひともお考えをいただいて、2回目の質問とさせていただきます。

○議長（小松崎三夫君） 健康福祉課長山口充彦君。

○健康福祉課長（山口充彦君） ただいまの義援金、見舞金の振込なんですが、37件につきましては、6月9日に口座振替で行っております。あと残りの分につきましては、20日の予定でございます。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 総務課長三村 主君。

○総務課長（三村 主君） 復興対策課の設置についてご質問をいただきました。

議員さんご提案のように、確かに対話をもちながら復興に当たることは重要と考えております。今後町民の皆様とコミュニケーションを図りながら、復旧復興に努めてまいりたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 11番杉山 清君。

○11番（杉山 清君） 最後の質問であります。半壊と全壊の件数が、両方合わせると140件弱、それで、町の制度の中で全壊は2万円、半壊が1万円という形が出ております。これを例えば全壊5万円、半壊2万円という形の中で考えると、およそ300万円強なんですよね。その辺は何とか工面していただいて、考えをいただければと思う次第であります。

以上、お聞きします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 確かに全壊されたおうちの方というのは、大変その苦労というのは、私たちが想像する以上に苦労しなければならないだろうとっております。そういう方に援助を差し伸べるといことは、確かに必要であろうと思っております。今、そういうことにつきまして、この席で答弁はできないんですが、検証をして、後ほどお答えしていきたいと思っております。

また、私も忙しい方に対しては、全壊したおうちの方にお見舞いということで行ってはなかったんですが、これからそういう中では町長がみずからお見舞いに行ったりして、なぐさめると言っては怒られますけれども、大変だったねというような言葉をかけていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 11番杉山 清君。

○11番（杉山 清君） それでは、3番目の質問に入らせていただきます。

地域の活性化についてであります。この件についても、3月14日に質問するわけでありましたが、できませんので、今回質問させていただきます。

（1）交流人口の受け入れについてお伺いをいたします。

城里町の合併時の人口は2万3,547名でありました。先月の基本台帳の人口は2万2,048

名、合併から1,499名の人口減となったわけであります。ただ、それでも他の自治体、近隣から見ると、減少率に対しては健闘していると思います。隣の笠間市などは、年間で2,000人強の減少と聞いております。城里町は減少率にして1.3%前後でありますので、大変ほかの自治体と比べると、減少は少ないのではないかと思うわけであります。

ただ、町の活性化というのは、やはり人口の増なくしてはならない条件であります。定住人口が増を図るということは、今からだと大変並大抵ではないと思います。そこで、例えば、枠が大きくなりますが、東京都の中央、千代田、港区のように、夜の人口が少なく、昼間の人口がその10倍になるような形のとらえ方の中で、当町としても交流人口をふやすという形をとっていくことが必要不可欠ではないかと思われます。その点においては、やはりインフラの整備、特に那珂城里線架橋、それと那珂川大橋の整備、水戸北インターの上下開通、ビーライン、県道整備、123号線バイパス整備と、こういったところが早期完成が大事であると思われます。

交流人口の受け入れがなければ、今後町の発展はないと思う次第であります。例えば、今までの交流人口の中で、私が調べた中で、平成21年、この年は69万人、これは今までの中では少ないんです。そして、私はここでそこを打ったのではないかと思われるわけであります。さらに平成22年度は……

○議長（小松崎三夫君） 11番杉山 清君に申し上げます。制限時間5分前でございます。

○11番（杉山 清君） はい、わかりました。

あと、3月11日の震災があったわけであります。これがなければ、22年度は71万人に達していたと思います。今後町の交流人口とインフラの整備等をどう考えるかお伺いをいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 杉山議員のご質問にお答えいたしたいと思ひます。

人口の交流、人口受け入れについてというようなことで、今お話がございました。本当に城里町といたしましても、前回の人口動態の調査、それから、この間人口動態を調べた中で、5年間に500人ぐらい人口が減少したわけでございます。そういう中で、交流人口の受け入れというようなことで、水戸北スマートインターチェンジについては、水戸市を中心とする市町村で構成する水戸地方広域市町村圏協議会を通じて、県道城里那珂線の仮称那珂新橋については水戸市、那珂市と構成する県道城里那珂線整備促進協議会等によりまして、例年要望活動を実施しているところでございます。

那珂川新橋につきましては、昨年12月の県の要望の際につきましては、平成20年代中ごろの供用を目指すというような回答を得ているところでございます。

○議長（小松崎三夫君） 11番杉山 清君。

○11番（杉山 清君） 今5分前ということで、大変失礼しました。

(2) のふるさと納税について質問を入れていなかった。この件に関して、ちょっと時間の都合上、取り下げさせていただきたいと思いますので、議長の許可をお願いを申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） はい。

あと1分、2分ぐらいしかない。

○11番（杉山 清君） ですから、ふるさと納税だけ取り下げさせていただきたいと思います。よろしいですか。

○議長（小松崎三夫君） はい。

○11番（杉山 清君） 交流人口についてであります。町長はいち早くホロルの湯南側の道路整備をした経緯があります。この結果、ホロルの湯に入場者が増えたわけであり。今後はホロルの湯、山桜、道の駅かつら、ふれあいの里を核として、さきの質問ではあります。都市、人の交流、そして、支援なども考えながら活性化に当たっていただければと思う次第であります。

大体これで質問のほう、答弁をいただきましたので、終わりにさせていただきます。

それと、最後に、今回の震災は本当に関東大震災から見ると4倍強の震災といわれております。町長のかじ取りに町民は大変期待していると思います。町には……

○議長（小松崎三夫君） 11番杉山 清君、時間になります。

○11番（杉山 清君） ああそうですか。

とらの子の25億円ありますので、無理しないよう生かしていただきたいと思います。

では、終わりにいたします。

○議長（小松崎三夫君） 以上で杉山 清君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第3号、12番三村由利子君の発言を一括質問一括答弁方式により許可いたします。

12番三村由利子君。

〔12番三村由利子君登壇〕

○12番（三村由利子君） それでは、通告によりまず一般質問をさせていただきます。

第1、震災から3カ月が過ぎましたが、当時を思い出すだけでもまだ足がすくむ思いがいたします。あの恐怖もさめないというのに、近々また強い地震や大津波の発生する危険性が高いと気象庁の発表があり、再び不安と緊張を覚える状況になってまいりました。

そこで、本格的な災害復旧事業のさなかに、これまでの本町の災害活動を検証し、今後被害を最小限に食いとめることができるようにしたいと考え、震災当時の対策、対応について具体的に執行部にお伺いいたします。

町の災害対策本部施行条例により、対策本部の組織に議会が含まれておらず、緊迫した町の被害状況をスピーディに知ることができず、対策活動の重要事項の方針、決定に加わることができなかったことを悔やみ、今後の反省課題であることを、まず申し上げておき

たいと思います。

未曾有の非常時に、執行部と議会が一体となって行動すべきであると私は考えます。このような被災状況下で、特にライフラインの被害状況を改めて検証していきたいと思いません。執行部においては、できる範囲内でのご答弁をお願いいたします。

まず最初、電気の復旧時期はいつで、その復旧作業には地域差があり、その復旧状況はどうであったのか、わかる範囲内でお伺いいたします。

その次に、水道、下水道の復旧状況についても、区域ごとにわかる範囲内で報告を求めます。

次に、住民に対する情報伝達のあり方はどうであったのか。被災し、余震におびえる地域の住民に、情報が途絶えたことに不満の声が噴き出しました。町は今どうなっているのか、どうしているのか、地域の住民に被害情報、応急対策の情報は伝えなかったときがありました。被災による通信機能が途絶えたことさえ、住民は知ることができなかつたわけでございます。停電のため、暗いやみ間に水もない、食料も不足している中で、地域にいる高齢者は耐えていた状況でありました。町の通信機能が断絶し、町の広報車を地域に運行させるのにどの程度の時間がかかったのでしょうか、お伺いいたします。

次に、避難所の開設についてであります。避難所の開設はいつ始められ、どのように管理運営されたのか、問題があったように思います。

一つ目、避難所の開設の報告はいつ住民に知らされたのか。

一つ、避難所に避難してきた人たちをどのように把握されたのか。食料や水、生活必需品はどのように配給したのかを伺います。

次に、屋根がわらや大谷石、ブロック塀のブロック等、収集期間が終了しましたが、この時期にこれから本格的な屋根の修理が行われる件数が多いこととなります。そこで、かわら等、これからの処分、処理の方法はどのようにされるのか。町の考えを町長にお伺いいたします。

次に、2つ目のタイトルとして、原子力対策について伺います。

原発事故の福島県に次いで放射線が多く検出されている茨城県として、また、原子力施設を多く保有している地理的な見地から見ても、原子力対策に万全を期すためにも、安全対策をどう見直し、どう確立するか。町の対策をお伺いいたします。

次に、教育施設内の放射線管理について伺います。

先般、国の内閣官房参与小佐古氏は、15歳未満の被曝量の基準値、年間20ミリシーベルト以下という規制値に疑問と危険性を指摘し、涙ながらに政府に抗議し、見直しを迫る事態がありました。20ミリシーベルトでは子どもたちの命は守れないと、身を挺しての行動でありました。低い線量でも、子どもたちが一度被曝をいたしますと、内部組織に沈着したセシウムは、細胞を次々と突然変異を起こす発がんリスクが上昇すると指摘する専門家が多いということでもあります。

そこで、町内における教育施設内の放射線の管理の状況をお伺いいたします。町はどのような機器を使い、どのような場所で、どのような方法で測定しているのでしょうか。また、各学校に測定器を配布しているのかもお尋ねいたします。

震災、原子力災害、風評被害と、その影響ははかり知れません。想定外の想定の新しい発想のもと、災害に強い安心のまちづくりのシステムを最重要課題と位置づけていくためにも、これまでの対応、対策をしっかりと検証し、その目的のためにも私は町の考えをお伺いいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 三村由利子議員のご質問にお答えしていきたくと思います。

本年3月11日午後2時46分に発生しました大地震と同時に、電力会社の主要施設が被災したため、城里町はもとより、県内の全域で停電になったわけでございます。この影響で通信手段である役場の電話回線も翌朝まで不通となり、町民への情報の発信と収集が全くできない状況に陥りました。そのために東京電力に要請したところ、中部電力からの支援をいただき、3月13日に午後7時から全域復旧するまでの間、電源車による電力供給をいただき、一部機能を回復を図ったところでございます。

電気につきましては、3月13日午前11時41分に七会方面が通電となり、翌14日午後5時25分には石塚方面が通電となりました。順次復旧が進み、最後に上入野方面が通電となったのが14日の午後7時7分でございます。

それから、お話の中で、対策本部の中に議員が入っていないというようなこともございましたが、対策本部設置条例等に基づいて、今回対策本部を設置したわけでございますが、そこら辺のところはこれからの中で検討していききたいなと思っておるところでございます。

それから、水道の施設につきましては、町内5カ所の浄水場すべて断水いたしました。電気の復旧とともに、各浄水場が再稼働したところでございますが、水道管の漏水確認と漏水箇所の応急処置をしながらの試験通水でありましたので、町内全域での通常給水は、3月26日からということになるわけでございます。

後ほど詳細につきましては、担当課長のほうから説明させます。

また、ライフラインの被害状況というようなことで、公共下水道と農業集落排水施設につきましては、管路に44カ所の被害を受けておりますが、地震による局部液状化現象により、マンホールの浮き上がりや地盤沈下を引き起こしました。そのため、管路にゆがみなどが生じ、流れが悪い状態になっております。

公共下水道は、常北地区では役場周辺、桂地区では坏地区に被害が集中いたしました。また、農業集落排水は、マンホールの浮き上がりは見られず、公共下水道区域より被害が少なかった状況でございます。

また、震災当日の住民に対する被害状況の情報伝達ということで、問題はなかったのかというようなことも、今ご指摘されたわけですが、先ほどライフラインの状況の中で答弁いたしました。地震発生直後の停電によりまして、電話が不通となり、通信手段が絶たれたわけですが、町内の被災者の把握とライフラインの被災情報の収集を優先的に行いましたが、現場から直接情報を対策本部に発信できなかった状況であったため、被災状況の取りまとめに時間を要したところであります。行政無線による住民への情報提供につきましても、情報不足から詳細に伝達できず、住民からの情報不足の指摘もございました。

今後は、東日本大震災の教訓をもとに、最も重要となる初動体制の見直しと、情報伝達がいかなる災害時でも迅速にかつ正確にすべての住民に対して行えるよう、体制の確立、強化について、城里町地域防災計画の見直しの際に合わせ、反映させたいと考えているところでございます。

3月11日に起きました地震におきまして、午後5時30分に町内全域に避難指示を発令しまして、避難所を開設いたしましたわけですが、震災当日の11日夜は、避難者の人数がピークでしたが、小松小学校体育館におきましては500人、石塚小学校で300人、常北保健福祉センターで300人の合計1,100人を受け入れたわけですが、

そういう避難を受けた中で、3月25日にはすべて避難所を閉鎖いたすことができました。避難所における即時配給できる支援物資の備蓄と、避難者に対する正確な情報の提供に心がけることが最重要であると認識いたしましたところであります。

それから、災害のかわらなどのガレキの処理につきまして、震災直後から言っていました災害ガレキの受け入れにつきましては、4月30日をもちまして終了いたしました。これは一定期間の受け入れを行ったことにより、緊急的なものは片づいたと判断したものでございます。今後屋根カワラ等の処分につきましては、修理業者等に処分をお願いしていただきたいと思っております。

また、ガレキの処分費に対する補助制度の創設につきましては、厳しい財政の中で、町単独で実施することは、今のところ考えておりませんが、今後強い余震等によりまして、被害が拡大した際には、また検討してまいりたいと考えているところでございます。

それから、原子力の対策についてでございますが、先ほど杉山議員のほうからもお話がございましたが、この城里町は近隣施設市町村として茨城県の原子力対策協議会の構成市町村になっておるわけですが、先ほどお話ししましたように、これからEPZの20キロ圏内ではなくて30キロ圏内を、そういうEPZの中に入れてほしいという拡大を求めてまいりたいと思っております。とにかく放射能につきましては、壁で放射能を防ぐというようなことはできません。もうこの空気中に放射線セシウムというものが飛んでいるわけですので、そういう中では、東海村の原子力発電所が閉鎖しておりますけれども、それに対する時点においては、しっかりした対策を県に求めてまいりたいと思っております。

おります。

また、教育施設などの放射線の管理につきましては、教育長のほうから答弁させますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 教育長石原道明君。

〔教育長石原道明君登壇〕

○教育長（石原道明君） 三村議員さんにお答え申し上げたいと思います。

教育施設内の放射線の管理はどうなっているのかということでございますけれども、今ご質問がございましたように、当初国では、1ミリシーベルトから20シーベルトというふうな非常に幅の広い範囲の許容を認めました。それから、先ほどのお話にございましたように、委員さんの訴えによりまして、現在は1ミリシーベルトを目標にしているというふうなことになりまして、本町でもそれを目標として進んでおります。

幾つかのご質問についてお答えを申し上げたいと思います。

まずは、点検等のことについてでございますけれども、役場のほうで行っているものと含めまして、教育施設、幼稚園、小学校、中学校、今、週2回、定時測量をしております。一部がこういう形で、インターネットのほうで表示されておまして、このインターネットで表示されたものを各小・中学校に教育委員会のほうから流しております。

この数値の平均的なものを見てみますと、現在、学校における放射線量というのは、毎時0.141マイクロシーベルトというふうな単位になっておまして、ちょっと計算式が難しいんですが、これを年間にすると幾つになるかというふうな計算では、先ほど申し上げました1ミリシーベルトと1マイクロシーベルトというのは、1,000の差があります。1ミリシーベルトイコール1,000というふうなことです。先ほど挙げた0.141というふうな数値に足して行って、ミリにするのには、1,000倍をすればいいということですので、実際には足して行っても1ミリシーベルトにはならないというふうにご判断いただければというふうに思います。その数字については、今のところ、今後どうなるかわかりませんが、突発的なことがなければ、現状においては大丈夫だろうと。

ただ、不安はまだそのほかにもございます。これからプールが始まります。現在、小学校の段階のプールの水をくみ取りまして、それを検査所、場所は水戸にあります科研というところなんです。そこに持って行って検査をしてもらいました。検査結果が出まして、そこに数字が出てしまいますと、今その数字の幾つ以下ならいいという国の基準が出ていないんです。今回検査をしていただいたことでは、放射性物質は不検出、出ませんでした。ですから、幼稚園、小学校、今現在出ておりません。一部まだ中学校は始まっていないので、中学校の検査はしてございませんが、今後してまいりたいというふうに考えています。

それから、もう一つは、土壌的な部分もありますので、これもまだ検査をしてございませんけれども、校庭の土壌の検査もしたいというふうに思っております。これは今補正等をお願いしておりますので、その予算との関連の中で進めたいと思います。

それから、最後のご質問にありました各学校で測定 of 機器のことについてですが、これもお金のかかる問題ですが、今後非常時の場合には、各小・中学校に1基ずつ設置をしたいということで、これも補正の中の部分で、一部専決に入っていますけれども、お願いをして、万全を期したいというふうに考えているのが現状のところ です。

また、個々の細かい指示につきましては、また後ほどで、第1回のほうの答弁にさせていただきますというふうに思います。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 水道課長関谷一美君。

〔水道課長関谷一美君登壇〕

○水道課長（関谷一美君） 12番三村議員のご質問にお答えいたします。

まず、施設ごとの復旧状況でございます。3月11日14時46分、東日本大震災の被害を受けまして、電源が全地区停電いたしました。それによって、断水したわけでございます。大変ご不便をおかけしました。

まず、石塚浄水場でございますが、3月14日夕刻、電源が回復しまして、試験通水を完了したのが3月20日でございます。続きまして、小松浄水場、3月14日、同じく夕刻電源が回復いたしまして、試験通水が完了したのは3月22日、赤沢浄水場、電源が復旧したのは3月14日夕刻、試験通水が完了したのは3月24日、岩船浄水場、電源回復は3月14日の夕刻、試験通水の完了は3月26日、塩子浄水場、通電が3月13日のお昼ごろ、通水試験の完了は3月19日でございます。

なお、この間、給水車で断水期間中対応いたしました。給水車につきましては、町に3台ございまして、震災直後の時点では20リットルのポリタンク等もあるだけ併用して対応しました。

なお、3月13日から19日まで、自衛隊から1台給水車の応援をいただいております。

なお、給水車の稼働状況でございますが、3月11日から12日までが3台、3月13日から18日までが自衛隊も加わりまして4台、3月19日が3台、3月20日が2台でございます。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 下水道課長柳橋和幸君。

〔下水道課長柳橋和幸君登壇〕

○下水道課長（柳橋和幸君） 12番三村議員さんのご質問にお答えいたします。

被害状況につきましては、先ほど町長より44カ所ということで報告がありました。そういう中で、細かくお話ししますと、公共下水道、常北地区におきましては、石塚、那珂西など19カ所、桂地区では上坏、下坏地内など9カ所となっております。農業集落排水の被害につきましては、上入野地区で4カ所、常北、青山地区で7カ所、孫根地区で5カ所となっております。

復旧までの経過についてご説明申し上げます。下水道関係につきましては、14日夕方の

電気の復旧とあわせまして、また、水道通水と並行しまして、給水区域内のマンホールの状況確認から、満水マンホールについて、衛生車によりくみ取りを行うなど、14日から31日の18日間、実働で12日間ではありますが、25カ所、衛生車2台によりまして、71台のくみ取りを行いながら、並行しまして、町内業者の協力を得まして、15日から17日の3日間にわたりまして、町内一円の下水道マンホールを中心に、被害の状況調査を目視により行いました。あわせて、マンホールの浮き上がり箇所の仮復旧、応急、本復旧、管路のゆがみ等により詰まりが見えるところにつきましては、高速ジェット洗浄機によりまして、管路洗浄を行い、ゆがみがあるものの流れは、流れる状態にしたところであります。

以上でございます。

○12番（三村由利子君） あと教育委員会、測定の方法を具体的に聞いていないんですが。

○議長（小松崎三夫君） 教育長石原道明君。

○教育長（石原道明君） 測定の方法については申し上げませんでしたので、これを追加させていただきます。

測定の選定基準は国で定めている方法で、中学校では、地表から1メートルの高さにおいての空間の放射線量ということで測定します。それから、幼稚園のほうは、同じ地表から50センチのところの空間線量というものを測定します。これは子どもの平均した口の高さぐらいというのが基準というふうに考えられています。先ほどの数値はその平均でございます。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 12番三村由利子君。

○12番（三村由利子君） 2回目でございますけれども、災害対策本部の組織のあり方、議会も入るか否かはこれから検討していただくということではありますが、議会がこの非常時に入っていないかったということが大変地域の先輩議員やほかの方々に批判を受けました。議会は一体何をやっているんだということに批判を受けまして、私も大変身の引き締まる思いがいたしました。どうぞ真摯にご検討いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それから、水道ですが、給水車、これを町に3台と、それから自衛隊の派遣を受けたということではありますが、給水車を配置したのはどこの位置に配置して、それをどう住民に知らせたのか。住民によっては給水車が配置されていることを当初は知りませんでした。その給水車を配置した位置と、その情報をどのように、いつの時点で住民に知らせたかということでもあります。それをお伺いします。

それから、災害の情報伝達、これもあわせていることですが、通信機能がだめになったということで、一時全く情報が伝わらないということがさらに不安を増長したということもございます。そこで、しばらく広報車が出るまでに時間がかかったように思うんです。

広報車が町内を走行しているのは後で知りましてけれども、いつのころ広報車が走行したのか。それをもう一度お伺いいたします。

次に、避難所でもあります。避難所のトイレ、これはいつごろ設置し使用可能だったのか。実は避難所を開設した当時に、トイレは使えないという状況でありましたので、災害対策本部に行きまして、避難所のトイレはどうしているのですかと、対策本部のいすに座っていた職員に聞きました。そのときの答えは、何と「避難者一人一人が各自で責任を持ってもらいます」と、そういうことでありました。まあ本当に情けない、悲しい思いをしたこととございます。自衛隊に仮設トイレは要請をしているけれども、自衛隊がいつになって、仮設トイレをもってきてくれるかわからないので、それまでは自分で責任を持って、自宅へ行くなり、自分でトイレを済ませるということが、対策本部の係の者の回答でございました。

そんなことで、避難所を設ける資格はないと思うんです。避難所を設けるからには、基本としてトイレもこれは併用して設置するものだと思っております。そういう意味で、あそこで対応した職員が、どういう意味で各自避難者の責任でやってもらいますという答えがあったのか、私ははまだ信じられない思いでございます。

それから、避難者をどのように把握したかということなんですが、それについては、具体的な説明はなかったんですけども、避難をしてくる人たちがすべて町の避難の対象になっている人だったのか。これがちょっと疑わしいところもあります。なぜかといいますと、家の被害は全くない。ただ家にいると余震でがたがたなって不安だから避難所に避難してましたという方も大分おりました。家は被災しているけれども、各地域でじっと停電もして暗いところで、水も出ない状況で、食べる物もない状況で、各地域で我慢をしていた人たちもいたわけですよ。片や避難所にいる方たちは、同じ被災の条件でありながら優遇されていた。地域において我慢をしている同じ町民でありながら、その優遇は格差があったということで、その辺も指摘をしていきたいと思っております。どうか執行部において、真摯に反省されるということをお願いしたいと思っております。

それから、避難所でその支給品です。例えばおにぎりの配布、これは1人1個というふうに限定されておりました。そこへ行けば、地域の方も行った人にはおにぎりをもたらえるという情報も後々伝わってきましたので、地域の方たちも、後でその避難所に行っておにぎりをくださいと、並んだそうです。時間になるまではだめですと、一度帰されました。それで、時間は何時からというのを聞いたので、その時間に行って、家族は5人なんです。若い親子3人がそこへ受付に行ったんですけども、3人分しかもらえない。来た人にだけしかあげられないと。いや、うちは家族が5人で、おじいちゃんおばあちゃんが家にいるんですと。5人だから5人分くださいと言われても、それはまかり通らなかったということがございます。

そういうおにぎり、パン、ペットボトル、生活必需品の支給についてももう一度検討され

るべきだと思います。支給された人、されない人、それから、支給している通知や案内が不徹底していたこと、それがやはり対応の不備であったかなと思っております。パンにおいても、同じ避難所内にいてもわたった人とわたらない人がいた。そういう点でちょっとトラブルになったような話も聞いております。

避難所に行かないで、地域でやはり同じ被災している方はどうだったのかということですが、震災直後、私は見かねまして、町長にこうお伺いしたことがあります。町長、地域でやはり水もなし、食べる物も不足している人たちには水の配給はどうするんですかということをお聞きしました。そのとき町長は、「三村さん、そんなこと、この災害時に地域まではできないよ」と、「それは勘弁してもらおうほかないよ」と。とても悲しい答えをいただいたのを覚えております。

これはその言葉を裏返せば、地域の町民を一時見捨てたということにもつながります。ですから、今後これを反省点として、地域にも公平にこの救護品、生活必需品が行き渡るような細やかなサービスを、私はこれから考えるべきではないかと思っております。

次に、かわら、大谷石の処理は今後は個人でやってもらいます。町の助成期間は終わったから、個人でやっていただくというただいまの答弁でありましたが、それならば、収集期間内に、あるいは収集期間間際に、町民に対して今後そのかわらや瓦れきの収集は個人負担になりますよと、一度たりとも町民に報告、情報はしてありましたか。それがされてなかったと思うんです。ですから、今これから本格的に屋根の修理が始まる家庭が多いはずですから、まだこんなに壊れたかわらが軒下に積んであります。これから出るかわらの破片もこれから出します。それを今度は自分で負担してくださいというのでは、ちょっとサービスが片手落ちのような気がいたしますが、この事前に収集期間は個人で処分をしていただきますという周知、放送、伝達はあったのかどうか。なければ、やはりもう一度町で対応策を考えるべきではないかと思っております。

それと、今度は原子力対策のほうであります。検知器をはかる場所、同じ敷地内でもスポットスポットで測定値が変わることは、教育長さんご存じですよ。例えば、コンクリート、滑り台とか、そういうものは雨などに流れてそこに付着しているということはないかなと思います。問題は土壤に浸透したセシウム、あるいは芝、こういう植樹した植木類、それに付着している。子どもたちが触れますよね。そういう芝が非常にいつまでも付着しているという特徴があるそうでございますので、土壌50センチ、あるいは土壌1メートルの高さだけでなく、芝生のある施設においては芝生の上も同じ測定として、今後考慮をしていただきたいと思っております。そして、測定の結果を学校で父兄に報告して、安全な域ですよと、そういう通知はしてしかるべきかなと思っております。

それから、先ほどプールの水、これは水を採取して1回検査して、放射線は不検出だったとありました。水は毎回取りかえますか。それを聞きたいということ。雨と同時に雨水が入れば、これまた問題は別ですよ。その辺のプールの水の管理、そこを再度お伺い

たします。

それから、各学校に1台ずつ測定器を置いてはいかがという提言をいたしました。町で1つということであれば、やはり測定には限界がありますよね。ですから、さっき教育長は、機器を買うのにはお金がかかるということでありましたけれども、お金と子どもたちの命、どちらをてんびんにかけるか。これはやはり言わずと知れた子どもたちの命です、安全です。ですから、ほかの予算は縮小しても、この安全のために、子どもたちを守るために最低学校1つに、施設1つにこの計器を置くような準備を、予算を計上していただきたいと思います。それを二度目の質問とさせていただきます。

ご答弁お願いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 総務課長三村 主君。

○総務課長（三村 主君） 給水車の配置関係ですけれども、常北地区に2カ所、桂地区に1カ所、その周知方法でございますけれども、広報無線が可能な時点においては広報無線、さらにはNHKのほうにお願いをいたしまして、テロップで流していただきました。

それから、広報車による広報でございますけれども、2台を活用して広報に努めたところでございます。

さらに、町内54区の区長さん方に広報車で流した内容を文字にして、各区長さんのお宅へは配布をしております。

それから、トイレの件では職員のほうが大変ご迷惑をおかけいたしました。トイレの設置につきましては、手元に資料はございませんけれども、順次自衛隊、さらにはリース会社等を当たって、早急に対応したところでございます。

それから、避難所の関係ですけれども、どのように把握したかということでございますけれども、当面避難所を設置した時点で、そこに避難される方につきましては、それぞれ何で避難所に避難されたのかというふうな問い合わせはしておりませんでした。このようなことから、議員さんおっしゃられましたとおり、何でこの方がと思われる方も避難していたのも事実かと思えます。あのような状況の中で、そこまでの確認はできなかったということでございます。

それから、おにぎり関係で、物資の配給関係でございますけれども、これらにつきましても、当面配給につきましては、人数等を把握して十分注意をしながら配給をしたところでございますけれども、議員さんおっしゃられた、その5人家族のうちの3人分しか行き渡ってなかったというご指摘がございましたけれども、やはり避難所に駆け込まれる、議員さんおっしゃられましたけれども、その時間帯を見越して来る方もおりましたので、そこでの対応に、ちょっと認識の違いがあったのかなというふうに思っております。

総務関係は以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 教育長石原道明君。

○教育長（石原道明君） 三村議員さんの放射能関係のことについて、お答えを申し上げ

たいと思います。

確かに測定のポイントによりまして、あるいは位置、今大体校庭の中央部のあたりをスポットにしてはかっているんですが、最も多いとされているのは、樋を流れてくる下というのはいろいろな水がたまるんです。ですから、逆に言うと、そういうところは余り行かないようにというような注意はしようと思っっているんですけども、そういう地域によってかなり違います。今、測定値で出してもらっているのは、町で測定をしているポイントとして回っていただいています。それを週に2回ほど。

それで、私のさっき表での説明が悪かったんだと思うんですが、今後は各小学校、中学校に測定をする、簡易な機械なんですけど、それを1台ずつ設置しようと思っっています。これは予算でとりたいというふうに思っっています。その機械が出てくれば、各学校で操作方法は、いかげんにはちょっとできないんですけども、先ほどお話になった芝であるとか、あるいは砂地の上であるとかというふうなところを、適時学校のほうで測定していただいて、学校でかつ数字を持っただいておけば、トータル的にすればある程度危ないところはどこかという数値が出てくると思っしますので、そういう測定については、この後機械を購置しましたら、学校のほうに指導をしたいと。ただ、現在ちょっと品薄だそうで、すぐに回ってくるかはちょっと私どもも心配しているんですけど、万全は期したいと、こういうふうにしております。

それから、プール関係ですが、これは素人では測定できないんです。測定の機関でやらないと。ですから、それをくんでいって持っていくというふうなことで、現在、毎週という形ではないんですが、定期的にプールをやっている期間には、例えば2週間に1回とか、濃度が非常に高くなりそうだったら、その期間を短くするとかというふうなことで、測定は入っている期間中は続けたいと。そして、一応プールはある程度循環式になっていますので、上の水が外から水を通して落ちていきます。

ですから、実は石塚小学校を検知したんですけど、セシウムもヨウ素も出なかったんです。実は、石塚小学校は本当に早くプールの清掃をしておりましたので、もう既に5月中に清掃をしていたんです。ですから、1カ月ぐらいたっていたんです。それでも不検知だったので、今のような状況であるならば、それほど危険性はないのかなというふうに私どものほうでは。出たら大変だという思いがありましたけれども、現時点においては一応安全であるというふうに考えてよろしいのではないかと。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 都市建設課長矢内勝浩君。

○都市建設課長（矢内勝浩君） 12番三村議員の産業瓦れきの終了の広報をどのように行ったかということについてでございますけれども、常北地区、七会地区、桂地区の広報無線によりまして、その前の週からその終わりの週、それと終了の当日にかけまして、終了のお知らせのほうを行っております。ただその際に、今後個人負担になりますというよう

な表現は、特にそういうような言い方をしておりませんでしたけれども、4月30日をもちまして終了とさせていただきますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 震災直後に三村議員さんと行き会って、その中で、水の配給というようなことで、お話があったということでしたが、私の記憶の中で、ちょっと忘れてしまって、本当に申しわけありませんでしたが、震災直後というようなことで、いろいろ考えなければならぬことがあったんだろうと思いますが、水の配給ということにつきましても、確かに一日、二日は水が出なかったことについて、そういう不的確な言葉を三村議員のほうに申し上げたのかなと思って、今反省しているところでございますので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 12番三村由利子君。

○12番（三村由利子君） 大体質問に対してお答えをいただいておりますが、最後に、やはりこの未曾有の大震災は、みんながパニックになりました。つまり町の防災対策マニュアル、これも十分に当初は機能しなかったということがあったと思います。機能するまでに時間がかかったと、私は思っております。

震災直後の現況においても、町長のあいさつの中で、気持ちの油断があったと述べられております。確かに起こるはずのないこの大震災で、我々一同、心して今後二度とこのような被災を起こさないよう、町民の命、財産を守るべき行政でなくてはならないと深く反省をしなければならぬと思っております。

水の供給であります、こういうことがあったんです。コミセン前の給水車のところへ、民生委員の方が障害者の方で水を取りに来ることができない、独居老人、高齢者で水を取りに来ることができない、そういう人たちを地区の民生委員さんは、地区内を取りまとめ、お一人で車にペットボトルとポリタンクをたくさん持ち込んで、その水をいただこうと、そういう方のために来たわけなんです。ところが、その配給車の配水をしている方は、水は1人2リットルまで、これが限定だということで、民生委員さんが食い下がって、私は個人でもらいに来たのではないと。障害者の方に、水を取りに来られない方のかわりに、民生委員として来ているんだと言われても、それを言われてもどうしようもないということで、結局何回もその方は通ったということがありました。そういう民生委員の一番の地域の今回の光景、町民の方たちもしっかりと対応してくれた方たちに対して、やはりその辺の対応の仕方、やはりこれも反省点の一つかなと思っております。その辺の対策本部と給水車の連絡、その連携もしっかりととっていただきたいと思っております。

それから、先ほどの話を聞いておられますと、避難所の避難している人たちを把握していないというようなニュアンスに聞こえました。どこのどなたがどういう状況で来ているか

というそういうことも把握していなかったのでしょうか。それをもう一度お伺いいたします。

それから、放射線ではありますが、やはりこれは教育長さんは当然ご存じだと思いますが、気流の関係で刻々放射線の流れというのは変わります。1日1回はかったからそれで大丈夫だということではないと思うんです。ですから、週に2回と言わず、もっと測定を強化して、万全を期していただきたいと思います。

あの原発事故の3月16日、茨城県北茨城市の放射線量は通常の300倍に達しておりました。我が県においては、原発事故が起きたことを想定して、我が町も町民の避難先、これからもし東海の事故があった場合に、この城里の町民をどこどこへ避難させるか。その辺を今から県外と災害協定などを結ぶそういう準備に取りかかるおつもりが、町長の考えにありますかどうか、お伺いいたします。

そして、これ以上ないというような安全な安心なまちづくり、もう一度みんなで検討していかなければならないと思いますので、町長をリーダーに置いて、執行部も、そして議会も一丸となって災害対策本部、特にこの原子力対策においても一度検討していきたいと思いますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

以上、3回目を終わります。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） こういう震災があったときに、やはり一番大事なのは、地元のそれぞれのやっただいておる係の者、そういう人たちが大事なことであろうと思っております。

先ほど民生委員さんが何回か来て、そういう経過を踏まえたというようなことも今聞いたわけでございますが、そういうことにつきまして、やはり町内でそういうことも災害対策本部の中で、災害があったときには民生委員さんとか、区長さんとか、そういう方に対してもいろいろなこととお話をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

また、先ほど放射能の件につきまして、いろいろお話がりましたが、そういう中で、県内はもとより、放射能の場合なんかは県外のほうがいいんでしょうけれども、県外との交流を深めて、姉妹都市とかそういうのも考えていかなければならないと思っておりますので、そういう時期がございましたらば、皆様にお諮りいたしまして、いい方向で取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 総務課長三村 主君。

○総務課長（三村 主君） まず1点目ですけれども、コミセン前での給水関係につきましては、配慮が足りなかったのかなど、おわびを申し上げます。

それから、もう一点の避難所関係でございますけれども、避難所では避難者本人に記帳してもらう方法で、住所氏名を記入していただき、避難者リストの作成を行いました。避

難者の把握と安否問い合わせのために活用する目的で、住所氏名を記帳していただきました。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 教育長石原道明君。

○教育長（石原道明君） いろいろ三村議員のほうから貴重なご意見ありがとうございます。

私ども、これからの城里町を背負って立つ若い子どもたちを預かっております。想定外を想定しながら、万全を期さなくてはいけないというふうに思っておりますので、きめ細かい姿勢で、そして、保護者たちからのいろいろな不安が寄せられております。それに丁寧にお答えをしてみたいというふうに思っておりますので、どうぞ議員の皆様からいろいろなことがございましたら、お申しつけいただいて、私どもの不備を補っていただければというふうに感じております。

ありがとうございました。

○12番（三村由利子君） 前向きなご答弁をいただきまして大変ありがとうございます。以上で私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（小松崎三夫君） 以上で12番三村由利子君の一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方はサークル室Aにお集まりいただきたいと思っております。また、議員各位は控室でお待ちくださるようお願いいたします。

午後 2時33分休憩

午後 2時51分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま16番小坪 孝君が出席いたしました。

次に、通告第4号、5番関 誠一郎君の発言を一問一答方式により許可いたします。

5番関 誠一郎君。

〔5番関 誠一郎君登壇〕

○5番（関 誠一郎君） 3月11日の未曾有の震災におきまして、日本全体、いや、世界からも温かいご支援をいただき、日本復興に向けて今進行中でございます。そういう中で、中央では、とにかくこの被害を受けた国民のことをないがしろにして、足の引っ張り合いの与党野党、本当に残念な中でございますが、最低でもこの城里町議会、そして執行部一丸となりまして、この町の復興に全力で遂行していければと思っております。

そういう中で、震災被害、そして、今後の町長の運営の方針ということで、ただいまより質問に入りたいと思っております。

まず、第1点でございますが、大桂大橋についてでございます。

大桂大橋は、全協のときも聞きましたが、これはやはり大宮とこの城里の通行、また、商工圏でもある大宮への通行が、多分通行止めというような形で、大規模な工事が行われると思いますので、その工法、そしてまた、工事内容について、そしてまた、工事にはいつごろ着工するのかをお伺いします。

まず、第1点目ですが、この補修費の負担、これは国・県の補助をいただければ到底できないわけでありますので、その補助金のほどは幾らぐらいになるのか、そしてまた、工事の時期はいつごろになるのか、第1回目の質問といたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 関議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

桂にあります大桂大橋は、大字阿波山と常陸大宮市の水戸北部中核工業団地を結ぶ那珂川に架かる橋梁でございますが、このたびの震災により被災を受け、補修工事が必要となっております。その補修費についてですが、県の補助はありませんが、災害復旧事業費国庫負担法の適用が認められますと、工事費の3分の2以上について国の補助を受けられることになるわけでございます。

また、残りの工事費につきましても、災害復旧事業債を100%充当することができ、償還時の交付税措置が95%であることから、町の実質負担は最大でも工事費の1.7%程度になる見込みでございます。

なお、補修工事の実施時期でございますが、大桂大橋がかかっている那珂川の渇水期となる11月以降となるというようなお話でございます。

○議長（小松崎三夫君） 5番関 誠一郎君。

○5番（関 誠一郎君） 11月ごろということであります。また、それと同時に、もちろん1.7%の負担といたしますか、そういうふうな形になると思いますが、ぜひともこれは国・県に働きかけて、全額出していただいて、負担のないように努力していただきたいと思っております。

私も見てきたんですけれども、大宮とちょうど境界線です。その柱脚、約十四、五センチの台座が一つは折れて飛んでいる。あと桂側もすべて金属疲労を起こしている。それで、材質を調べたら、何と鋳物なんです。全く考えられない材質を使っていたなと思っております。

それと同時に、台座と橋げたを支えておるボルト、これが大宮側、要するに城里の部分ですけれども、6本か7本折れているのかなと思っております。それも台座のボルトは直径十二、三センチあるかな、ただ、橋げたを押さえているボルトのお粗末さ、細さ、これは驚きました。普通建築では考えられない細さであります。若干ですけれども、2センチほど桂、阿波山寄りに寄ったために剪断が生じ、ボルトが折れてしまったと。極論から言えば、台座と同じような橋げたを支えるボルトが必要ではなかったのかなと思っております。

す。

それと、一番ひどいのは、阿波山側であります。柱の橋脚はひどいほどクラックが入っておりますので、その工事の仕方、これは補強だけでは到底無理なのかなと思っておりますが、もし工事の内容、把握しておるんでしたら、答弁願いたいと思います。

2回目の質問を終わります。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 担当課長のほうから答弁させますので、よろしく申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 都市建設課長矢内勝浩君。

○都市建設課長（矢内勝浩君） 5番関議員のご質問にお答えいたします。

工事の内容についてということだというふうにお伺いいたしましたけれども、議員がおっしゃいましたとおり、ボルトが飛んでクラックが入っているというような状況でございます。工事の内容といたしましては、まずは、今は通行をかけておりますけれども、その通行をかけている橋を下から支える形で、ベントと申しますけれども、それで一たん橋げたを上を持ち上げます。それほど大きくではないですけれども、若干工事ができるような形で少し持ち上げます。それで、持ち上げますので、その期間については、車両の通行ができないということで、申しわけないんですけれども、通行止めをかけさせていただくことしかないと思います。

それで、持ち上げた後に、今壊れているというふうなお話がありましたけれども、その鑄物の部分を一たん取り外します。取り外しに当たりましては、クラックが入っている部分がありますので、コンクリートのその部分を一たん削り取って、高圧の水で削り取って、鉄筋を傷めないような形での方法のなると思いますけれども、削り取るような形で、一たんコンクリートをとって、その鑄物の台座を取り外します。その後、新しくコンクリートを打ち直しながら、今橋げたを支えているものを新しいものに取りかえるというような、この工事内容を城里側、それと、大宮側の堤防の部分について順次行っていくようなことを予定しております。よろしく申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 5番関 誠一郎君。

○5番（関 誠一郎君） そうしますと、台座に関してはわかりましたが、阿波山の部分、要するに、橋げたを押さえている部分、あとはその手前に阿波山の河原自治会ですか、そこへ行く通路がありますよね。その橋脚のコンクリート部分もクラックがかなりひどいと思います。これは多分カットして補修というわけにはいかないと思います。その辺の状況というのは把握していますか。

○議長（小松崎三夫君） 都市建設課長矢内勝浩君。

○都市建設課長（矢内勝浩君） 橋脚については、私どもで調査した範囲では、多少クラックは入っているんですけれども、大規模な補修だというような認識は、今のところ抱いていないんですけれども、そちらにつきましては、きちんと確認した上でお答えさせてい

ただきたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 5 番 関 誠一郎君。

○5 番（関 誠一郎君） いずれにしても、あそこの大桂大橋、グラウンドもありますし、やはり住民の憩いの場でもございますので、補修という形ではなくて、補強という形ができれば最善かなと思っておりますので。そしてまた、地域住民において早目の通行止めの告知、工事の告知をよろしくお願いいたしまして、大桂大橋についての質問を閉じたいと思います。

続きまして、第2点の桂保育所についてでございますが、桂保育所の被害状況、そしてまた、その被害について、直して再開する考えはあるのか。この辺を町長にお聞きしたいと思っております。

それと、2点目ですが、今後の町の幼児教育方針についてでございますが、これは、七会保育所、そして常北幼稚園と、各地区で1カ所ずつ町で運営しているものがあるという中で、今後その保育所、桂に関してどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） ただいま桂保育所についてのご質問でございますが、桂保育所につきましても、地盤の弱い地域であることなのか、また、建設から28年という老朽化によるものかは明確ではありませんが、大きな被害を受けたわけでございます。施設全体が崩壊しており、危険であるため、休園をしている状況でございます。

施設の状態につきましては、増築の際に設計を委託いたしました業者に調査を依頼し、危険であることを確認しておるところでございます。また、再開の考えにつきましては、本来であれば早急に施設修繕に着手し、再開することが住民に対する子育て支援であると考えているところでございますが、幸いにして、桂保育所周辺には私立の施設がございまして、入所に余裕があるということで、震災直後から幼児を預かっていただいていた経緯がございまして、子どもたちも新しい保育所に溶け込んできたことと思っております。そのようなこともあり、今後は民間保育を推進してまいりたいと考えているところでございます。

また、今後の町の幼児教育の方針についてというようなことでございますが、公立保育所の今後について答弁させていただきます。

保育施設につきましては、民間保育施設が町内に4園あり、定数に余裕が見られますが、それぞれ職員研修の実施や人事交流等により、職員の資質の向上に努めておるところでございます。今後ますますこれらの民間保育施設の質が向上するものと思われますので、計画を明確にし、民間保育施設を主にしてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 5 番 関 誠一郎君。

○5 番（関 誠一郎君） この震災によりまして、本当に被害が大きかったなと思ってお

ります。そういう中で、町の対応、要するに保護者を集めまして、こういう状況でやるから、どの保育所に行くというような集まりをやりまして、各幼児がそれぞれの保育所に行ったわけでありまして。そういう中で、桂幼稚園が一番多かったのかなと思っております。

桂幼稚園、私行っているいろいろ話を聞いてまいりました。そういう中で、最初1カ月近くは落ち着きがなかなかとれないと。やはり子どもの中でも不安があったのだろうと。ただ、これは桂幼稚園の子どもたちも不安があったということ認識しなければなりません。桂保育所だけの子どもだけではないわけでありまして。

そして、1カ月ぐらいたって、また幼稚園へ行きましたら、非常に落ち着いて、一時は幼稚園の先生方、大変だったらしいです。とにかくもう落ち着きのない中で、言うことも聞かない。それが今本当に楽しく生活しているんですよという話を聞いて、大変喜んでおるところでございますが、今の町長の発言等々によりまして、民間にゆだねていく考えでいるということではありますが、確かにここ過去3年間の出生数を見ますと、昨年104人、前年度123人、前々年度が118人と、やはり平均115人という本当に少子化を数字であらわしているような現状でございます。あの保育所にかかわる運営、町にとっても年間4,600万円でしたか、そのぐらいのお金がかかっているのは現状であります。そういう中で、今後町長がそういう形で考えているというのであれば、町の桂幼稚園に対する助成とか、そういう部分は考えているのかどうか、再度お伺いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 今の桂幼稚園とそれから園の中にあります保育所、そして、七会の保育所で、今までの桂保育所でおりましたお子さんを預かっていたいただいております。そういう中で、桂幼稚園が一番多く預かっていたいただいておりますが、そういう中で、桂幼稚園は私立でございますので、私立でありますと、そこへ桂保育所のお子さんたちも行った中では、何かと細かい費用というものがなかったのではないかなと思っております。そういうことにつきましても、少しでありますけれども、助成していきたいと思っております。

また、私立の桂幼稚園につきましても、いろいろ話し合いをしながら、どの程度の援助ができるのか、この辺はこれからの中で考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 5番関 誠一郎君。

○5番（関 誠一郎君） わかりました。

要するに、あったものがなくなってしまった。また、その場所を利用できなくなってしまったということでございますので、幼児教育、これはやはり町にとっても、県にとっても、日本にとっても大事な教育時期でございますので、ないがしろにならないような、そしてまた、父兄と十分な話し合いの中、納得した上の中で今後方向性を決めていただきたいと思います。

それと、これは質問ではないんですが、今回請願書が出ているわけでございますが、私が請願書に印鑑を押したのは、ある文書を削除してくれというようなことであつたんですが、やはり私のところへ印鑑を持ってきた文書と違うと。そういうことで、また内容も載っている、記述しているということは、一人の議員としてどう見て請願を出すのか、本当に残念でならないわけでありませう。

今後町に対して、なお一層の幼児教育に尽力して下さいますようお願いいたしまして、保育所についての質問を終わりにします。

3番目ですが、復旧工事についてでございます。

地震で、もちろん各道路、河川、本当に甚大な被害を受けたわけでございますが、できるだけ地元の業者の見積もりをお願いし、地元の業者に仕事をやっていただくと。やはり地元で精通した業者でございますので、なるべく地元に入札のほうをお願い、工事のほうをお願いということでいきたいと思つていますが、こういう時期でございますので、Aランク、Bランク、Cランクと、ランクづけがございますが、そういうランクづけを多少なりとも緩和していただきまして、この地震の対応に、工事に対して執行部、また町長のほうでやっていただける考えがあるかどうか、質問したいと思つてます。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 関議員のご質問にお答えいたしたいと思つてます。

震災直後からこれまでに実施いたしました応急復旧工事につきましては、町内の業者のご協力をいただきながら行ってきたところでございます。今後予定している国補単独の災害復旧工事などにつきましても、特殊な工法及び設備が予定されている復旧工事を除きましては、原則的に町内の業者に発注していきたいと考えております。

ただし、先ほどもお話がございました大桂大橋の災害復旧につきましては、特殊な工法が予定されていることや、復旧に係る工事費が大きくなることから、対応可能な業者への発注を想定しております。

また、上下水道工事等につきましても、特殊工法等以外につきましては、原則町内業者への発注を考えておるところでございます。

○議長（小松崎三夫君） 5番関 誠一郎君。

○5番（関 誠一郎君） なるべく100%に近くお願いしたいと思つてます。というのは、本当にこの災害を期に一生懸命になって道路補修工事とかやってくれております。そういう中で、地元企業育成、業者育成にご尽力して下さいますようお願いしまして、復旧工事についての質問を終つていただきます。

4番、モニタリングについてですが、先ほど来、三村議員からもありましたが、県で月に2回でしたか、モニタリング調査をしておりますが、この公表は速やかにすべきではないのかなと思つております。私は公表の方法ということに対して、ちょっと問題ではない

かなと思ひまして、今回の質問に至ったわけでございます。

2番目に、やはり先ほど三村議員からもありました土壌の調査、これを速やかに測定し、そしてまた、公表していただくことはできないのか、これを町長にお聞きしまして、1回目の質問とします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 茨城県が実施している大気中の放射線量モニタリングにつきましては、5月から7月までの期間、第2、第4水曜日に放射線量を計測するという計画でございます。県を初めとする5つの機関がモニタリングカーにより城里町役場駐車場に向いて計測するもので、その結果については県のホームページ等において翌日公表されておるところでございます。

公表等につきましては、それぞれ担当課長のほうから申し上げますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

地面の放射能の値を速やかに測定し、公表すべきではないかというようなことも、今、関議員のほうからお話がございました。学校施設における地面の放射能測定につきましては、先ほど三村由利子議員の質問に、教育長のほうから答弁を申し上げますとおり、今後校庭の土壌検査等を予定しており、その結果につきましては、速やかに公表してまいりたいと考えております。

また、農地につきましては、農林水産省が県内18カ所で測定をしておりますが、城里町は該当しておりません。近隣では水戸市、茨城町、常陸大宮市の水田と畑で測定が行われて、その分析結果が公表されております。いずれも基準値内の数値と、今のところなっているところがございますが、いつ多くなるかわかりませんので、その辺のところはこれから注目してまいりたいと思っております。

あと、それぞれの担当課長のほうから細かい点につきましては答弁させますので、よろしくお願ひします。

○議長（小松崎三夫君） 総務課長三村 主君。

〔総務課長三村 主君登壇〕

○総務課長（三村 主君） それでは、モニタリングの公表関係についてご答弁を申し上げます。

公表につきましては、防災無線についても検討をいたしましたけれども、音等伝達方法ですと、まれではございますけれども、公表した数値を誤って認識するなど、混乱を招くおそれがあります。また、広報紙等での紙媒体ですと、情報を提供するまでに時間を要しますので、タイムリーに伝わらないことから、今回ホームページ上に掲載をしたところでございます。

なお、これらの結果につきましては、コミュニティセンター入り口に掲出しますとともに

に、電話でも対応をしているところがございます。

モニタリングにつきましては、以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 5 番 関 誠一郎君。

○5 番（関 誠一郎君） 先ほど三村議員からも、この測定値でありましたけれども、今回の福島原発と JCO の違いは皆さんご存じですか。今回の福島原発は、放射性物質が飛散したわけです。あの JCO の場合には放射線が放出した。だから、マイクロシーベルト、ミリシーベルト、ベクレルという数字があるんです。このベクレルというのは放射能の量、いわゆるセシウム、ヨウ素、けさの新聞ですか、ストロンチウムは4,500倍が検出された。その放射性物質が飛散している。セシウムというのは、この地面に付着したら約30年間で半減するらしいですけれども、30年間放出しっぱなし、300年でなくなるだろうというような本当に恐ろしいものです。ですから、土壌の検査を早急に測定していただき、そして、公表していただきたい。

ただ、その公表の方法ですが、ホームページ、これは国でも、県でもやっていますが、実際にこの町民でホームページを何人見えていますか。この議員の中でも何人見えていますか。最低でも幼稚園から中学校まで、学校へ行っている子どもたちの父兄には数値の文書で渡していただければありがたいなど。要するに地面に今セシウムがいっぱいある中で、子どもたちはサッカーをやり、野球をやり、グラウンドでスライディングすることもあるんです。それが口の中に入るといふこともあるんです。そういう中で、早目に保護者に安心していただけるように、私どもこの間、議会の中で中学校のぺら一枚もらいました。このような形でも結構ですので、測定したら父兄にお渡しできないかということで2回目の質問を終わりにします。

○議長（小松崎三夫君） 教育長石原道明君。

○教育長（石原道明君） 関 誠一郎議員さんにお答え申し上げます。

基本的には先ほど申しましたように、私どもでとったものを学校にインターネットで通信します。学校ではいろいろな形で、主に行っているのは、学校だよりというふうな形で、月に1回か2回かは父兄に対しての広報があります。それ以外に生徒指導だよりとか、各学年だよりとか、種々のものがあるんですが、私どもは学校長のほうにはその学校から出すものについて、一番近々の資料を提出するようというふうなことでお願いをしています。

こういう時期ですので、そういうものを頻繁に出すように各学校にお願いしたいというふうには考えています。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 5 番 関 誠一郎君。

○5 番（関 誠一郎君） なるべく速やかにお渡しいただければと思います。プラス土壌の調査も加えて公表していただきたいと思います。

モニタリングについて、以上、質問を閉じたいと思います。

続きまして、自主防災組織についてでございますが、これは南條議員の質問とちょっとかぶるかもしれませんが、私が言いたいのは、この城里町に54区ありまして、ただいま12区自主防災組織というものがあると思います。私ども住んでいるところは阿波山2区で、もう2回自主防災訓練を行って、いざ災害のときにどうしよう、炊き出しをどうしよう、そういうような訓練をしてきたわけですが、今回の地震において、自主防災の活動、これは役場としてどのように把握しているのか、そしてまた、今後の対応をどのように考えているのかをお聞きして、1回目の質問を終わりにします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 自主防災につきましては、ただいま関議員のほうからもお話がありましたように、54区ある中で、現在12団体が組織されておりますが、今回の震災におきまして、活動が確認できたという組織は、高根区の1組織のみでございました。その活動内容でございますが、組織で購入し、保管していたインスタント食品を地域内の世帯へ配布していただいたというものでございます。本当にありがたいことでございます。

そのほかの組織のことにつきましては、報告を受けておりませんが、今回の災害では、広域的にライフラインが大きなダメージを受け、組織内の会員の多くの方が自身も被災しており、組織が機能せず、活動ができなかったのではなかったのかなと思っております。

自主防災組織は、今回のような大災害が発生した際に、地域住民が的確に行動し、被害を最小限にとめるため、日ごろから災害に対する備えをし、災害が発生した場合には被災者の救出や情報収集、さらには避難所の運営などの活動をするなど、重要な役割を担っておるところでございます。行政の指示を得ないで地域住民が連携して活動に取り組む協働を基本とした組織でございますので、これからもそういう意味で指導する時期があった場合には指導していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 5番関 誠一郎君。

○5番（関 誠一郎君） 指導ということでございますが、これは本当に名前上、自主防災組織、やはり各地区で自主防災の組織がある。また、住民でございますが、これはやはり54まで広げていただきまして、この間の地震のときに、やはり行政側の枝葉となるような行政自主防災、自主防災組織にならなければなんの意味もないと思うんです。やはり自主防災皆さん被災されたということは確かかもしれません。でも、やはり町が主導をとって、自主防災組織の運営のあり方、要するに、指導と育成ということをやれば、役場職員が54区各ちらばってやることもないかもしれない。そこから情報を得られるかもしれない。それによって行政がどうやって対応しているかという判断ができるかと思ひます。

この自主防災組織、ちゃんとしたリーダーは研修を受けておるわけでございますが、町としてももっと力を入れていただいて、この自主防災組織のさらなる向上を目指していっ

ていただければと思います。

町長は今後対応していくということでございますので、自主防災については、ここで質問を閉じます。

常北中の建設については、ダブリますので、割愛させていただきます。

続いて、7番庁舎についてでございますが、これも前にございましたが、専決で予算を計上するぐらいでございますので、やはり早急に検討委員会を立ち上げ、やはり解体のときから検討委員会を立ち上げ、どうするかというような議論をするのが一番ベターだと思いますが、先ほど町長のご答弁では、来年度解体するというところでございますが、この検討委員会をいつごろ立ち上げるのか。この辺の町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 庁舎の建設につきましては、先ほど南條議員からもご答弁申し上げましたが、重複する点があるかと思いますが、ご了承いただきたいと思います。

本庁舎につきましては、本年度は解体に伴います設計を行い、次年度取り壊し工事を実施し、職員レベルでの検討委員会とあわせて、（仮称）城里町庁舎建設検討委員会を組織して、検討してまいりたいと考えておるわけでございます。

本当は早い時期に建設検討委員会を立ち上げなければならないと思っておりますが、今、庁舎の中にはいろいろ書類等もございます。これは桂支所についても同じなんです。その書類等の整理を先にしていかなければならないと思っております。これは5年間残しておかなければならない書類とか、早急に処分しても構わない書類とか、そういうものを区分けしなければなりませんので、そういうので、少し時間をとられるのかなと思っております。

なるべく早く城里町の庁舎建設検討委員会を、そういう中で検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 5番関 誠一郎君。

○5番（関 誠一郎君） 最低でも時期はいつごろという答弁をしていただいたかったんですけども、今のところの考えでは、余り頭はないのかなと思って、これ以上答弁は求めることはしません。

あとは庁舎についてですが、あしたやる三村議員も重複しますので、建設検討委員会についてはこれで閉じたいと思います。

続いて、8番目の七会診療所建設でございますが、やはり地震による被害を受けた。ただ、私を見る限りでは鉄骨等で内壁、外壁、あれは図面で見ますとブロックづくりなんです。それがただクラックが入っているという現状の中で、今開業しておるわけでございます。先ほど申し上げました庁舎建設のほうが先ではないのかなと。というのは、5月20日に国民健康保険運営協議会の中で、町長がどうしても建てたいと。建設委員会を立ち上

げてくれという話の中で、私も時期尚早ではないのかということで、協議会の中でお話ししたわけですが、今でも町長がその七会診療所建設を進めていきたいのかどうか、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 七会地区にある診療所でございますが、前に国保運営審議会の席上で、継続というようなことをご配慮いただいたわけでございます。私といたしましては、過疎債を使えて、そして、過疎債はご存じのように30%の負担で済む。そして、そのうち今の時期ですと15%の県の補助があるということで、15%の負担というような中で、建設ができるというようなことをごいましたので、なるべくそういう負担がかからないような中で、建設ができればありがたいなと思っているところでございますので、早急に庁舎の建設検討委員会を立ち上げて、そして、七会診療所につきましても、建設検討委員会を立ち上げていただけたら大変ありがたいかなと思っているところでございます。

○議長（小松崎三夫君） 5 番関 誠一郎君。

○5 番（関 誠一郎君） 15%大きな補助がある。要するに15%の負担で建つんだというお話でございますが、やはりこの住民の憩いの場であるコミュニティセンターをこの行政側が、悪い言葉で言えば占拠してと、要するに、住民の憩いの場を住民が利用できないという、これは住民サイドから考えましてもどうなんだろうと、私は思っておりますので、今この厳しい財政の中で、お金を投入していくものには、今必要なもの、困っているもの、これが最重要かと思えます。

町長ももう一度この診療所建設に対しまして、熟慮、よく考えていただきまして、優先順位、そういうものを踏まえまして、英断されることを期待するものであります。

診療所建設については、以上で質問を終わります。

いろいろ震災、そしてまた、これからの問題ということでお願いしてまいりましたが、執行部の素早い対応、これを切にお願いしまして、私の一般質問を閉じたいと思えます。

○議長（小松崎三夫君） 以上で5 番関 誠一郎君の一般質問を終結いたします。

散会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、あす15日は午前10時から再開し、3 番三村孝信君の一般質問から入りますので、午前9時50分までにご参集くださいますようよろしくお伺いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでございました。

午後 3時39分散会

また、質問回数は3回まで、質問時間は60分を超えることはできませんので、質問、答弁とも簡潔にお願いいたします。

さらに、類似した質問が出たときは、後から質問される方は重複質問しないようお願い申し上げます。

それでは、通告第1号、10番南條 治君の発言を一問一答方式により許可いたします。
10番南條 治君。

〔10番南條 治君登壇〕

○10番（南條 治君） 10番南條 治であります。

去る3月11日に発生しました東日本大震災により、亡くなられました方々のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、被災されました皆様にお見舞いを申し上げます。震災について一日でも早い復興を見据えた中で、6点ほどお伺いをいたします。

さて、本県におきましては、人的被害、死亡24名、重症33名、行方不明1名、物的被害といたしまして、全壊1,984棟、半壊1万3,491棟、一部損壊12万6,408棟、床上浸水1,389棟、床下浸水655棟、郡内の大洗町、茨城町さんにおいても、甚大な被害が発生しております。

本町においては、人的被害はなかったかと思いますが、一般住宅を含め、町の施設、道路、橋梁等の被害状況について、町長にお伺いをいたします。

次に、本庁舎であります。望楼の半壊、建物のクラック、天井の落下等、さきの全員協議会において、解体の方向での説明がありました。その先については、恐らく検討委員会という運びとなるかと思いますが、今の状況を理解すれば、建てかえを急ぐべきと考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

震災の後、大変なところは、どこの自治体も大小はあれ同じかと思いますが、こういうときこそ職員の皆さんと首長さんの手腕が発揮される時だと考えます。早い対応と決断、そして実行、この言葉に尽きると考えます。町長の首長としての考えを、時期を含めてお伺いをいたします。

次に、七会支所については、支障を来すような大きな被害はなかったようですが、桂支所については、クラックが激しく、雨漏りしている状況であります。現在、桂図書館2階で業務に当たっておりますが、いつまでも今の形というわけにはいかないと考えます。合併協議会の協定書もあるでしょうが、今後2年から3年ということではなく、その先を考えた中でどのようにしていくのか、町長の考えをお伺いをいたします。

次に、坪公民館であります。坪公民館も例外になく、震災により大きなダメージを受け、使用ができない状態となっております。地域の人が非常に困っているということであります。旧坪小学校の体育館をお借りしたいという旨の希望が、区長さんを通して出てると聞いております。早い対応を望みますが、現時点でどのようになっているのか、町長にお伺いをいたします。

次に、給食センターの稼働状況についてお伺いをいたします。

現在、桂給食センターと七会給食センターで、部分給食で対応を行っているとのことですが、完全給食を配食できるのはいつのころになるのか、お伺いをいたします。

次に、常北中学校建設工事についてであります。余震の続く中での建設で、コンクリートの強度を維持できるのか、合併町村幹線道路緊急整備支援事業の123号線バイパス工事事業において、橋梁部にクラックが入り、解体し一部やり直したとも聞いております。また、工事については、震災により、工事期間中の中で望楼一部解体をお願いした、こういう経緯もありますので、そのようなことの中で、予定どおりに工事が進んでいるのかをお伺いをいたします。

以上6点、お伺いします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 南條議員のご質問にお答えいたしたいと思っております。

今回の大震災に伴う町の被害状況につきましては、3月30日及び5月27日開催の全員協議会でご説明申し上げたところでございますが、本庁舎を初め、桂支所、さらには教育関連施設等々に甚大な被害が起きたところでございます。これら被害が起きた施設につきましては、順次改修工事等を着工していきたいと思っております。

また、本庁舎の件につきましては、今年度は庁舎解体のための設計費を専決処分いたしましたので、間もなくこの事務を執行し、来年度には解体してまいりたいと考えております。

また、建てかえを急ぐべきでは、とのご質問でございますが、ただいまご説明申し上げましたとおり、本年度は解体設計を実施し、来年度に取り壊し工事と、（仮称）庁舎建設検討委員会を組織し、その中でご協議をいただき、進めてまいりたいと考えております。

私の現時点の考えといたしましては、教育関連施設を最優先に改修し、その後に財政面をいろいろ考慮しながら、庁舎建設をなるべく早く進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

また、桂支所につきましては、建屋内外の階間に亀裂が多数発生していること、また、屋上から3階部分にかけて亀裂による雨漏りが発生し、これにより漏電するおそれがあることから、現在、桂図書館の2階を仮庁舎として事務執行しております。

桂仮庁舎の図書館の2階ということや、狭隘のため、利用者の皆様方にご不便、ご迷惑をおかけしているところでございます。この桂支所につきましても、今後当分の間は現施設を利用して、本庁舎の整備にめどが立った時点で検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

本庁舎同様、解体設計を予算化してございますので、なるべく早く執行してまいりたいと思っております。取り壊しにつきましても、次年度に執行してまいりたいと考えておる

ところでございます。

また、坏公民館につきましては、現在地震による損傷がひどく、休館しておるところでございます。この土地については借地であり、また、埋立地に建設をしたという経緯もございます。これらを踏まえて、建築士に現況の調査をお願いしているところでございます。

次に、給食センターの稼働状況でございますが、町内にある3つの給食センターにつきましては、東日本大震災によりそれぞれ被害を受けました。中でも常北給食センターの被害が一番大きく、現在学校給食につきましては、桂給食センターと七会給食センターを利用し、部分給食を行っているところでございます。

常北中学校の建設につきましては、昨年度から2カ年継続事業で建設しているところでございます。建設中に発生しました東北地方太平洋沖地震と、その余震の中で建設を進めております。コンクリート打設直後に大地震が発生したわけではありますが、そのような際に被災した場合の検証として、ハザマ研究所の研究データによると、圧縮強度及び付着力が若干低下するものの、設計基準強度を上回ることが確認されておるところでございます。これらのことから、特に問題はないということで、工事管理者からのご報告を受けておるところでございます。

今回の震災による被害調査であります。被災状況を確認を工事監理者の1級建築士、JVとともに教育委員会事務局の職員が目視で行いました。

なお、工期につきましては、震災の影響により資材等の供給が間に合わなかったため、3週間ほど遅れが発生しているとの報告を受けております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 総務課長三村 主君。

〔総務課長三村 主君登壇〕

○総務課長（三村 主君） 南條議員さんの本町の被害状況につきましては、ただいま町長が概要についてご答弁申し上げました。

議員さんご指摘の、本町においては人的被害がなかったか、また、一般住宅を含め町の施設、道路関係はどうなのかという点についてご答弁を申し上げます。

まず、人的被害でございますけれども、本町においては人的被害はございませんでした。物的関係ですが、一般住宅の全壊が12棟、大規模半壊が9棟、半壊が129棟、一部損壊が1,612棟でございます。これにつきましては、6月7日時点でございます。

次に、町の施設、道路関係、橋梁の被害状況でございますけれども、町の施設関係につきましては、庁舎関係、また、学校教育、社会教育施設等々、道路につきましては、65路線ほか小規模亀裂が多数ございます。また、橋梁関係につきましては、大桂大橋が被害に遭ったところでございます。

以上、本町の被害状況についてご説明申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 教育長石原道明君。

〔教育長石原道明君登壇〕

○教育長（石原道明君） 南條議員さんのご質問にお答えいたします。

地震によりましての給食センターの稼働というふうなことでございますけれども、一部被害状況等についてお話をつけ加えさせていただきたいと思っております。

常北給食センターにおいては、隆起、沈下により、受水槽、オイルタンク、油分離槽、浄化槽ともに甚大な被害が発生しました。建屋につきましても、自動ドアの破損、タイルが一部落下した被害等がございました。既に建屋内における被害につきましては、現在修理が進んでおります。

なお、桂給食センターにおいても、厨房器が移動したり、自動ドアが破損したり、あるいは天井の一部が落下ということがございましたけれども、現在修繕は終了しております。

七会の今使っている部分につきましても、天井の一部が落下したり、ボイラーの漏水等がございましたが、これも現在修理しております。

本体の常北の部分につきましては、現在設計段階でございます。この設計が今上がっておりませんので、工事はまだ着工しておりません。大変申しわけないんですが、早くやろうという体制ではありますけれども、現在において完了の時期を明確に申し上げるということについてはご容赦いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 10番南條 治君。

○10番（南條 治君） それでは、再質問いたします。

本庁舎の建てかえについて、執行部ではどのような計画をもってこれから進んでいくのか。時期等についてはお答えをいただけなかったわけではありますが、あと教育施設最優先ということで進めていくんだというふうなお話もいただきました。しかしながら、本庁舎、これも並行したような形で進めていくべきではないかと思っております。

それと給食センター、これは仮設的なもので地盤沈下によって災害が被ったものを対応するようなそういった考えはなかったのかどうかお伺いをいたします。

あと常北中学校の建設であります。コンクリートの強度、これは維持できるということで理解してよろしいのでしょうか。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 確かに本庁舎の建設につきましては、なるべく早くやっつけていきたいと思っておりますが、庁舎の中にありますいろいろな書類、あるいは保存文書整理事業というものをしていかなければならないわけがございます。これは桂支所においてもそうでございますが、それを今年じゅうに終わらせて、そして、次年度に取り壊しをして、建設検討委員会の中で皆さんのご意見をいただきながら建設をしていきたいと思っております。ところでございますので、ご了解いただきたいと思っております。

それから、中学校の建設しておりますことにつきましては、担当課長のほうから詳細説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

給食センターの件は、教育長のほうから説明させます。

○議長（小松崎三夫君） 教育長石原道明君。

○教育長（石原道明君） 給食センターにつきましては、今のところ仮設をつくるというふうなことは考えておりません。当初地盤がやわらかいというふうなことで、あそこに再建するのはどうかということも、町長のほうからお話があったんですが、建てかえをするとなると、10億円近いお金が最低かかるというふうなことで、それは、町の財政からいうと無理であろうということで、現状において地盤の固定化を図りながら、現在地につくろうというのが現在の動きです。

それから、常北中学校について一緒にお話を申し上げたいと思いますけれども、地震に伴って影響が、当然のことながらございました。クラック等の有無については、先ほど町長の方からお話がございましたように、工事管理者の1級建築士、JVを組んでいます工事の監理者、そして私ども教育委員会の関係者で目視を行いました。

多少細かいことについてご説明申し上げたいと思います。

3月16日に1階部分の確認作業をいたしました。1階昇降口の耐力壁に複数のひびが生じており、一部コンクリートの破損もあったため、コンクリートの打ち直しをし、復旧は現在完了しております。

また、再度1階部分につきましては、4月9日、調査を行い、柱1カ所に0.25ミリ、長さ950ミリ、これは最大なんですが、クラックが発生しておりました。2階部分につきましては、4月14日、調査をいたしました。余震によると思われるクラックが柱に5カ所、壁に2カ所発生し、最大幅で0.2ミリ、最大クラックの長さが550ミリとなっております。3階につきましては、5月19日、やはり調査をしまして、2カ所に最大で0.2ミリ、最大クラックの長さが200ミリのものが発生しておりました。壁の補修につきましては、既に完了しておりますし、クラック等については、構造上耐力低下につながるものはないというふうな確認を得ております。

教育委員会としましては、外壁のクラックについては、水の侵入というものが考えられますので、補修するよう指示を出してございます。工期につきましては、震災の関係で資材の購入がややおくれまして、3カ月ほど遅れるというふうなことで、現在代用教室、いわゆる常北高校を使って、あるいは1年生は体育館の臨時の部屋ということで、9月の新学期を目途にこの校舎を完成し、新しいところで生活をさせたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 教育委員会事務局長茅野文夫君。

○教育委員会事務局長（茅野文夫君） 南條議員さんのご質問にお答えをいたします。

先ほどの坏小学校の体育館の件でございますけれども、もう既に修繕が終わりました、貸し出しを行っております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 今、教育長が3カ月の遅れと言いましたけれども、3週間の遅れでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 10番南條 治君。

○10番（南條 治君） 続きまして、防災についてであります、3月11日以降、防災について、区、消防、その他の団体との会議、また話し合いをもったのか。もちろん防災本部を設置していたときは、毎日会議をもったと思います。しかし、復興を考えますと、日々刻々と町民の皆さんの要望、お話等、変化してくると思うわけでありまして。体験した中での教訓なども出てくると思います。大変なときこそきっちり対応するのが住民に信頼される役所づくりだと思うわけでありまして。そこで、町長の考えをお伺いいたします。

次に、通信手段であります、防災無線が停電により全く使用できない状態に陥りました。災害本部と支所、避難所の連絡もスムーズにとれなかったようであります。赤色灯がついている消防車、これにて広報することのできるスピーカーもついているわけでありまして。新聞等によりますと、避難所までお年寄りを搬送した、広報車として使ったなど、いろいろな体験などが出ておりました。

町社会福祉協議会発行の「かざぐるま」震災臨時号の中で、もちろん会長は阿久津町長でありますので、よくわかっていると思いますが、「消防団と町職員との連携が高齢者の安心につながった」という見出しで活動内容が紹介されておりました。記事の最後のほうに、12日の朝早く、桂全域で消防団員が「大丈夫でしたか」と声をかけながら各家庭を訪問したそうであります。ひとり暮らしの人たちはそのときの声かけ、これが一番心強かったと、後日語っていたそうであります。消防団員の皆さんは、無線機での交信をしていたようであります。このようなときの防災本部、司令塔としての通信方法として、今後の対応を町長にお伺いをいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 南條議員の防災についての件につきまして、ご質問にお答えいたしたいと思っております。

このたびの震災に関しましては、区や消防団等の団体との会議そのものは開催しておりませんが、4月下旬に開催された区長会議及び消防団会議の際に、東日本大震災の被害状況等について概要の説明を行っております。

今後の防災対策といたしましては、安全・安心なまちづくりをより一層推進するためにも、関係団体との連携をこれまで以上に緊密にしていく必要があると考えておりますので、

関係団体との話し合いの場をつくってまいりたいと思っているところでございます。

また、3月11日当日につきましては、本当に電気系統が切れてしまいまして、通信手段というものはなくなってしまったということもございますが、通信手段につきましては、常北、桂地区が防災行政無線、七会地区は光ファイバー一斉放送システムにより運用しているところでございます。それぞれの方式が異なる施設を使用していることから、現状では直接制御が不可能でありまして、情報を各施設へ送付しなければならず、災害時の対応に迅速さを欠いたのが実情でございます。そういう中で、議員の皆様方、また、桂消防団の皆様方に大変お世話になったこと、この席をお借りしましてお礼を申し上げる次第でございます。

また、詳細につきましては、担当課長のほうから説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 総務課長三村 主君。

〔総務課長三村 主君登壇〕

○総務課長（三村 主君） まず、1点目の区、消防、その他、また団体との会議をもったのかという点でございますけれども、ただいま町長がご答弁申し上げましたけれども、大変災害の情報収集、また、発信という点に関しましては、数多くの町民の皆様方と会話することが必要だと認識をしたところでございます。今後見直しを行います防災計画の中に盛り込んでまいりたいというふうに考えております。

次に、通信手段についての考えでございますけれども、いつどこで発生するかわからない災害に対しましては、常に正確な情報を迅速に町民へ周知しなければなりませんので、適正な運用と災害の情報の提供体制の強化に努めてまいりたいと思っております。

また、近い将来では、防災行政無線のデジタル化による統一を図る必要がございますので、計画的に進めてまいりたいと考えております。

また、議員さんからご提案がありました無線関係についても、今後検討をしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 10番南條 治君。

○10番（南條 治君） ただいま無線については検討してまいるというようなことであります。もちろん無線のバッテリー、電源等の確保が大事であります。町としてもある程度の規模の発電機を用意して、いろいろな情報、広報等によりますと、まだまだ大きな地震がくるのではないかと、このようなこともいわれております。防災本部が解体したかどうかまだわかりませんが、その中できちんと今後のことを詰めていくのが町長の役目ではないかと思っておりますが、もう一度伺いたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 確かに今回の大震災におきまして、いろいろ勉強させられまし

た。そのことを踏まえまして、これからのそういう災害につきましては、内部でよく検討して、そして、皆さんにもお諮りしながらやっていきたいと思っております。

一番今回の災害におきまして問題だったのは、2日、3日と電気系統が切れて、通信手段ができなくなってしまったということでございます。そういうのはこれからも地震が起きるたびにそういうことも起きてくる可能性というものは大でございますので、そこら辺のところを踏まえて、そういうときにはどうしたらいいのか、ひとり暮らしの老人、あるいはお年寄りのお住いの方、そういう方についてのいち早くのお知らせというものをこれからの中でやっていきたいと思っておりますので、よろしくご了解お願いいたしたいと思っております。

○議長（小松崎三夫君） 10番南條 治君。

○10番（南條 治君） 以上で一般質問を終わります。

○議長（小松崎三夫君） 以上で10番南條 治君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第2号、11番杉山 清君の発言を一問一答方式により許可をいたします。

11番杉山 清君。

〔11番杉山 清君登壇〕

○11番（杉山 清君） 11番杉山 清であります。

質問に入る前に、3月11日午後2時46分、東日本大震災は、北関東を含め東北3県に重大なる被害をもたらしました。ここに被災されました方々に心よりお見舞いを申し上げます。また、多くの皆様からご支援、そして、義援金等をお寄せいただきましたことに対し、感謝を申し上げます。

今回は、3月14日に本来ならば一般質問をする予定でありましたが、震災後ということで取り下げをいたしました。その点2点、防災向上と地域活性化を含めた中で3項目、8点を町長並びに関係課長に問いますので、明快な答弁を求めるものであります。

まず初めに、防災向上についてお伺いをいたします。

地域のコミュニティと避難所についてであります。人がつながりを持つこと、また、助け合い、また、祭事を行うコミュニケーションが、昨今では遠のきつつあるのが現状であります。地域の学校や公民館、また、各地のセンターは地域のよりどころであり、多くが災害時の避難所として指定を受けています。

避難所として指定される地域別数は、常北地区が9カ所、桂地区が8カ所、七会地区が15カ所です。特に今回の災害で、坏地区の2カ所の避難所が耐震化と罹災により使用不可能となりました。坏小学校の改善を含め今後の対応をお伺いします。

この件に関しては、前の南條議員と重複する点もあると思いますが、私の場合には、校舎のほうを含めた中で、質問をいたします。

また、避難所には連絡手段がない場所があります。この辺の対応、対策がどうなっているのかも伺いをいたします。

(2) 消防団再編と組織についてお伺いをいたします。

町民の生命、財産を守るという使命のもと、町の最大のボランティアとして消防団の方は活躍をしております。このたびの震災でも、連日連夜の活動は期待以上の働きで、町民だれもが知るところであります。合併以来7年目に入る消防団であります。現在の組織は支団制をとっております。来年度より再編され、新生消防団ができるわけですが、合併時に決められた幹部研修、4年に1回、これが2年に一度にならないかどうかお聞きしたいと思います。

また、再三質問をしております女性団員の参加、それと、緊急時に出動要請のできるOB分団の参加、再編というものを考えているかどうかお伺いをいたしたいと思います。

女性消防団員に関しては、旧桂時代から数回質問をしていますので、期待する答弁のほどをお願いを申し上げたいと思います。

(3) 番、支援と災害物資、それと情報伝達についてお伺いをいたします。

町には、災害時に協力をいただける災害時協力事業所というものが24社あります。この24社が今回の災害でどのような協力をいただくことができたか、お伺いをいたします。

また、県内外の自治体から支援はあったかどうかもお伺いをいたします。

人が生きるのには水はなくてはならないわけであり。平成17年、私は9月議会で、消防署建設に当たり、緊急時の水確保が大事であるということで、圧力弁のついた特殊タンクを提案した次第であります。この当時、見事に却下されたわけであり。大変残念であります。今後町として飲料水を備蓄する考えはあるかどうか、町長にお伺いをいたします。

震災後、停電により、当初は情報伝達は公共のラジオのみとなったわけであり。当町としても災害時防災無線が使えない、また、この防災無線というものは、本来ならば、先ほども南條議員からありましたが、バッテリー、そういったものを含めれば緊急時に使うことも可能であります。また、必要不可欠なものであると思われ。現在は各旧町村ごとに周波数、また、指数が違います。こういったものを統一化という形の中で、先ほどシステム化の統合が出ておりましたので、この辺は早急をお願いしたいと思います。

ただ、デジタル化とか、電気だけではなくアナログ化、例えば連絡に、私は災害時連続5日間、朝から夜遅くまで庁舎に詰めましたが、3分の2はバイクで通いました。これも17年の消防署設置に当たっての質問の中に、緊急時の対策としてバイクというものは大変有効であるということで質問をした経緯があります。町には集配用の用務のバイクがあるわけであり。そういったものを有効活用して、再編ができないかどうかもお伺いをしたいと思います。

4つ目です。原子力災害対策、エリアとしてEPZですが、この件についてお伺いをいたします。

この件につきましては、1999年9月30日、住友金属鉱山子会社のJCO東海事業所にお

いて、レベル4の臨界事故により、死者2名、被爆者667名の事故により、県内はもとより、当町としても風評被害等で大打撃を被ったわけであります。今から10年半前のことでもあります。私は当時この大参事の後、旧桂村議会においてEPZエリアについて質問をしまいいりました。また、合併後も質問をしてみました、取り上げていただくことはできませんでした。

福島第一原発で20キロ円、30キロ円という同心円上に、線が地図帳に書かれていますが、放射能というものは円状に拡散するという形ではないということを再三質問において述べてまいりました。例えば深刻な被害となっている飯舘村は、地図上でいうと原発から北西に位置し、近いところで25キロ、遠いところで45キロという形であります。例えば茨城の東海発電所を軸に考えれば、城里町が比較的同じような場所にあるということでもあります。EPZエリア拡大は、災害対策上大事な問題であります。他の自治体では、協議会に欺瞞を持って発する首長がいないというのは大変残念であります。

災害前、3月2日に、原子力安全対策課の上野係長と話をしまいいりました。「協議会の席でEPZエリアに対し自治体長から話があれば考える」という答えでありました。町長はEPZエリア拡大について、協議会の席で要望していただけるかどうか伺いをし、1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（小松崎三夫君） さらに、傍聴人1名を許可いたしました。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 杉山議員のご質問にお答えいたしたいと思ひます。

避難所につきましては、小・中学校や公民館などの公共施設や地域の集落センターなどが、地域防災計画の中で避難所として位置づけられておるところでございます。

坏地区の避難所としても、坏小学校と坏公民館が指定されておりますが、いずれも今回の震災で被災しており、避難所としては危険性が高く、使用できない状況でございます。特に坏小学校については、閉校と同時期に被災した校舎が現状のままとなっておりますので、今後跡地利用検討委員会等で検討し、そういう中で対応してまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

それから、消防団幹部研修につきましては、消防団組織のかなめである分団長、幹部団員の任期が4年と定められていることから、その任期に合わせ、4年に一度実施しているところがございます。幹部団員任期につきましては、地域の実情により2年で交代している分団もあることから、制度の見直しも検討していかねばならないと思ひますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

いずれにいたしましても、幹部団員の研修は、教養取得と資質の向上を図るため重要な事業であると認識しておりますので、今後も積極的に取り組んでまいりたいと思ひます。

次に、女性消防団についてでございますが、県内では32の消防団において結成され、それぞれ活躍されております。活躍の形態はさまざまでございますが、消防団の組織の活性化や地域のニーズにこたえる対策として、女性消防団員を採用しようという動きが、今全国的に広がっているところでございます。

女性の持つソフトな面を生かして、ひとり暮らしや高齢者宅の防火訪問、幼少年を中心とした住民に対する防災教育や応急手当の普及活動について、特に女性消防団員の活躍がそういう意味では期待されているところでございます。

一方、OB消防団員による参加協力でございますが、現在新たな消防団員の確保につきましては、地域とのかかわりの希薄、社会情勢の変化に伴う職住分離の形態が進みまして、全国的にも年々困難な状況となっておりますところでございます。このことは本町の消防団においても同様であり、将来の消防団運営にも影響が出ることと危惧しているところでございます。

消防団の組織化やOB団員の参加協力につきましては、消防団組織や地域の防火防災体制の強化を図る上で期待できますので、消防団組織検討委員会等におきまして、積極的に検討してまいりたいと考えております。

それから、災害支援というようなことで、町では、災害時の相互応援に関する協定及び茨城県広域消防相互応援協定を県内の市町村下で締結しているほか、消防相互応援協定を近隣5市町村と結んでおりますが、今のところ県外の市町村との協定は締結しておりません。今回のような場合には、県内全域に被害が及ぶことから、県外の自治体との相互応援ネットワークを構築しておくことも重要であると認識いたしました次第でございます。

これから県外自治体との関係づくりにつきましては、検討してまいりたいと思っておりますところでございます。

また、そういう中で、災害用の備蓄ということで、飲料水については、各家庭においてふだんでも水の確保をしておく必要性というものも啓蒙普及していかなければならないと思いますし、また、城里町におきましても、備蓄ということは、今回の地震を踏まえまして、大変大切だと思っております。現在、七会公民館のほうにペットボトルの飲料水3,000本と非常食を約1,000食分備蓄いたしておるところでございます。しかし、これだけでは当然足りませんので、地域防災計画を見直していく中で、緊急食料品の備蓄について検討してまいりたいと考えておるところでございます。

それから、防災無線施設につきましては、先ほど南條議員のときにもお話ししましたが、常北地区がアナログ波、桂地区がデジタル波、七会地区については光ファイバーによる一斉放送というようなことで、電気が切れてしまいますと、それが使えないということで、そういう中では、車での連絡、あるいはオートバイでの連絡というものが大事になってくると思っておりますので、そこら辺のところは、これから防災のことで会議があるときには、庁内でよく考えて取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

それから、E P Zについては、1979年3月に発生しましたアメリカのスリーマイルアイランド原子力発電所事故を契機に、国の原子力安全委員会が、1980年に原子力発電所周辺の防災対策についてを決定いたしました。内容は、原子力防災に対する考え方、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲、緊急環境放射線モニタリング、災害応急対策及び緊急被曝の医療の実施のための指針でございまして、原子力防災活動に必要な手続、専門事項が示されているところでございます。その中の防災対策重点地域（E P Z）につきましても、城里町は含まれておらず、近隣施設市町村として位置づけられているところでございます。

今回の福島第一原発事故におきまして、福島県内のE P Z外の自治体においても、計画避難が行われたことから、県内の関係市町村の間でも早期の圏域拡大について要望が高まっているところでございます。私もE P Zのそういう会議、機会がございました折には、圏域拡大については機会があるごとに発言してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 11番杉山 清君。

○11番（杉山 清君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、地域コミュニティと避難所の対策であります。壊地区は今現在人口が約1,700人住んでおります。例えば七会地区の全体の人口から見ると、約8割であります。私は前にもこれは教育長ともお話をさせていただきましたが、耐震化という形の中で校舎を決めるという検査状況の答えの中で、学校の統廃合が進んだわけではありますが、一般の住宅であっても、構造物だけが耐震では何もならないと思うんです。地下に埋まる、地上構造物以外の地下構造物の強度、そういったものも今回の地震では結果がもろに出たのではないかと思う次第であります。

壊小学校は、建設当時、岩盤まで25メートルパイルを打ってあります。そういった中で、私が考えるには、提案としてであります。校舎を4割ぐらい解体をして、あと6割分の予算を耐震壁をつくるというような形でやれば、かなり予算は削減され、そして、安全も確保されるのではないかと思う次第であります。

また、壊小学校に限っては、万が一、今福島で大きな問題となっている原子力の避難所、これは壊地区にはコンクリートづくりの避難所は壊小学校しかありません。そして、壊小学校は、今後の質問で、これは加藤さんも質問すると思いますが、防災ヘリ、ドクターヘリの着陸場所でもあります。そういったことも踏まえ、また、今後123号線のバイパスが開通するわけでもあります。通りがますます激しくなります。そういったときに、沿道の近くにそういった広い場所がなくなるということも大変問題ではないかと思うわけでありませぬ。

この件に関しては、私は耐震上から言えば、体育館よりは校舎のほうが絶対に安全ではないかと。それと、地震後、桂地区の小学校を訪問させていただきましたが、校舎につい

ては坏小学校は本当に被害が少なかったと思います。むしろ岩船小学校のほうが、例えば音楽室なんかを見れば、被害は甚大ではないかと思う次第であります。この辺を考慮してお答えいただければと思います。

消防団再編について、研修については、2年に一度の方向の中で進ませていただくということでお答えをいただきました。

まず、女性消防なんです、これは旧桂時代から恐らく三回か四回質問してあると思うんですが、今、茨城県には44自治体があるわけでありまして、32の自治体でもう女性消防団ができています。そして、482名活躍をしております。平成15年前後から急激に増えたんです。こういったことも踏まえ、また、先ほど町長のほうから、女性消防団員は女性消防団の特性が生かせるという話がありましたが、全くそのとおりであります。啓蒙活動、それと、今回の震災でもお年寄りとの対話、そういったものを踏まえた中で、ぜひとも入れていただきたいと思うわけでありまして。

次に、支援と災害物資・情報伝達についてであります、支援については、私は前に国際交流をした経緯がありますが、今回、モンゴルからも寄附金が町に入っております。これはJAEという京都のNPO団体を經由して入っております。やはり器を小さく持つのではなくて、やはり県外、国外にも目を向けるような自治体でなければ、これからはなかなかいい方向づけには向かないのではないかと思います。ぜひとも県外自治体と姉妹都市、また、交流を持っていただければと思う次第であります。

飲料水については、七会地区に3,000本、非常食1,000食を、これは本当に早目に備蓄していただいたことに感謝を申し上げます。

また、非常時というのはいつくるかわかりません。それと、今回の給水活動で、自衛隊の方が1立方のタンクを毎日持ってきて活躍をしていただきましたが、最低でも2立方ぐらい、本来ならば、私は17年のときに40立方の水を確保していただきたいという話をしました。それはなかなか今からでは難しいでしょうから、2立方ぐらいは最低必要なのではないかと思う次第であります。

また、情報伝達であります、1回目も質問しましたが、やはり今の時代、ハイテクに頼りがちなんですが、ぜひバイク、これは例えば山間部、うちの町は東側が比較的平地で、そして西側は山間部に位置しているわけでありまして。この山間部の災害時に、バイクは大変役立ちます。実は、新潟の小地谷に研修に行ったときも、このような事例を担当の方からいただきました。ぜひ考えていただきたいと思います。

それと、ちょっと戻ってしまうのですが、支援なんです、先日、ニュースで見たんですが、岩手県の久慈市に、函館市から32隻の漁船が送られました。これは78年前の函館大火のときに、久慈市が手厚い支援を送ったその恩返しだそうです。例えば10歳の方が生きていても88歳ですよ。そういった支援というものは、長い意味で見る必要があるのではないかと思います。ぜひとも自治体の姉妹都市、そういう都市を考えていただければと思

います。

原子力対策（E P Z）についてであります。この件については、本当に残念というのは、3月2日に県庁の上野係長と話し、そして、私はこの質問をするということで、町長にお話しし、町長はこれはやっぺいこうということで、地震が起こらなければ3月14日に質問し、町長はこの件に関しては挙げていくということで、答弁をいただいたと思います。そして今、答弁は、「していく」ということであります。

まず、私は、福島はこの20、30キロ圏の首長さん、議員に問題は私はあると思います。このE P Zエリアを確立していれば、やはり早急なる避難ができたと思います。

今、町長のほうから、アメリカのスリーマイルの件が出ましたが、全くそのとおりであります。アメリカはこのE P Zエリアに関しては50マイルであります。50マイルというのは、日本でいうと80キロです。ですから、最低でも日本の場合、30キロ圏内ぐらいまではE P Zエリアに入れていただくのが私は大事ではないかと思っております。

これは原子力対策の訓練とか、またはそういった指導、そして、今回は東海のオフサイトセンターが24時間機能しなかったわけです。私は前に何度も質問したときに、答弁の中で県の指導、オフサイトセンターを介して引き入れるという形で、例えばそのときも放射線の線量器、これも置かなければならないよということを書いてある。再三、旧桂時代からです。ところが、県の指導の中でやっぺいこうと。でも、もとのオフサイトセンターが20時間も動かない状態の中では情報は得られません。ぜひともE P Zエリア拡大をお願いをする次第であります。

以上、再質問を終わりにさせていただきます。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） ただいま杉山議員のほうから、小学校の避難所としてのことにつきまして、お話がございました。確かに坏小学校は、123号線に面したそういう利便性のある地区でございます。そういう中で、そういうところに避難所をつくってはというようなことではございますが、今後閉校した学校につきましては、跡地利用検討委員会等で検討をしなければならない面もございまして、そういう中で、そういうことも踏まえて検討していければと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

それから、女性消防団につきましては、なるべくこの城里町においても女性消防団員ができるように、そういうことでやっぺいこうと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

それから、先ほどもちょっとお話ししましたが、それぞれの町村との交流を含めた締結というようなことでもございまして、県外との姉妹都市ということでやっぺいこうかというようなことでもございまして、城里町には今姉妹都市というものはございませぬ。そういう中で、姉妹都市のことなども議員の皆様とお話をしながら、どこがいいかということも踏まえて、そういうことも考えていかなければならないのではないかなと思

ております。

特にこういう大きな地震とか、東海村の原発を抱えている県内の市町村という中では、やはりそういうことも必要なのではないかなと思っておるところでございます。

それから、先ほどもお話しいたしましたが、今回の大地震の対策というのは、電気が切れてしまうということで、本当に2日間は連絡のしようもなかったというふうなこともございます。そういう中で、地震等により土砂崩れとか、そういうものがございます。そういうときに自動車では行けないというふうなこともあります。バイクなら行けるのではないかなというふうなこともあろうかと思えます。そういうことも踏まえまして、バイクのそういう利用の教育というものも、これから考えていかなければならないことであろうかと思っております。

それから、EPZの圏域拡大につきましては、先ほど申し上げましたように、30キロ圏内というような意味で、機会あるごとにそういう発言をしてみたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思えます。

○議長（小松崎三夫君） 11番杉山 清君。

○11番（杉山 清君） 3回目の質問をさせていただきます。

まず、1回目のときに、これは七会地区なんです。避難所の連絡体制、要するに、避難所に電話が入っていないわけなんです。例えばこの避難所に関しては、地域の役員さん、区長さんとか、駐在員さん等の電話等を入れるのが一番最善ではないかと思うんですが、その辺をお聞きいたします。

また、支援体制の件ですが、旧桂村当時、旧桂村はイベントで東京の練馬区と交流をしておりました。こういったことも今後延長拡大していければいいのではないかなと思う次第であります。

以上、1点だけお伺いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 総務課長三村 主君。

○総務課長（三村 主君） 避難所に指定しているところで、通信間で電話が入っていないというご質問でしたけれども、電話が入っていない避難所につきましては、そこに対応する職員の携帯電話で対応をしてみたいというふうに考えています。

○議長（小松崎三夫君） ここで午後1時まで休憩いたします。

午後は、杉山 清議員の大枠の2番、東日本大震災についてから入りたいと思えます。

午前 11時54分休憩

午後 1時03分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

16番小坪 孝君が中座いたしました。

さらに、傍聴人1名を許可いたしました。

杉山議員の大枠の2番から質疑に入りたいと思います。

11番杉山 清君。

○11番（杉山 清君） それでは、午前中に引き続きまして、2番から質問に入らせていただきます。

東日本大震災について入らせていただきます。

1番、罹災証明と対応についてお伺いをいたします。

3月11日、地響きとともに、マグニチュード9.0、震度6強の地震は、那珂川沿岸の液化化しやすい上壊、下壊、粟、それと上泉地区の住宅に甚大なる被害を出したわけであります。また、町の機関等も大打撃を受け、町は激甚被災地の指定を受けました。

このたびの震災で罹災し、罹災証明を申請した一般住宅の総件数、さらに再申請件数と結果内容、それと商工会会員からの罹災件数、それらの罹災に対して、今度は町の義援金、それと支援の制度が町にはあるわけでありますが、激甚災害地に指定された城里町としては、制度や条例を見直し、金額の修正を考慮してはと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

（2）復興対策課設置についてお伺いをいたします。

今回の地震は、百年、千年に一度という大震災であります。行政の被害も県内で類のないほどの甚大であったことは大変残念であります。一つ一つ積み上げてきた町の財産が一瞬にして崩れ落ちたことは大変残念で、一刻の猶予も町にはなく、今後は復興のため町民に向かい合い、10年、20年を見据え、町再生に一般の方、また、OB職員などの協力を得て、臨時職として復興対策課を設ける考えはあるかどうか。以上2点お伺いをいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 杉山議員のご質問にお答えいたしたいと思えます。

東日本大震災に係る罹災証明書の申請件数でございますが、6月7日現在で、住家と事業所、合わせて2,032件でございます。国の基準に基づきまして、順次調査を実施しているところでございますが、現時点では申請いただいたすべての調査はまだ済んでいないところもございます。調査済みの件数につきましては1,762件、未調査の件数につきましては182件という状況でございます。

住家の判定結果を申し上げますと、全壊が12件、大規模半壊が9件、半壊が129件で、残りが一部損壊となっておりますところでございます。

また、再調査の申請につきましては、これまで37件ございましたが、一部損壊から半壊に変更となったものが12件、半壊から大規模半壊に変更となったものが1件ございます。再調査につきましては、余震等により被害が拡大したことが申請の主な理由でございます。

また、こういう大震災についての大きな災害に遭った場合に、今までの城里町の助成制

度ではどうかというようなことでしたが、今のところはその助成制度の中でやっておるところでございますが、ここら辺のところは、詳細につきましては、担当課長のほうから説明させたいと思います。

それから、復興対策課設置を考えてはということでございますが、東日本大震災に伴う交流施設等の復旧、復興に関しましては、施設等を保管する課、局によってそれぞれ話をしているところがございます。ご提案のありましたOB職員、または一般町民から募集してはとのことでございますが、復旧復興には早期の整備等を終了しなければならないことから、その職に精通している者でなければならないこと、また、当然ながら責任を伴ってまいりますので、現時点では既存の課、局で対応してまいりたいと考えておりますが、今後必要であれば設置を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 健康福祉課長山口充彦君。

〔健康福祉課長山口充彦君登壇〕

○健康福祉課長（山口充彦君） ただいまの質問でございます。災害の見舞金並びに義援金に関する問題だと思います。

今回の震災につきましては、国並びに県、町、それと日赤共同募金からの義援金ということで、激災ということで大きな支援のほうの手当がございました。国につきましては、全壊、大規模半壊が主となります。それと、貸し付け関係でございます。これにつきましても、国のほうで支援という形になっております。

また、県につきましては、半壊世帯につきまして3万円というような支援制度がございます。町につきましても、見舞金というような形で出しております。全壊の場合、1世帯2万円、1人増すごとに1万円という形でございます。半壊及び床上の浸水等につきましては、1世帯1万円、1人増すごとに5,000円をプラスして見舞金をあげているところがございます。

今回につきましては、現在のところ、うちのほうで、罹災証明に基づきまして、申請のあった方につきましては、全壊の方が10人ほど申請をしております。それと、大規模半壊の方が6件、それと、半壊につきましては95件となっております。特に半壊以上につきましては、うちのほうでやはり内容がわからない方もおりますので、罹災証明の申請があったものについて、審査の結果、半壊以上が出たものにつきましては、健康福祉課のほうから直接通知をいたしまして、早目に申請をお願いしたいということで申し込んでおります。

なお、町のほうでも条例がございまして、それに基づきまして、見舞等を行っているわけでございますので、やはりある程度の時期がついた時点で、協議の結果、隣接町村の状況なども見ながら、一部改正も必要だとは考えております。

これは合併当時、平成17年に各町村指定しておりました条例を持ち寄ってあげたもので

ございますので、やはりある程度年数も経過しておりますし、今回の大規模な震災もございますので、検討していければよいなと考えております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 産業振興課長高松輝美君。

〔産業振興課長高松輝美君登壇〕

○産業振興課長（高松輝美君） 杉山議員さんのご質問でありますけれども、商工関係の罹災証明件数等でございますけれども、10月10日現在におきまして、町の商工会関係につきましては、72件の罹災証明申請並びに発行申請がきております。これにつきましては、商工会が事務局になりますけれども、設備資金、運転資金、あるいは設備運転併用、これをあわせて上限8,000万円ですけれども、それに経理の金利を借り入れるための証明、発行申請でございます。件数につきましては、72件要望がありまして、確認をしてございます。

確認につきましては、商工会と産業振興課の職員、あわせて、住宅併用の場合には税務課と合同で調査をしてございます。

以上でございます。

失礼いたしました。6月10日現在の数字でございます。

○議長（小松崎三夫君） 11番杉山 清君。

○11番（杉山 清君） 国、または県においては、各自治体が同じ金額の制度を支援、また義援という形の中でいただいているわけではありますが、県内には44自治体があり、その自治体の制度というものは、今、健康福祉課長からも言われたように、大変ばらつきがあります。

例えば災害地においては、半壊以上全壊、家屋の取り壊しにおいては全額行政負担というような町もあるわけでありまして。特に家を建てたり、また直したりという形の中で、災害援護資金については、10年間借りるという形がとられておると思います。また、金額等についても、大変金額がもう少し考慮できるのではないかという次第であります。いずれにしても、町が金利のみを負担するという形でありますので、どうか制度見直しをしていただければと思う次第であります。

また、今までに義援金、それと町の制度の見舞金等の支払いは済んでいるのかどうかお聞きします。

それと、2番の復興対策課についてであります。今後考える余地ということ町長のほうから答弁いただきましたが、災害に遭った方々においては、大変住宅のローンとか、また、今後の暮らしの中で、お年寄り等については不安が浮いているわけでありまして。町民とのきずな、また、町民との対話をもとにして復興に当たるという観点からも、どこの自治体も大変試行錯誤して、復興に取り組んでいると思います。どうか心のケアなども大変大事であります。それと、町ではホームページに被災された方々の相談などもこれから

先2回、協議の形になっておりますが、ぜひともお考えをいただいて、2回目の質問とさせていただきます。

○議長（小松崎三夫君） 健康福祉課長山口充彦君。

○健康福祉課長（山口充彦君） ただいまの義援金、見舞金の振込なんですが、37件につきましては、6月9日に口座振替で行っております。あと残りの分につきましては、20日の予定でございます。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 総務課長三村 主君。

○総務課長（三村 主君） 復興対策課の設置についてご質問をいただきました。

議員さんご提案のように、確かに対話をもちながら復興に当たることは重要と考えております。今後町民の皆様とコミュニケーションを図りながら、復旧復興に努めてまいりたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 11番杉山 清君。

○11番（杉山 清君） 最後の質問であります。半壊と全壊の件数が、両方合わせると140件弱、それで、町の制度の中で全壊は2万円、半壊が1万円という形が出ております。これを例えば全壊5万円、半壊2万円という形の中で考えると、およそ300万円強なんですよね。その辺は何とか工面していただいて、考えをいただければと思う次第であります。

以上、お聞きします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 確かに全壊されたおうちの方というのは、大変その苦労というのは、私たちが想像する以上に苦労しなければならないだろうとっております。そういう方に援助を差し伸べるといことは、確かに必要であろうとされているところでございます。今、そういうことにつきまして、この席で答弁はできないんですが、検証をして、後ほどお答えしていきたいとっております。

また、私も忙しい方に対しては、全壊したおうちの方にお見舞いということで行ってはなかったんですが、これからそういう中では町長がみずからお見舞いに行ったりして、なぐさめると言っては怒られますけれども、大変だったねというような言葉をかけていきたいとっておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 11番杉山 清君。

○11番（杉山 清君） それでは、3番目の質問に入らせていただきます。

地域の活性化についてであります。この件についても、3月14日に質問するわけでありましたが、できませんので、今回質問させていただきます。

（1）交流人口の受け入れについてお伺いをいたします。

城里町の合併時の人口は2万3,547名でありました。先月の基本台帳の人口は2万2,048

名、合併から1,499名の人口減となったわけであります。ただ、それでも他の自治体、近隣から見ると、減少率に対しては健闘していると思います。隣の笠間市などは、年間で2,000人強の減少と聞いております。城里町は減少率にして1.3%前後でありますので、大変ほかの自治体と比べると、減少は少ないのではないかと思います。

ただ、町の活性化というのは、やはり人口の増なくしてはならない条件であります。定住人口が増を図るということは、今からだと大変並大抵ではないと思います。そこで、例えば、枠が大きくなりますが、東京都の中央、千代田、港区のように、夜の人口が少なく、昼間の人口がその10倍になるような形のとらえ方の中で、当町としても交流人口をふやすという形をとっていくことが必要不可欠ではないかと思われます。その点においては、やはりインフラの整備、特に那珂城里線架橋、それと那珂川大橋の整備、水戸北インターの上下開通、ビーライン、県道整備、123号線バイパス整備と、こういったところが早期完成が大事であると思われます。

交流人口の受け入れがなければ、今後町の発展はないと思う次第であります。例えば、今までの交流人口の中で、私が調べた中で、平成21年、この年は69万人、これは今までの中では少ないんです。そして、私はここでそこを打ったのではないかと思われるわけであります。さらに平成22年度は……

○議長（小松崎三夫君） 11番杉山 清君に申し上げます。制限時間5分前でございます。

○11番（杉山 清君） はい、わかりました。

あと、3月11日の震災があったわけであります。これがなければ、22年度は71万人に達していたと思います。今後町の交流人口とインフラの整備等をどう考えるかお伺いをいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 杉山議員のご質問にお答えいたしたいと思ひます。

人口の交流、人口受け入れについてというようなことで、今お話がございました。本当に城里町といたしましても、前回の人口動態の調査、それから、この間人口動態を調べた中で、5年間に500人ぐらい人口が減少したわけでございます。そういう中で、交流人口の受け入れというようなことで、水戸北スマートインターチェンジについては、水戸市を中心とする市町村で構成する水戸地方広域市町村圏協議会を通じて、県道城里那珂線の仮称那珂新橋については水戸市、那珂市と構成する県道城里那珂線整備促進協議会等によりまして、例年要望活動を実施しているところでございます。

那珂川新橋につきましては、昨年12月の県の要望の際につきましては、平成20年代中ごろの供用を目指すというような回答を得ているところでございます。

○議長（小松崎三夫君） 11番杉山 清君。

○11番（杉山 清君） 今5分前ということで、大変失礼しました。

(2) のふるさと納税について質問を入れていなかった。この件に関して、ちょっと時間の都合上、取り下げさせていただきたいと思いますので、議長の許可をお願いを申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） はい。

あと1分、2分ぐらいしかない。

○11番（杉山 清君） ですから、ふるさと納税だけ取り下げさせていただきたいと思います。よろしいですか。

○議長（小松崎三夫君） はい。

○11番（杉山 清君） 交流人口についてであります。町長はいち早くホロルの湯南側の道路整備をした経緯があります。この結果、ホロルの湯に入場者が増えたわけであり。今後はホロルの湯、山桜、道の駅かつら、ふれあいの里を核として、さきの質問ではあります。都市、人の交流、そして、支援なども考えながら活性化に当たっていただければと思う次第であります。

大体これで質問のほう、答弁をいただきましたので、終わりにさせていただきます。

それと、最後に、今回の震災は本当に関東大震災から見ると4倍強の震災といわれております。町長のかじ取りに町民は大変期待していると思います。町には……

○議長（小松崎三夫君） 11番杉山 清君、時間になります。

○11番（杉山 清君） ああそうですか。

とらの子の25億円ありますので、無理しないよう生かしていただきたいと思います。

では、終わりにいたします。

○議長（小松崎三夫君） 以上で杉山 清君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第3号、12番三村由利子君の発言を一括質問一括答弁方式により許可いたします。

12番三村由利子君。

〔12番三村由利子君登壇〕

○12番（三村由利子君） それでは、通告によりまず一般質問をさせていただきます。

第1、震災から3カ月が過ぎましたが、当時を思い出だけでもまだ足がすくむ思いがいたします。あの恐怖もさめないというのに、近々また強い地震や大津波の発生する危険性が高いと気象庁の発表があり、再び不安と緊張を覚える状況になってまいりました。

そこで、本格的な災害復旧事業のさなかに、これまでの本町の災害活動を検証し、今後被害を最小限に食いとめることができるようにしたいと考え、震災当時の対策、対応について具体的に執行部にお伺いいたします。

町の災害対策本部施行条例により、対策本部の組織に議会が含まれておらず、緊迫した町の被害状況をスピーディに知ることができず、対策活動の重要事項の方針、決定に加わることができなかったことを悔やみ、今後の反省課題であることを、まず申し上げておき

たいと思います。

未曾有の非常時に、執行部と議会が一体となって行動すべきであると私は考えます。このような被災状況下で、特にライフラインの被害状況を改めて検証していきたいと思いません。執行部においては、できる範囲内でのご答弁をお願いいたします。

まず最初、電気の復旧時期はいつで、その復旧作業には地域差があり、その復旧状況はどうであったのか、わかる範囲内でお伺いいたします。

その次に、水道、下水道の復旧状況についても、区域ごとにわかる範囲内で報告を求めます。

次に、住民に対する情報伝達のあり方はどうであったのか。被災し、余震におびえる地域の住民に、情報が途絶えたことに不満の声が噴き出しました。町は今どうなっているのか、どうしているのか、地域の住民に被害情報、応急対策の情報は伝えなかったときがありました。被災による通信機能が途絶えたことさえ、住民は知ることができなかつたわけでございます。停電のため、暗いやみ間に水もない、食料も不足している中で、地域にいる高齢者は耐えていた状況でありました。町の通信機能が断絶し、町の広報車を地域に運行させるのにどの程度の時間がかかったのでしょうか、お伺いいたします。

次に、避難所の開設についてであります。避難所の開設はいつ始められ、どのように管理運営されたのか、問題があったように思います。

一つ目、避難所の開設の報告はいつ住民に知らされたのか。

一つ、避難所に避難してきた人たちをどのように把握されたのか。食料や水、生活必需品はどのように配給したのかを伺います。

次に、屋根がわらや大谷石、ブロック塀のブロック等、収集期間が終了しましたが、この時期にこれから本格的な屋根の修理が行われる件数が多いこととなります。そこで、かわら等、これからの処分、処理の方法はどのようにされるのか。町の考えを町長にお伺いいたします。

次に、2つ目のタイトルとして、原子力対策について伺います。

原発事故の福島県に次いで放射線が多く検出されている茨城県として、また、原子力施設を多く保有している地理的な見地から見ても、原子力対策に万全を期すためにも、安全対策をどう見直し、どう確立するか。町の対策をお伺いいたします。

次に、教育施設内の放射線管理について伺います。

先般、国の内閣官房参与小佐古氏は、15歳未満の被曝量の基準値、年間20ミリシーベルト以下という規制値に疑問と危険性を指摘し、涙ながらに政府に抗議し、見直しを迫る事態がありました。20ミリシーベルトでは子どもたちの命は守れないと、身を挺しての行動でありました。低い線量でも、子どもたちが一度被曝をいたしますと、内部組織に沈着したセシウムは、細胞を次々と突然変異を起こす発がんリスクが上昇すると指摘する専門家が多いということでもあります。

そこで、町内における教育施設内の放射線の管理の状況をお伺いいたします。町はどのような機器を使い、どのような場所で、どのような方法で測定しているのでしょうか。また、各学校に測定器を配布しているのかもお尋ねいたします。

震災、原子力災害、風評被害と、その影響ははかり知れません。想定外の想定の新しい発想のもと、災害に強い安心のまちづくりのシステムを最重要課題と位置づけていくためにも、これまでの対応、対策をしっかりと検証し、その目的のためにも私は町の考えをお伺いいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 三村由利子議員のご質問にお答えしていきたくと思います。

本年3月11日午後2時46分に発生しました大地震と同時に、電力会社の主要施設が被災したため、城里町はもとより、県内の全域で停電になったわけでございます。この影響で通信手段である役場の電話回線も翌朝まで不通となり、町民への情報の発信と収集が全くできない状況に陥りました。そのために東京電力に要請したところ、中部電力からの支援をいただき、3月13日に午後7時から全域復旧するまでの間、電源車による電力供給をいただき、一部機能を回復を図ったところでございます。

電気につきましては、3月13日午前11時41分に七会方面が通電となり、翌14日午後5時25分には石塚方面が通電となりました。順次復旧が進み、最後に上入野方面が通電となったのが14日の午後7時7分でございます。

それから、お話の中で、対策本部の中に議員が入っていないというようなこともございましたが、対策本部設置条例等に基づいて、今回対策本部を設置したわけでございますが、そこら辺のところはこれからの中で検討していきたいなと思っておるところでございます。

それから、水道の施設につきましては、町内5カ所の浄水場すべて断水いたしました。電気の復旧とともに、各浄水場が再稼働したところでございますが、水道管の漏水確認と漏水箇所の応急処置をしながらの試験通水でありましたので、町内全域での通常給水は、3月26日からということになるわけでございます。

後ほど詳細につきましては、担当課長のほうから説明させます。

また、ライフラインの被害状況というようなことで、公共下水道と農業集落排水施設につきましては、管路に44カ所の被害を受けておりますが、地震による局部液状化現象により、マンホールの浮き上がりや地盤沈下を引き起こしました。そのため、管路にゆがみなどが生じ、流れが悪い状態になっております。

公共下水道は、常北地区では役場周辺、桂地区では坏地区に被害が集中いたしました。また、農業集落排水は、マンホールの浮き上がりは見られず、公共下水道区域より被害が少なかった状況でございます。

また、震災当日の住民に対する被害状況の情報伝達ということで、問題はなかったのかというようなことも、今ご指摘されたわけですが、先ほどライフラインの状況の中で答弁いたしました。地震発生直後の停電によりまして、電話が不通となり、通信手段が絶たれたわけですが、町内の被災者の把握とライフラインの被災情報の収集を優先的に行いましたが、現場から直接情報を対策本部に発信できなかった状況であったため、被災状況の取りまとめに時間を要したところであります。行政無線による住民への情報提供につきましても、情報不足から詳細に伝達できず、住民からの情報不足の指摘もございました。

今後は、東日本大震災の教訓をもとに、最も重要となる初動体制の見直しと、情報伝達がいかなる災害時でも迅速にかつ正確にすべての住民に対して行えるよう、体制の確立、強化について、城里町地域防災計画の見直しの際に合わせ、反映させたいと考えているところでございます。

3月11日に起きました地震におきまして、午後5時30分に町内全域に避難指示を発令しまして、避難所を開設いたしましたわけですが、震災当日の11日夜は、避難者の人数がピークでしたが、小松小学校体育館におきましては500人、石塚小学校で300人、常北保健福祉センターで300人の合計1,100人を受け入れたわけですが、

そういう避難を受けた中で、3月25日にはすべて避難所を閉鎖いたすことができました。避難所における即時配給できる支援物資の備蓄と、避難者に対する正確な情報の提供に心がけることが最重要であると認識いたしましたところであります。

それから、災害のかわらなどのガレキの処理につきまして、震災直後から言ってもいりました災害ガレキの受け入れにつきましては、4月30日をもちまして終了いたしました。これは一定期間の受け入れを行ったことにより、緊急的なものは片づいたと判断したものでございます。今後屋根カワラ等の処分につきましては、修理業者等に処分をお願いしていただきたいと思っております。

また、ガレキの処分費に対する補助制度の創設につきましては、厳しい財政の中で、町単独で実施することは、今のところ考えておりませんが、今後強い余震等によりまして、被害が拡大した際には、また検討してまいりたいと考えているところでございます。

それから、原子力の対策についてでございますが、先ほど杉山議員のほうからもお話がございましたが、この城里町は近隣施設市町村として茨城県の原子力対策協議会の構成市町村になっておるわけですが、先ほどお話ししましたように、これからEPZの20キロ圏内ではなくて30キロ圏内を、そういうEPZの中に入れてほしいという拡大を求めてまいりたいと思っております。とにかく放射能につきましては、壁で放射能を防ぐというようなことはできません。もうこの空気中に放射線セシウムというものが飛んでいるわけですので、そういう中では、東海村の原子力発電所が閉鎖しておりますけれども、それに対する時点においては、しっかりした対策を県に求めてまいりたいと思っております。

おります。

また、教育施設などの放射線の管理につきましては、教育長のほうから答弁させますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 教育長石原道明君。

〔教育長石原道明君登壇〕

○教育長（石原道明君） 三村議員さんにお答え申し上げたいと思います。

教育施設内の放射線の管理はどうなっているのかということでございますけれども、今ご質問がございましたように、当初国では、1ミリシーベルトから20シーベルトというふうな非常に幅の広い範囲の許容を認めました。それから、先ほどのお話にございましたように、委員さんの訴えによりまして、現在は1ミリシーベルトを目標にしているというふうなことになりまして、本町でもそれを目標として進んでおります。

幾つかのご質問についてお答えを申し上げたいと思います。

まずは、点検等のことについてでございますけれども、役場のほうで行っているものと含めまして、教育施設、幼稚園、小学校、中学校、今、週2回、定時測量をしております。一部がこういう形で、インターネットのほうで表示されておまして、このインターネットで表示されたものを各小・中学校に教育委員会のほうから流しております。

この数値の平均的なものを見てみますと、現在、学校における放射線量というのは、毎時0.141マイクロシーベルトというふうな単位になっておまして、ちょっと計算式が難しいんですが、これを年間にすると幾つになるかというふうな計算では、先ほど申し上げました1ミリシーベルトと1マイクロシーベルトというのは、1,000の差があります。1ミリシーベルトイコール1,000というふうなことです。先ほど挙げた0.141というふうな数値に足して行って、ミリにするのには、1,000倍をすればいいということですので、実際には足して行っても1ミリシーベルトにはならないというふうにご判断いただければというふうに思います。その数字については、今のところ、今後どうなるかわかりませんが、突発的なことがなければ、現状においては大丈夫だろうと。

ただ、不安はまだそのほかにもございます。これからプールが始まります。現在、小学校の段階のプールの水をくみ取りまして、それを検査所、場所は水戸にあります科研というところなんです。そこに持って行って検査をしてもらいました。検査結果が出まして、そこに数字が出てしまいますと、今その数字の幾つ以下ならいいという国の基準が出ていないんです。今回検査をしていただいたことでは、放射性物質は不検出、出ませんでした。ですから、幼稚園、小学校、今現在出ておりません。一部まだ中学校は始まっていないので、中学校の検査はしてございませんが、今後してまいりたいというふうに考えています。

それから、もう一つは、土壌的な部分もありますので、これもまだ検査をしてございませんけれども、校庭の土壌の検査もしたいというふうに思っております。これは今補正等をお願いしておりますので、その予算との関連の中で進めたいと思います。

それから、最後のご質問にありました各学校で測定 of 機器のことについてですが、これもお金のかかる問題ですが、今後非常時の場合には、各小・中学校に1基ずつ設置をしたいということで、これも補正の中の部分で、一部専決に入っていますけれども、お願いをして、万全を期したいというふうに考えているのが現状のところ です。

また、個々の細かい指示につきましては、また後ほどで、第1回のほうの答弁にさせていただきますというふうに思います。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 水道課長関谷一美君。

〔水道課長関谷一美君登壇〕

○水道課長（関谷一美君） 12番三村議員のご質問にお答えいたします。

まず、施設ごとの復旧状況でございます。3月11日14時46分、東日本大震災の被害を受けまして、電源が全地区停電いたしました。それによって、断水したわけでございます。大変ご不便をおかけしました。

まず、石塚浄水場でございますが、3月14日夕刻、電源が回復しまして、試験通水を完了したのが3月20日でございます。続きまして、小松浄水場、3月14日、同じく夕刻電源が回復いたしまして、試験通水が完了したのは3月22日、赤沢浄水場、電源が復旧したのは3月14日夕刻、試験通水が完了したのは3月24日、岩船浄水場、電源回復は3月14日の夕刻、試験通水の完了は3月26日、塩子浄水場、通電が3月13日のお昼ごろ、通水試験の完了は3月19日でございます。

なお、この間、給水車で断水期間中対応いたしました。給水車につきましては、町に3台ございまして、震災直後の時点では20リットルのポリタンク等もあるだけ併用して対応しました。

なお、3月13日から19日まで、自衛隊から1台給水車の応援をいただいております。

なお、給水車の稼働状況でございますが、3月11日から12日までが3台、3月13日から18日までが自衛隊も加わりまして4台、3月19日が3台、3月20日が2台でございます。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 下水道課長柳橋和幸君。

〔下水道課長柳橋和幸君登壇〕

○下水道課長（柳橋和幸君） 12番三村議員さんのご質問にお答えいたします。

被害状況につきましては、先ほど町長より44カ所ということで報告がありました。そういう中で、細かくお話ししますと、公共下水道、常北地区におきましては、石塚、那珂西など19カ所、桂地区では上坏、下坏地内など9カ所となっております。農業集落排水の被害につきましては、上入野地区で4カ所、常北、青山地区で7カ所、孫根地区で5カ所となっております。

復旧までの経過についてご説明申し上げます。下水道関係につきましては、14日夕方 of

電気の復旧とあわせまして、また、水道通水と並行しまして、給水区域内のマンホールの状況確認から、満水マンホールについて、衛生車によりくみ取りを行うなど、14日から31日の18日間、実働で12日間ではありますが、25カ所、衛生車2台によりまして、71台のくみ取りを行いながら、並行しまして、町内業者の協力を得まして、15日から17日の3日間にわたりまして、町内一円の下水道マンホールを中心に、被害の状況調査を目視により行いました。あわせて、マンホールの浮き上がり箇所の仮復旧、応急、本復旧、管路のゆがみ等により詰まりが見えるところにつきましては、高速ジェット洗浄機によりまして、管路洗浄を行い、ゆがみがあるものの流れは、流れる状態にしたところであります。

以上でございます。

○12番（三村由利子君）　あと教育委員会、測定の方法を具体的に聞いていないんですが。

○議長（小松崎三夫君）　教育長石原道明君。

○教育長（石原道明君）　測定の方法については申し上げませんでしたので、これを追加させていただきます。

測定の選定基準は国で定めている方法で、中学校では、地表から1メートルの高さにおける空間の放射線量ということで測定します。それから、幼稚園のほうは、同じ地表から50センチのところの空間線量というものを測定します。これは子どもの平均した口の高さぐらいというのが基準というふうに考えられています。先ほどの数値はその平均でございます。

以上です。

○議長（小松崎三夫君）　12番三村由利子君。

○12番（三村由利子君）　2回目でございますけれども、災害対策本部の組織のあり方、議会も入るか否かはこれから検討していただくということではありますが、議会がこの非常時に入っていないかったということが大変地域の先輩議員やほかの方々に批判を受けました。議会は一体何をやっているんだということ批判を受けまして、私も大変身の引き締まる思いがいたしました。どうぞ真摯にご検討いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それから、水道ですが、給水車、これを町に3台と、それから自衛隊の派遣を受けたということではありますが、給水車を配置したのはどこの位置に配置して、それをどう住民に知らせたのか。住民によっては給水車が配置されていることを当初は知りませんでした。その給水車を配置した位置と、その情報をどのように、いつの時点で住民に知らせたかということでもあります。それをお伺いします。

それから、災害の情報伝達、これもあわせていることですが、通信機能がだめになったということで、一時全く情報が伝わらないということがさらに不安を増長したということもございます。そこで、しばらく広報車が出るまでに時間がかかったように思うんです。

広報車が町内を走行しているのは後で知りましてけれども、いつのころ広報車が走行したのか。それをもう一度お伺いいたします。

次に、避難所でもあります。避難所のトイレ、これはいつごろ設置し使用可能だったのか。実は避難所を開設した当時に、トイレは使えないという状況でありましたので、災害対策本部に行きまして、避難所のトイレはどうしているのですかと、対策本部のいすに座っていた職員に聞きました。そのときの答えは、何と「避難者一人一人が各自で責任を持ってもらいます」と、そういうことでありました。まあ本当に情けない、悲しい思いをしたこととございます。自衛隊に仮設トイレは要請をしているけれども、自衛隊がいつになって、仮設トイレをもってきてくれるかわからないので、それまでは自分で責任を持って、自宅へ行くなり、自分でトイレを済ませるということが、対策本部の係の者の回答でございました。

そんなことで、避難所を設ける資格はないと思うんです。避難所を設けるからには、基本としてトイレもこれは併用して設置するものだと思っております。そういう意味で、あそこで対応した職員が、どういう意味で各自避難者の責任でやってもらいますという答えがあったのか、私ははまだ信じられない思いでございます。

それから、避難者をどのように把握したかということなんですが、それについては、具体的な説明はなかったんですけども、避難をしてくる人たちがすべて町の避難の対象になっている人だったのか。これがちょっと疑わしいところもあります。なぜかといいますと、家の被害は全くない。ただ家にいると余震でがたがたなって不安だから避難所に避難してましたという方も大分おりました。家は被災しているけれども、各地域でじっと停電もして暗いところで、水も出ない状況で、食べる物もない状況で、各地域で我慢をしていた人たちもいたわけですよ。片や避難所にいる方たちは、同じ被災の条件でありながら優遇されていた。地域において我慢をしている同じ町民でありながら、その優遇は格差があったということで、その辺も指摘をしていきたいと思っております。どうか執行部において、真摯に反省されるということをお願いしたいと思っております。

それから、避難所でその支給品です。例えばおにぎりの配布、これは1人1個というふうに限定されておりました。そこへ行けば、地域の方も行った人にはおにぎりをもたらえるという情報も後々伝わってきましたので、地域の方たちも、後でその避難所に行っておにぎりをくださいと、並んだそうです。時間になるまではだめですと、一度帰されました。それで、時間は何時からというのを聞いたので、その時間に行って、家族は5人なんです。若い親子3人がそこへ受付に行ったんですけども、3人分しかもらえない。来た人にだけしかあげられないと。いや、うちは家族が5人で、おじいちゃんおばあちゃんが家にいるんですと。5人だから5人分くださいと言われても、それはまかり通らなかったということがございます。

そういうおにぎり、パン、ペットボトル、生活必需品の支給についてももう一度検討され

るべきだと思います。支給された人、されない人、それから、支給している通知や案内が不徹底していたこと、それがやはり対応の不備であったかなと思っております。パンにおいても、同じ避難所内にいてもわたった人とわたらない人がいた。そういう点でちょっとトラブルになったような話も聞いております。

避難所に行かないで、地域でやはり同じ被災している方はどうだったのかということですが、震災直後、私は見かねまして、町長にこうお伺いしたことがあります。町長、地域でやはり水もなし、食べる物も不足している人たちには水の配給はどうするんですかということをお聞きしました。そのとき町長は、「三村さん、そんなこと、この災害時に地域まではできないよ」と、「それは勘弁してもらおうほかないよ」と。とても悲しい答えをいただいたのを覚えております。

これはその言葉を裏返せば、地域の町民を一時見捨てたということにもつながります。ですから、今後これを反省点として、地域にも公平にこの救護品、生活必需品が行き渡るような細やかなサービスを、私はこれから考えるべきではないかと思っております。

次に、かわら、大谷石の処理は今後は個人でやってもらいます。町の助成期間は終わったから、個人でやっていただくというただいまの答弁でありましたが、それならば、収集期間内に、あるいは収集期間間際に、町民に対して今後そのかわらや瓦れきの収集は個人負担になりますよと、一度たりとも町民に報告、情報はしてありましたか。それがされてなかったと思うんです。ですから、今これから本格的に屋根の修理が始まる家庭が多いはずですから、まだこんなに壊れたかわらが軒下に積んであります。これから出るかわらの破片もこれから出します。それを今度は自分で負担してくださいというのでは、ちょっとサービスが片手落ちのような気がいたしますが、この事前に収集期間は個人で処分をしていただきますという周知、放送、伝達はあったのかどうか。なければ、やはりもう一度町で対応策を考えるべきではないかと思っております。

それと、今度は原子力対策のほうであります。検知器をはかる場所、同じ敷地内でもスポットスポットで測定値が変わることは、教育長さんご存じですよ。例えば、コンクリート、滑り台とか、そういうものは雨などに流れてそこに付着しているということはないかなと思います。問題は土壤に浸透したセシウム、あるいは芝、こういう植樹した植木類、それに付着している。子どもたちが触れますよね。そういう芝が非常にいつまでも付着しているという特徴があるそうでございますので、土壌50センチ、あるいは土壌1メートルの高さだけでなく、芝生のある施設においては芝生の上も同じ測定として、今後考慮をしていただきたいと思っております。そして、測定の結果を学校で父兄に報告して、安全な域ですよと、そういう通知はしてしかるべきかなと思っております。

それから、先ほどプールの水、これは水を採取して1回検査して、放射線は不検出だったとありました。水は毎回取りかえますか。それを聞きたいということ。雨と同時に雨水が入れば、これまた問題は別ですよ。その辺のプールの水の管理、そこを再度お伺い

たします。

それから、各学校に1台ずつ測定器を置いてはいかがという提言をいたしました。町で1つということであれば、やはり測定には限界がありますよね。ですから、さっき教育長は、機器を買うのにはお金がかかるということでありましたけれども、お金と子どもたちの命、どちらをてんびんにかけるか。これはやはり言わずと知れた子どもたちの命です、安全です。ですから、ほかの予算は縮小しても、この安全のために、子どもたちを守るために最低学校1つに、施設1つにこの計器を置くような準備を、予算を計上していただきたいと思います。それを二度目の質問とさせていただきます。

ご答弁お願いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 総務課長三村 主君。

○総務課長（三村 主君） 給水車の配置関係ですけれども、常北地区に2カ所、桂地区に1カ所、その周知方法でございますけれども、広報無線が可能な時点においては広報無線、さらにはNHKのほうにお願いをいたしまして、テロップで流していただきました。

それから、広報車による広報でございますけれども、2台を活用して広報に努めたところでございます。

さらに、町内54区の区長さん方に広報車で流した内容を文字にして、各区長さんのお宅へは配布をしております。

それから、トイレの件では職員のほうが大変ご迷惑をおかけいたしました。トイレの設置につきましては、手元に資料はございませんけれども、順次自衛隊、さらにはリース会社等を当たって、早急に対応したところでございます。

それから、避難所の関係ですけれども、どのように把握したかということでございますけれども、当面避難所を設置した時点で、そこに避難される方につきましては、それぞれ何で避難所に避難されたのかというふうな問い合わせはしておりませんでした。このようなことから、議員さんおっしゃられましたとおり、何でこの方がと思われる方も避難していたのも事実かと思えます。あのような状況の中で、そこまでの確認はできなかったということでございます。

それから、おにぎり関係で、物資の配給関係でございますけれども、これらにつきましても、当面配給につきましては、人数等を把握して十分注意をしながら配給をしたところでございますけれども、議員さんおっしゃられた、その5人家族のうちの3人分しか行き渡ってなかったというご指摘がございましたけれども、やはり避難所に駆け込まれる、議員さんおっしゃられましたけれども、その時間帯を見越して来る方もおりましたので、そこでの対応に、ちょっと認識の違いがあったのかなというふうに思っております。

総務関係は以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 教育長石原道明君。

○教育長（石原道明君） 三村議員さんの放射能関係のことについて、お答えを申し上げます。

たいと思います。

確かに測定のポイントによりまして、あるいは位置、今大体校庭の中央部のあたりをスポットにしてはかっているんですが、最も多いとされているのは、樋を流れてくる下というのはいろいろな水がたまるんです。ですから、逆に言うと、そういうところは余り行かないようにというような注意はしようと思っっているんですけども、そういう地域によってかなり違います。今、測定値で出してもらっているのは、町で測定をしているポイントとして回っていただいています。それを週に2回ほど。

それで、私のさっき表での説明が悪かったんだと思うんですが、今後は各小学校、中学校に測定をする、簡易な機械なんですけど、それを1台ずつ設置しようと思っっています。これは予算でとりたいというふうに思っっています。その機械が出てくれば、各学校で操作方法は、いかげんにはちょっとできないんですけども、先ほどお話になった芝であるとか、あるいは砂地の上であるとかというふうなところを、適時学校のほうで測定していただいて、学校でかつ数字を持っただいておけば、トータル的にすればある程度危ないところはどこかという数値が出てくると思っますので、そういう測定については、この後機械を購置しましたら、学校のほうに指導をしたいと。ただ、現在ちょっと品薄だそうで、すぐに回ってくるかはちょっと私どもも心配しているんですが、万全は期したいと、こういうふうにしております。

それから、プール関係ですが、これは素人では測定できないんです。測定の機関でやらないと。ですから、それをくんでいって持っていくというふうなことで、現在、毎週という形ではないんですが、定期的にプールをやっている期間には、例えば2週間に1回とか、濃度が非常に高くなりそうだったら、その期間を短くするとかというふうなことで、測定は入っている期間中は続けたいと。そして、一応プールはある程度循環式になっていますので、上の水が外から水を通して落ちていきます。

ですから、実は石塚小学校を検知したんですが、セシウムもヨウ素も出なかったんです。実は、石塚小学校は本当に早くプールの清掃をしておりましたので、もう既に5月中に清掃をしていたんです。ですから、1カ月ぐらいたっていたんです。それでも不検知だったので、今のような状況であるならば、それほど危険性はないのかなというふうに私どものほうでは。出たら大変だという思いがありましたけれども、現時点においては一応安全であるというふうに考えてよろしいのではないかと。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 都市建設課長矢内勝浩君。

○都市建設課長（矢内勝浩君） 12番三村議員の産業瓦れきの終了の広報をどのように行ったかということについてでございますけれども、常北地区、七会地区、桂地区の広報無線によりまして、その前の週からその終わりの週、それと終了の当日にかけまして、終了のお知らせのほうを行っております。ただその際に、今後個人負担になりますというよう

な表現は、特にそういうような言い方をしておりませんでしたけれども、4月30日をもちまして終了とさせていただきますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 震災直後に三村議員さんに行き会って、その中で、水の配給というようなことで、お話があったということでしたが、私の記憶の中で、ちょっと忘れてしまって、本当に申しわけありませんでしたが、震災直後というようなことで、いろいろ考えなければならないことがあったんだろうと思いますが、水の配給ということにつきましても、確かに一日、二日は水が出なかったことについて、そういう不的確な言葉を三村議員のほうに申し上げたのかなと思って、今反省しているところでございますので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 12番三村由利子君。

○12番（三村由利子君） 大体質問に対してお答えをいただいておりますが、最後に、やはりこの未曾有の大震災は、みんながパニックになりました。つまり町の防災対策マニュアル、これも十分に当初は機能しなかったということがあったと思います。機能するまでに時間がかかったと、私は思っております。

震災直後の現況においても、町長のあいさつの中で、気持ちの油断があったと述べられております。確かに起こるはずのないこの大震災で、我々一同、心して今後二度とこのような被災を起ささないよう、町民の命、財産を守るべき行政でなくてはならないと深く反省をしなければならないと思っております。

水の供給であります、こういうことがあったんです。コミセン前の給水車のところへ、民生委員の方が障害者の方で水を取りに来ることができない、独居老人、高齢者で水を取りに来ることができない、そういう人たちを地区の民生委員さんは、地区内を取りまとめ、お一人で車にペットボトルとポリタンクをたくさん持ち込んで、その水をいただこうと、そういう方のために来たわけなんです。ところが、その配給車の配水をしている方は、水は1人2リットルまで、これが限定だということで、民生委員さんが食い下がって、私は個人でもらいに来たのではないと。障害者の方に、水を取りに来られない方のかわりに、民生委員として来ているんだと言われても、それを言われてもどうしようもないということで、結局何回もその方は通ったということがありました。そういう民生委員の一番の地域の今回の光景、町民の方たちもしっかりと対応してくれた方たちに対して、やはりその辺の対応の仕方、やはりこれも反省点の一つかなと思っております。その辺の対策本部と給水車の連絡、その連携もしっかりととっていただきたいと思っております。

それから、先ほどの話を聞いておられますと、避難所の避難している人たちを把握していないというようなニュアンスに聞こえました。どこのどなたがどういう状況で来ているか

というそういうことも把握していなかったのでしょうか。それをもう一度お伺いいたします。

それから、放射線ではありますが、やはりこれは教育長さんは当然ご存じだと思いますが、気流の関係で刻々放射線の流れというのは変わります。1日1回はかったからそれで大丈夫だということではないと思うんです。ですから、週に2回と言わず、もっと測定を強化して、万全を期していただきたいと思います。

あの原発事故の3月16日、茨城県北茨城市の放射線量は通常の300倍に達しておりました。我が県においては、原発事故が起きたことを想定して、我が町も町民の避難先、これからもし東海の事故があった場合に、この城里の町民をどこどこへ避難させるか。その辺を今から県外と災害協定などを結ぶそういう準備に取りかかるおつもりが、町長の考えにありますかどうか、お伺いいたします。

そして、これ以上ないというような安全な安心なまちづくり、もう一度みんなで検討していかなければならないと思いますので、町長をリーダーに置いて、執行部も、そして議会も一丸となって災害対策本部、特にこの原子力対策においても一度検討していきたいと思いますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

以上、3回目を終わります。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） こういう震災があったときに、やはり一番大事なのは、地元のそれぞれのやっただいておる係の者、そういう人たちが大事なことであろうと思っております。

先ほど民生委員さんが何回か来て、そういう経過を踏まえたというようなことも今聞いたわけでございますが、そういうことにつきまして、やはり町内でそういうことも災害対策本部の中で、災害があったときには民生委員さんとか、区長さんとか、そういう方に対してもいろいろなこととお話をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

また、先ほど放射能の件につきまして、いろいろお話がありましたが、そういう中で、県内はもとより、放射能の場合なんかは県外のほうがいいんでしょうけれども、県外との交流を深めて、姉妹都市とかそういうのも考えていかなければならないと思っておりますので、そういう時期がございましたらば、皆様にお諮りいたしまして、いい方向で取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 総務課長三村 主君。

○総務課長（三村 主君） まず1点目ですけれども、コミセン前での給水関係につきましては、配慮が足りなかったのかなど、おわびを申し上げます。

それから、もう一点の避難所関係でございますけれども、避難所では避難者本人に記帳してもらう方法で、住所氏名を記入していただき、避難者リストの作成を行いました。避

難者の把握と安否問い合わせのために活用する目的で、住所氏名を記帳していただきました。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 教育長石原道明君。

○教育長（石原道明君） いろいろ三村議員のほうから貴重なご意見ありがとうございます。

私ども、これからの城里町を背負って立つ若い子どもたちを預かっております。想定外を想定しながら、万全を期さなくてはいけないというふうに思っておりますので、きめ細かい姿勢で、そして、保護者たちからのいろいろな不安が寄せられております。それに丁寧にお答えをしてみたいというふうに思っておりますので、どうぞ議員の皆様からいろいろなことがございましたら、お申しつけいただいて、私どもの不備を補っていただければというふうに感じております。

ありがとうございました。

○12番（三村由利子君） 前向きなご答弁をいただきまして大変ありがとうございます。以上で私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（小松崎三夫君） 以上で12番三村由利子君の一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方はサークル室Aにお集まりいただきたいと思っております。また、議員各位は控室でお待ちくださるようお願いいたします。

午後 2時33分休憩

午後 2時51分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま16番小坪 孝君が出席いたしました。

次に、通告第4号、5番関 誠一郎君の発言を一問一答方式により許可いたします。

5番関 誠一郎君。

〔5番関 誠一郎君登壇〕

○5番（関 誠一郎君） 3月11日の未曾有の震災におきまして、日本全体、いや、世界からも温かいご支援をいただき、日本復興に向けて今進行中でございます。そういう中で、中央では、とにかくこの被害を受けた国民のことをないがしろにして、足の引っ張り合いの与党野党、本当に残念な中でございますが、最低でもこの城里町議会、そして執行部一丸となりまして、この町の復興に全力で遂行していければと思っております。

そういう中で、震災被害、そして、今後の町長の運営の方針ということで、ただいまより質問に入りたいと思っております。

まず、第1点でございますが、大桂大橋についてでございます。

大桂大橋は、全協のときも聞きましたが、これはやはり大宮とこの城里の通行、また、商工圏でもある大宮への通行が、多分通行止めというような形で、大規模な工事が行われると思いますので、その工法、そしてまた、工事内容について、そしてまた、工事にはいつごろ着工するのかをお伺いします。

まず、第1点目ですが、この補修費の負担、これは国・県の補助をいただければ到底できないわけでありますので、その補助金のほどは幾らぐらいになるのか、そしてまた、工事の時期はいつごろになるのか、第1回目の質問といたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 関議員のご質問にお答えいたしたいと思えます。

桂にあります大桂大橋は、大字阿波山と常陸大宮市の水戸北部中核工業団地を結ぶ那珂川に架かる橋梁でございますが、このたびの震災により被災を受け、補修工事が必要となっております。その補修費についてですが、県の補助はありませんが、災害復旧事業費国庫負担法の適用が認められますと、工事費の3分の2以上について国の補助を受けられることになるわけでございます。

また、残りの工事費につきましても、災害復旧事業債を100%充当することができ、償還時の交付税措置が95%であることから、町の実質負担は最大でも工事費の1.7%程度になる見込みでございます。

なお、補修工事の実施時期でございますが、大桂大橋がかかっている那珂川の渇水期となる11月以降となるというようなお話でございます。

○議長（小松崎三夫君） 5番関 誠一郎君。

○5番（関 誠一郎君） 11月ごろということであります。また、それと同時に、もちろん1.7%の負担といたしますか、そういうふうな形になると思えますが、ぜひともこれは国・県に働きかけて、全額出していただいて、負担のないように努力していただきたいと思えます。

私も見てきたんですけれども、大宮とちょうど境界線です。その柱脚、約十四、五センチの台座が一つは折れて飛んでいる。あと桂側もすべて金属疲労を起こしている。それで、材質を調べたら、何と鋳物なんです。全く考えられない材質を使っていたなと思っております。

それと同時に、台座と橋げたを支えておるボルト、これが大宮側、要するに城里の部分ですけれども、6本か7本折れているのかなと思っております。それも台座のボルトは直径十二、三センチあるかな、ただ、橋げたを押さえているボルトのお粗末さ、細さ、これは驚きました。普通建築では考えられない細さであります。若干ですけれども、2センチほど桂、阿波山寄りに寄ったために剪断が生じ、ボルトが折れてしまったと。極論から言えば、台座と同じような橋げたを支えるボルトが必要ではなかったのかなと思っております。

す。

それと、一番ひどいのは、阿波山側であります。柱の橋脚はひどいほどクラックが入っておりますので、その工事の仕方、これは補強だけでは到底無理なのかなと思っておりますが、もし工事の内容、把握しておるんでしたら、答弁願いたいと思います。

2回目の質問を終わります。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 担当課長のほうから答弁させますので、よろしく申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 都市建設課長矢内勝浩君。

○都市建設課長（矢内勝浩君） 5番関議員のご質問にお答えいたします。

工事の内容についてということだというふうにお伺いいたしましたけれども、議員がおっしゃいましたとおり、ボルトが飛んでクラックが入っているというような状況でございます。工事の内容といたしましては、まずは、今は通行をかけておりますけれども、その通行をかけている橋を下から支える形で、ベントと申しますけれども、それで一たん橋げたを上を持ち上げます。それほど大きくではないですけれども、若干工事ができるような形で少し持ち上げます。それで、持ち上げますので、その期間については、車両の通行ができないということで、申しわけないんですけれども、通行止めをかけさせていただくことしかないと思います。

それで、持ち上げた後に、今壊れているというふうなお話がありましたけれども、その鑄物の部分を一たん取り外します。取り外しに当たりましては、クラックが入っている部分がありますので、コンクリートのその部分を一たん削り取って、高圧の水で削り取って、鉄筋を傷めないような形での方法のなると思いますけれども、削り取るような形で、一たんコンクリートをとって、その鑄物の台座を取り外します。その後、新しくコンクリートを打ち直しながら、今橋げたを支えているものを新しいものに取りかえるというような、この工事内容を城里側、それと、大宮側の堤防の部分について順次行っていくようなことを予定しております。よろしく申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 5番関 誠一郎君。

○5番（関 誠一郎君） そうしますと、台座に関してはわかりましたが、阿波山の部分、要するに、橋げたを押さえている部分、あとはその手前に阿波山の河原自治会ですか、そこへ行く通路がありますよね。その橋脚のコンクリート部分もクラックがかなりひどいと思います。これは多分カットして補修というわけにはいかないと思います。その辺の状況というのは把握していますか。

○議長（小松崎三夫君） 都市建設課長矢内勝浩君。

○都市建設課長（矢内勝浩君） 橋脚については、私どもで調査した範囲では、多少クラックは入っているんですけれども、大規模な補修だというような認識は、今のところ抱いていないんですけれども、そちらにつきましては、きちんと確認した上でお答えさせてい

ただきたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 5 番 関 誠一郎君。

○5 番（関 誠一郎君） いずれにしても、あそこの大桂大橋、グラウンドもありますし、やはり住民の憩いの場でもございますので、補修という形ではなくて、補強という形ができれば最善かなと思っておりますので。そしてまた、地域住民において早目の通行止めの告知、工事の告知をよろしくお願いいたしまして、大桂大橋についての質問を閉じたいと思います。

続きまして、第2点の桂保育所についてでございますが、桂保育所の被害状況、そしてまた、その被害について、直して再開する考えはあるのか。この辺を町長にお聞きしたいと思っております。

それと、2点目ですが、今後の町の幼児教育方針についてでございますが、これは、七会保育所、そして常北幼稚園と、各地区で1カ所ずつ町で運営しているものがあるという中で、今後その保育所、桂に関してどのように考えているのか、お聞きしたいと思っております。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） ただいま桂保育所についてのご質問でございますが、桂保育所につきましても、地盤の弱い地域であることなのか、また、建設から28年という老朽化によるものかは明確ではありませんが、大きな被害を受けたわけでございます。施設全体が崩壊しており、危険であるため、休園をしている状況でございます。

施設の状態につきましては、増築の際に設計を委託いたしました業者に調査を依頼し、危険であることを確認しておるところでございます。また、再開の考えにつきましては、本来であれば早急に施設修繕に着手し、再開することが住民に対する子育て支援であると考えているところでございますが、幸いにして、桂保育所周辺には私立の施設がございまして、入所に余裕があるということで、震災直後から幼児を預かっていただいていた経緯がございます。子どもたちも新しい保育所に溶け込んできたことと思っております。そのようなこともあり、今後は民間保育を推進してまいりたいと考えているところでございます。

また、今後の町の幼児教育の方針についてというようなことでございますが、公立保育所の今後について答弁させていただきます。

保育施設につきましては、民間保育施設が町内に4園あり、定数に余裕が見られますが、それぞれ職員研修の実施や人事交流等により、職員の資質の向上に努めておるところでございます。今後ますますこれらの民間保育施設の質が向上するものと思われますので、計画を明確にし、民間保育施設を主にしてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 5 番 関 誠一郎君。

○5 番（関 誠一郎君） この震災によりまして、本当に被害が大きかったなと思ってお

ります。そういう中で、町の対応、要するに保護者を集めまして、こういう状況でやるから、どの保育所に行くというような集まりをやりまして、各幼児がそれぞれの保育所に行ったわけでありまして。そういう中で、桂幼稚園が一番多かったのかなと思っております。

桂幼稚園、私行っているいろいろ話を聞いてまいりました。そういう中で、最初1カ月近くは落ち着きがなかなかとれないと。やはり子どもの中でも不安があったのだろうと。ただ、これは桂幼稚園の子どもたちも不安があったということ認識しなければなりません。桂保育所だけの子どもだけではないわけでありまして。

そして、1カ月ぐらいたって、また幼稚園へ行きましたら、非常に落ち着いて、一時は幼稚園の先生方、大変だったらしいです。とにかくもう落ち着きのない中で、言うことも聞かない。それが今本当に楽しく生活しているんですよという話を聞いて、大変喜んでおるところでございますが、今の町長の発言等々によりまして、民間にゆだねていく考えでいるということでありまして、確かにここ過去3年間の出生数を見ますと、昨年104人、前年度123人、前々年度が118人と、やはり平均115人という本当に少子化を数字であらわしているような現状でございます。あの保育所にかかわる運営、町にとっても年間4,600万円でしたか、そのぐらいのお金がかかっておるのは現状であります。そういう中で、今後町長がそういう形で考えているというのであれば、町の桂幼稚園に対する助成とか、そういう部分は考えているのかどうか、再度お伺いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 今の桂幼稚園とそれから園の中にあります保育所、そして、七会の保育所で、今までの桂保育所でおりましたお子さんを預かっていたいただいております。そういう中で、桂幼稚園が一番多く預かっていたいただいておりますが、そういう中で、桂幼稚園は私立でございますので、私立でありますと、そこへ桂保育所のお子さんたちも行った中では、何かと細かい費用というものがなかったのではないかなと思っておるところでございますが、そういうことにつきましても、少しでありますけれども、助成していきたいと思っております。

また、私立の桂幼稚園につきましても、いろいろ話し合いをしながら、どの程度の援助ができるのか、この辺はこれからの中で考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 5番関 誠一郎君。

○5番（関 誠一郎君） わかりました。

要するに、あったものがなくなってしまった。また、その場所を利用できなくなってしまったということでございますので、幼児教育、これはやはり町にとっても、県にとっても、日本にとっても大事な教育時期でございますので、ないがしろにならないような、そしてまた、父兄と十分な話し合いの中、納得した上の中で今後方向性を決めていただきたいと思います。

それと、これは質問ではないんですが、今回請願書が出ているわけでございますが、私が請願書に印鑑を押したのは、ある文書を削除してくれというようなことであつたんですが、やはり私のところへ印鑑を持ってきた文書と違うと。そういうことで、また内容も載っている、記述しているということは、一人の議員としてどう見て請願を出すのか、本当に残念でならないわけでありませう。

今後町に対して、なお一層の幼児教育に尽力して下さいますようお願いいたしまして、保育所についての質問を終わりにします。

3番目ですが、復旧工事についてでございます。

地震で、もちろん各道路、河川、本当に甚大な被害を受けたわけでございますが、できるだけ地元の業者の見積もりをお願いし、地元の業者に仕事をやっていただくと。やはり地元で精通した業者でございますので、なるべく地元に入札のほうをお願い、工事のほうをお願いということでいきたいと思ひますが、こういう時期でございますので、Aランク、Bランク、Cランクと、ランクづけがございますが、そういうランクづけを多少なりとも緩和していただきまして、この地震の対応に、工事に対して執行部、また町長のほうでやっていただける考えがあるかどうか、質問したいと思ひます。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 関議員のご質問にお答えいたしたいと思ひます。

震災直後からこれまでに実施いたしました応急復旧工事につきましては、町内の業者のご協力をいただきながら行ってきたところでございます。今後予定している国補単独の災害復旧工事などにつきましても、特殊な工法及び設備が予定されている復旧工事を除きましては、原則的に町内の業者に発注していきたいと考えております。

ただし、先ほどもお話がございました大桂大橋の災害復旧につきましては、特殊な工法が予定されていることや、復旧に係る工事費が大きくなることから、対応可能な業者への発注を想定しております。

また、上下水道工事等につきましても、特殊工法等以外につきましては、原則町内業者への発注を考えておるところでございます。

○議長（小松崎三夫君） 5番関 誠一郎君。

○5番（関 誠一郎君） なるべく100%に近くお願いしたいと思ひます。というのは、本当にこの災害を期に一生懸命になって道路補修工事とかやってくれております。そういう中で、地元企業育成、業者育成にご尽力して下さいますようお願いしまして、復旧工事についての質問を終結いたします。

4番、モニタリングについてですが、先ほど来、三村議員からもありましたが、県で月に2回でしたか、モニタリング調査をしておりますが、この公表は速やかにすべきではないのかなと思ひております。私は公表の方法ということに対して、ちょっと問題ではない

かなと思ひまして、今回の質問に至ったわけでございます。

2番目に、やはり先ほど三村議員からもありました土壌の調査、これを速やかに測定し、そしてまた、公表していただくことはできないのか、これを町長にお聞きしまして、1回目の質問とします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 茨城県が実施している大気中の放射線量モニタリングにつきましては、5月から7月までの期間、第2、第4水曜日に放射線量を計測するという計画でございます。県を初めとする5つの機関がモニタリングカーにより城里町役場駐車場に向いて計測するもので、その結果については県のホームページ等において翌日公表されておるところでございます。

公表等につきましては、それぞれ担当課長のほうから申し上げますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

地面の放射能の値を速やかに測定し、公表すべきではないかというようなことも、今、関議員のほうからお話がございました。学校施設における地面の放射能測定につきましては、先ほど三村由利子議員の質問に、教育長のほうから答弁を申し上げますとおり、今後校庭の土壌検査等を予定しており、その結果につきましては、速やかに公表してまいりたいと考えております。

また、農地につきましては、農林水産省が県内18カ所で測定をしておりますが、城里町は該当しておりません。近隣では水戸市、茨城町、常陸大宮市の水田と畑で測定が行われて、その分析結果が公表されております。いずれも基準値内の数値と、今のところなっているところがございますが、いつ多くなるかわかりませんので、その辺のところはこれから注目してまいりたいと思っております。

あと、それぞれの担当課長のほうから細かい点につきましては答弁させますので、よろしくお願ひします。

○議長（小松崎三夫君） 総務課長三村 主君。

〔総務課長三村 主君登壇〕

○総務課長（三村 主君） それでは、モニタリングの公表関係についてご答弁を申し上げます。

公表につきましては、防災無線についても検討をいたしましたけれども、音等伝達方法ですと、まれではございますけれども、公表した数値を誤って認識するなど、混乱を招くおそれがあります。また、広報紙等での紙媒体ですと、情報を提供するまでに時間を要しますので、タイムリーに伝わらないことから、今回ホームページ上に掲載をしたところでございます。

なお、これらの結果につきましては、コミュニティセンター入り口に掲出しますとともに

に、電話でも対応をしているところがございます。

モニタリングにつきましては、以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 5 番 関 誠一郎君。

○5 番（関 誠一郎君） 先ほど三村議員からも、この測定値でありましたけれども、今回の福島原発と JCO の違いは皆さんご存じですか。今回の福島原発は、放射性物質が飛散したわけです。あの JCO の場合には放射線が放出した。だから、マイクロシーベルト、ミリシーベルト、ベクレルという数字があるんです。このベクレルというのは放射能の量、いわゆるセシウム、ヨウ素、けさの新聞ですか、ストロンチウムは4,500倍が検出された。その放射性物質が飛散している。セシウムというのは、この地面に付着したら約30年間で半減するらしいですけれども、30年間放出しっぱなし、300年でなくなるだろうというような本当に恐ろしいものです。ですから、土壌の検査を早急に測定していただき、そして、公表していただきたい。

ただ、その公表の方法ですが、ホームページ、これは国でも、県でもやっていますが、実際にこの町民でホームページを何人見えていますか。この議員の中でも何人見えていますか。最低でも幼稚園から中学校まで、学校へ行っている子どもたちの父兄には数値の文書で渡していただければありがたいなど。要するに地面に今セシウムがいっぱいある中で、子どもたちはサッカーをやり、野球をやり、グラウンドでスライディングすることもあるんです。それが口の中に入るといふこともあるんです。そういう中で、早目に保護者に安心していただけるように、私どもこの間、議会の中で中学校のぺら一枚もらいました。このような形でも結構ですので、測定したら父兄にお渡しできないかということで2回目の質問を終わりにします。

○議長（小松崎三夫君） 教育長石原道明君。

○教育長（石原道明君） 関 誠一郎議員さんにお答え申し上げます。

基本的には先ほど申しましたように、私どもでとったものを学校にインターネットで通信します。学校ではいろいろな形で、主に行っているのは、学校だよりというふうな形で、月に1回か2回かは父兄に対しての広報があります。それ以外に生徒指導だよりとか、各学年だよりとか、種々のものがあるんですが、私どもは学校長のほうにはその学校から出すものについて、一番近々の資料を提出するようというふうなことでお願いをしています。

こういう時期ですので、そういうものを頻繁に出すように各学校にお願いしたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 5 番 関 誠一郎君。

○5 番（関 誠一郎君） なるべく速やかにお渡しいただければと思います。プラス土壌の調査も加えて公表していただきたいと思います。

モニタリングについて、以上、質問を閉じたいと思います。

続きまして、自主防災組織についてでございますが、これは南條議員の質問とちょっとかぶるかもしれませんが、私が言いたいのは、この城里町に54区ありまして、ただいま12区自主防災組織というものがあると思います。私ども住んでいるところは阿波山2区で、もう2回自主防災訓練を行って、いざ災害のときにどうしよう、炊き出しをどうしよう、そういうような訓練をしてきたわけですが、今回の地震において、自主防災の活動、これは役場としてどのように把握しているのか、そしてまた、今後の対応をどのように考えているのかをお聞きして、1回目の質問を終わりにします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 自主防災につきましては、ただいま関議員のほうからもお話がありましたように、54区ある中で、現在12団体が組織されておりますが、今回の震災におきまして、活動が確認できたという組織は、高根区の1組織のみでございました。その活動内容でございますが、組織で購入し、保管していたインスタント食品を地域内の世帯へ配布していただいたというものでございます。本当にありがたいことでございます。

そのほかの組織のことにつきましては、報告を受けておりませんが、今回の災害では、広域的にライフラインが大きなダメージを受け、組織内の会員の多くの方が自身も被災しており、組織が機能せず、活動ができなかったのではなかったのかなと思っております。

自主防災組織は、今回のような大災害が発生した際に、地域住民が的確に行動し、被害を最小限にとめるため、日ごろから災害に対する備えをし、災害が発生した場合には被災者の救出や情報収集、さらには避難所の運営などの活動をするなど、重要な役割を担っておるところでございます。行政の指示を得ないで地域住民が連携して活動に取り組む協働を基本とした組織でございますので、これからもそういう意味で指導する時期があった場合には指導していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 5番関 誠一郎君。

○5番（関 誠一郎君） 指導ということでございますが、これは本当に名前上、自主防災組織、やはり各地区で自主防災の組織がある。また、住民でございますが、これはやはり54まで広げていただきまして、この間の地震のときに、やはり行政側の枝葉となるような行政自主防災、自主防災組織にならなければなんの意味もないと思うんです。やはり自主防災皆さん被災されたということは確かかもしれません。でも、やはり町が主導をとって、自主防災組織の運営のあり方、要するに、指導と育成ということをやれば、役場職員が54区各ちらばってやることもないかもしれない。そこから情報を得られるかもしれない。それによって行政がどうやって対応しているかという判断ができるかと思ひます。

この自主防災組織、ちゃんとしたリーダーは研修を受けておるわけでございますが、町としてももっと力を入れていただいて、この自主防災組織のさらなる向上を目指していっ

ていただければと思います。

町長は今後対応していくということでございますので、自主防災については、ここで質問を閉じます。

常北中の建設については、ダブリますので、割愛させていただきます。

続いて、7番庁舎についてでございますが、これも前にございましたが、専決で予算を計上するぐらいでございますので、やはり早急に検討委員会を立ち上げ、やはり解体のときから検討委員会を立ち上げ、どうするかというような議論をするのが一番ベターだと思いますが、先ほど町長のご答弁では、来年度解体するというところでございますが、この検討委員会をいつごろ立ち上げるのか。この辺の町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 庁舎の建設につきましては、先ほど南條議員からもご答弁申し上げましたが、重複する点があるかと思いますが、ご了承いただきたいと思います。

本庁舎につきましては、本年度は解体に伴います設計を行い、次年度取り壊し工事を実施し、職員レベルでの検討委員会とあわせて、（仮称）城里町庁舎建設検討委員会を組織して、検討してまいりたいと考えておるわけでございます。

本当は早い時期に建設検討委員会を立ち上げなければならないと思っておりますが、今、庁舎の中にはいろいろ書類等もございます。これは桂支所についても同じなんです。その書類等の整理を先にしていかなければならないと思っております。これは5年間残しておかなければならない書類とか、早急に処分しても構わない書類とか、そういうものを区分けしなければなりませんので、そういうので、少し時間をとられるのかなと思っております。

なるべく早く城里町の庁舎建設検討委員会を、そういう中で検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 5番関 誠一郎君。

○5番（関 誠一郎君） 最低でも時期はいつごろという答弁をしていただきたかったんですけども、今のところの考えでは、余り頭はないのかなと思って、これ以上答弁は求めることはしません。

あとは庁舎についてですが、あしたやる三村議員も重複しますので、建設検討委員会についてはこれで閉じたいと思います。

続いて、8番目の七会診療所建設でございますが、やはり地震による被害を受けた。ただ、私を見る限りでは鉄骨等で内壁、外壁、あれは図面で見ますとブロックづくりなんです。それがただクラックが入っているという現状の中で、今開業しておるわけでございます。先ほど申し上げました庁舎建設のほうが先ではないのかなと。というのは、5月20日に国民健康保険運営協議会の中で、町長がどうしても建てたいと。建設委員会を立ち上

げてくれという話の中で、私も時期尚早ではないのかということで、協議会の中でお話ししたわけですが、今でも町長がその七会診療所建設を進めていきたいのかどうか、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 七会地区にある診療所でございますが、前に国保運営審議会の席上で、継続というようなことをご配慮いただいたわけでございます。私といたしましては、過疎債を使えて、そして、過疎債はご存じのように30%の負担で済む。そして、そのうち今の時期ですと15%の県の補助があるということで、15%の負担というような中で、建設ができるというようなことをごいましたので、なるべくそういう負担がかからないような中で、建設ができればありがたいなと思っているところでございますので、早急に庁舎の建設検討委員会を立ち上げて、そして、七会診療所につきましても、建設検討委員会を立ち上げていただけたら大変ありがたいかなと思っているところでございます。

○議長（小松崎三夫君） 5 番関 誠一郎君。

○5 番（関 誠一郎君） 15%大きな補助がある。要するに15%の負担で建つんだというお話でございますが、やはりこの住民の憩いの場であるコミュニティセンターをこの行政側が、悪い言葉で言えば占拠してと、要するに、住民の憩いの場を住民が利用できないという、これは住民サイドから考えましてもどうなんだろうと、私は思っておりますので、今この厳しい財政の中で、お金を投入していくものには、今必要なもの、困っているもの、これが最重要かと思えます。

町長ももう一度この診療所建設に対しまして、熟慮、よく考えていただきまして、優先順位、そういうものを踏まえまして、英断されることを期待するものであります。

診療所建設については、以上で質問を終わります。

いろいろ震災、そしてまた、これからの問題ということでお願いしてまいりましたが、執行部の素早い対応、これを切にお願いしまして、私の一般質問を閉じたいと思えます。

○議長（小松崎三夫君） 以上で5 番関 誠一郎君の一般質問を終結いたします。

散会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、あす15日は午前10時から再開し、3 番三村孝信君の一般質問から入りますので、午前9時50分までにご参集くださいますようよろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでございました。

午後 3時39分散会